

令和 7 年度
第 3 回 近畿道路啓開計画協議会

開催日時：令和 8 年 3 月 24 日（火）13:30～15:00
開催場所：近畿地方整備局 5 階共用会議室（WEB 併用）

次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - （１）近畿道路啓開計画（案）
 - （２）今後の進め方（案）
3. その他
4. 閉 会

近畿道路啓開計画
地震・津波編
(案)

令和 8 年 3 月

近畿道路啓開計画協議会

目 次

1 計画の目的と想定する大規模災害	1
1.1 計画の目的	2
1.2 想定する大規模災害	2
2 道路啓開の目標	4
2.1 道路啓開の目標	5
3 優先的に啓開を実施する路線・区間	6
3.1 防災拠点の設定	7
3.2 被災地域への啓開路線の設定	20
3.2.1 啓開候補路線の考え方	20
3.2.2 被災地支援に向けた優先的に道路啓開を実施する路線・区間の設定	20
3.2.3 海路・空路を活用したアクセスルートの確保	40
4 道路啓開の方法	45
4.1 道路啓開作業	46
4.1.1 計画の発動基準	46
4.1.2 道路啓開の作業体制の構築	46
4.1.3 啓開ルートの決定	46
4.1.4 道路啓開の作業要領	46
4.2 啓開作業の手順（タイムライン）	50
4.3 管理区分を超えた道路啓開の実施	53
4.3.1 路線・区間の設定	53
4.3.2 管理区分を超えた道路啓開の発動条件	53
4.3.3 道路啓開の権限代行への移行	55
4.3.4 管理区分を超えた道路啓開にかかる費用負担	55
4.4 道路啓開を実施する建設業者等	55
5 資機材の備蓄・調達	70
5.1 資機材の必要量の算出	71
5.1.1 被害想定	71
5.1.2 被災想定に対する必要資機材量	74
5.2 備蓄量及び不足量の確認	76
5.3 不足量の対応（調達）	77
5.4 備蓄量の確認と見直し	77
5.5 想定を超えた状況への対応	77
5.6 その他	77
5.6.1 仮置き場の確保	77

5.6.2 燃料調達体制	78
6 実践的な訓練	79
6.1 実践的な訓練	80
7 情報収集・伝達.....	82
7.1 道路管理者と関係機関における連絡体制の構築.....	83
7.1.1 連絡体制の構築	83
8 その他	85
8.1 道路啓開計画策定協議会	86
8.2 道路啓開計画のスパイラルアップ（定期的な計画の見直し）	86
8.3 「道の駅」の活用	86
8.3.1 「道の駅」の拠点指定.....	86
8.3.2 24 条承認の特例	86
8.4 道路啓開ルートのリスクの整理	90
8.5 地域の道路ネットワークの課題等の整理.....	98
8.6 複合災害について	100

1 計画の目的と想定する大規模災害

1.1 計画の目的

道路啓開とは、緊急車両の通行を確保するため、発災直後から道路上に堆積した土砂や瓦礫等の障害物を除去し、段差を解消するなどして、被災地への救援ルートを切り開く作業をいう。

東日本大震災においては、岩手県、宮城県、福島県を中心とした太平洋沿岸部が巨大津波により広範囲で被災した。発災直後に立案された「くしの歯作戦」のもと、県境を越えて広域的な道路啓開が実施され、津波被害地域への救助・緊急物資輸送ルートが確保され、人命救助や復旧・復興に大きく寄与した。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震においては、石川県輪島市及び志賀町で観測史上初となる震度7を記録するなど、能登半島全域で甚大な被害が生じた。道路においても、E41 能越自動車道・のと里山海道や国道249号などの主要幹線道路、県道、市道等において大規模な土砂崩落等により多数の箇所が交通が寸断された。道路啓開作業は、半島部特有の地形など厳しい条件の下、発災直後から道路管理者、県、自衛隊、建設業団体等の関係者が連携して進めたところであり、人命救助、ライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保等に不可欠である道路啓開の重要性が改めて認識された。

これらを踏まえ、令和7年に道路法（昭和27年法律第180号）が改正され（令和7年4月16日公布・施行）、道路管理者が道路法第28条の2第1項に規定する協議会において道路啓開計画を策定することが法定化された。

本計画は、近畿圏域（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）における関係道路管理者のほか、警察、消防、自衛隊、建設関連団体、ライフライン事業者等から構成される「近畿道路啓開計画協議会」での協議を経て、道路法第22条の3に定める道路啓開計画として策定するものであり、関係機関との連携・協力により、大規模災害時における道路啓開の実効性を向上させることを目的とする。

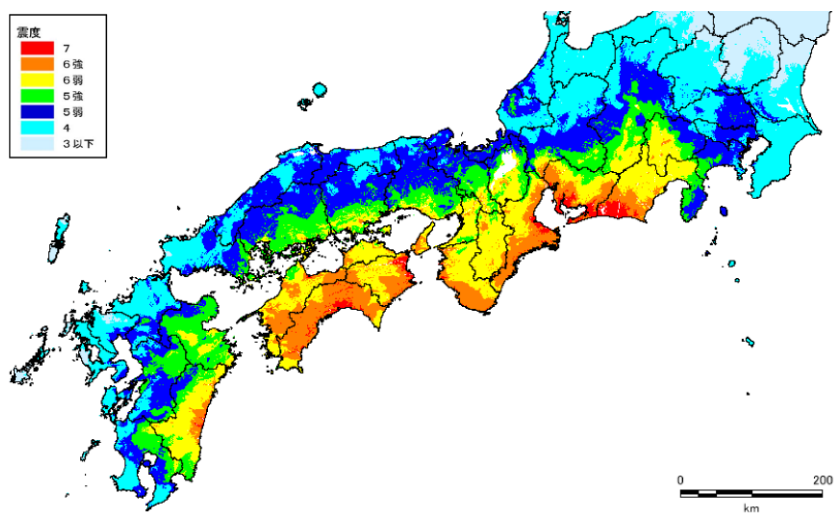
1.2 想定する大規模災害

近畿圏域で過去に発生した地震の規模及び被災状況を踏まえ、本計画では、近畿圏域において最大規模の被害が想定される「南海トラフ地震」を対象災害として設定する。

南海トラフ巨大地震が発生した場合、静岡県から宮崎県にかけての広い範囲で震度6弱以上の強い揺れが想定されている。近畿圏域においても、南海トラフ地震により広域で震度6弱以上の揺れが発生する可能性があり、甚大な地震災害となるおそれがある。

本計画では、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条に基づき指定された「南海トラフ地震防災対策推進地域」（令和7年7月1日）を啓開作業の対象エリアとし、津波浸水想定区域内の32市18町を被災エリアとする。

また、南海トラフ地震発生時には、近畿北部地域から被害の大きい紀伊半島および淡路島へアクセスを確保するため、優先的に啓開するルートを設定し、南方向への道路啓開を進めるものとする（図1.2.2参照、近畿南進作戦）。



出典：南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会 地震モデル報告書（図表集）

図 1.2.1 南海トラフ巨大地震での震度分布

【近畿南進作戦】

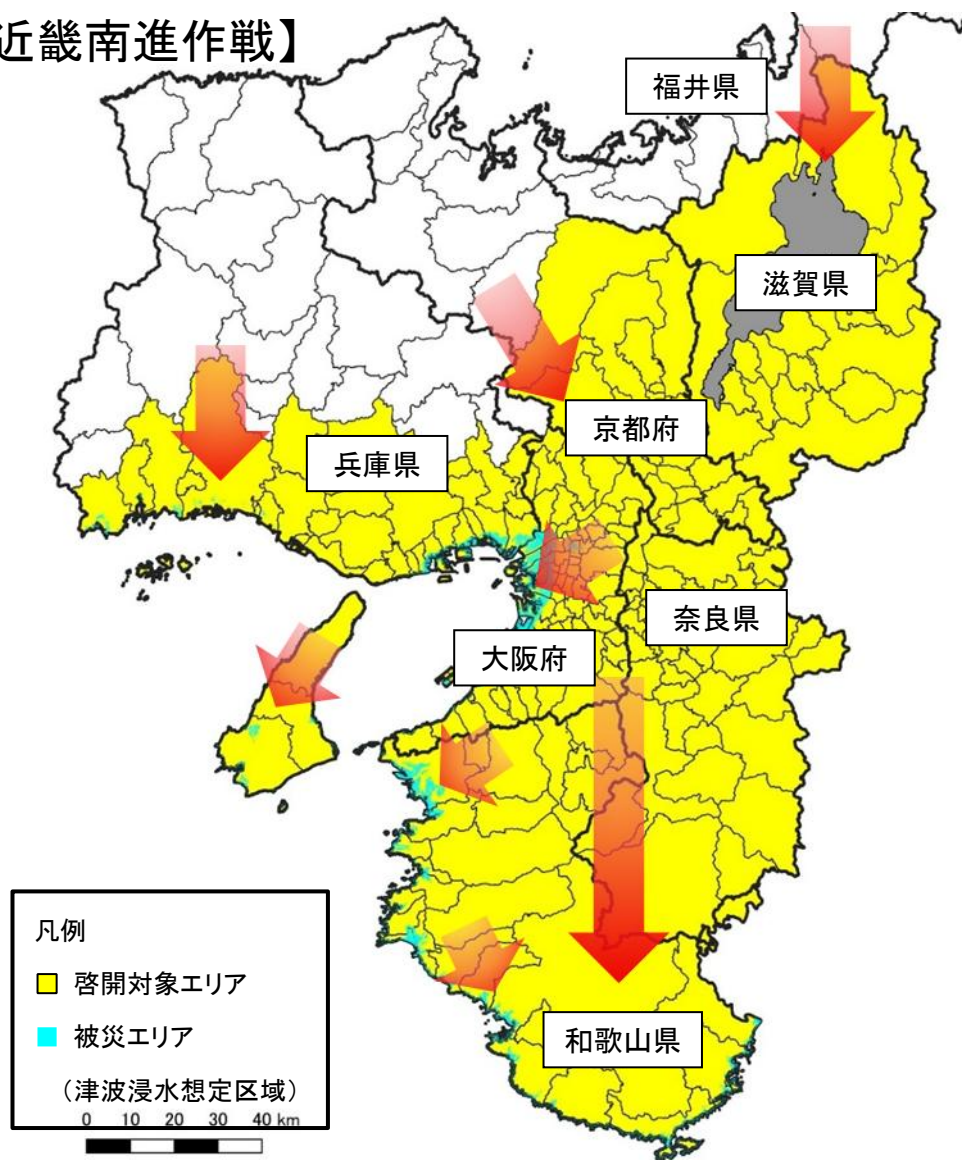


図 1.2.2 本計画における啓開エリア（南海トラフ地震防災対策推進地域）

2 道路啓開の目標

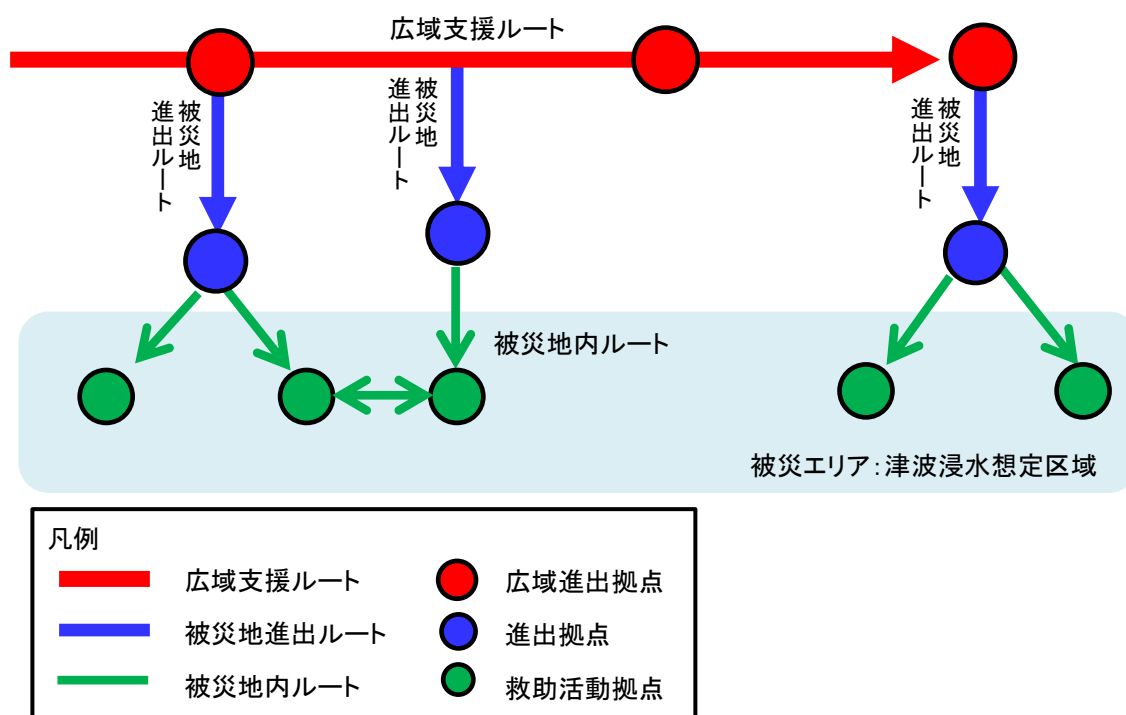
2.1 道路啓開の目標

発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯である。このため、人命救助およびこれに必要な活動へ人的・物的資源を優先的に配分することが重要である。

被災地へのアクセスルートの道路啓開については、こうした観点を踏まえ、発災から概ね72時間以内を目標として、道路ネットワークの整備状況を考慮しつつ実施する。具体的には、広域な移動ルート（以下「広域支援ルート」という。）の啓開を概ね24時間以内、主な被災地へのアクセスルート（以下「被災地進出ルート」という。）の啓開を概ね48時間以内、被害が甚大な被災地内ルート（以下「被災地内ルート」という。）の啓開を概ね72時間以内とする（表 2.1.1、図 2.1.1 参照）。

表 2.1.1 道路啓開の目標

①広域支援ルート	： 発災から概ね 24 時間以内
②被災地進出ルート	： 発災から概ね 48 時間以内
③被災地内ルート	： 発災から概ね 72 時間以内



3 優先的に啓開を実施する路線・区間

3.1 防災拠点の設定

道路啓開の目標を達成するために必要となる防災拠点として、広域進出拠点、進出拠点、救助活動拠点を設定する。

防災拠点の考え方については、「道路啓開計画ガイドライン【地震・津波編】（国土交通省、R7.7）」、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（中央防災会議、R7.6）」、「各府県の広域受援計画」、「各府県の地域防災計画」および「各府県の緊急輸送道路ネットワーク計画」等を踏まえ、表 3.1.1 に示すとおりとする。これに基づき、各府県において設定した施設を表 3.1.2～表 3.1.7 に示す。

表 3.1.1 防災拠点の考え方

種別	拠点の役割	拠点の機能	主な設定拠点例
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一次的な目標となる拠点等	・司令塔・本部機能 ・広域応援部隊の一次参集・ベースキャンプ機能	・空港 ・国（国道事務所等） ・県（県庁、土木事務所等） ・高速道路事務所 ・市区町村役場（主要都市等） ・災害拠点病院（主要病院） ・自衛隊 等
進出拠点	広域支援ルートから被災地（活動拠点）に向けた被災地進出を接続する防災拠点	・広域進出拠点と連携した物資中継機能 ・被災地進出に向けた活動拠点	・市区町村役場（支所等） ・消防署・警察署 ・備蓄・集積・輸送拠点（ヘリポート・広域物流拠点等） ・災害拠点病院 ・ライフライン拠点 等
救助活動拠点	被災地（津波浸水域内等）の啓開の拠点となる防災拠点	・被災地の道路啓開活動・災害対応の実行機能	・備蓄・集積・輸送拠点（備蓄倉庫等） ・港湾、漁港 ・製油所・油槽所 等

表 3.1.2 防災拠点の設定（滋賀県）

種別	拠点施設
広域進出 拠点	(広域防災拠点等) 陸上自衛隊今津駐屯地、陸上自衛隊大津駐屯地、草津 PA《下り線》、大津 SA《上り線》、 大津 SA《下り線》、滋賀医科大学グラウンドおよび体育館、滋賀県立大学未利用地および多 目的ホール、浅野運輸倉庫(株)第7号倉庫、センコー(株)守山 PD センター3号倉庫、日本通 運(株)大津支店甲賀2号倉庫
	(国等) 国土交通省滋賀国道事務所、彦根維持出張所
	(県) 滋賀県庁舎(災害対策本部)、滋賀県南部合同庁舎、滋賀県甲賀合同庁舎、滋賀県東近江合 同庁舎、滋賀県湖東合同庁舎、滋賀県湖北合同庁舎、滋賀県高島合同庁舎、滋賀県大津土 木事務所
	(市町役場:主要都市等) 大津市役所
	(高速道路事務所等) 滋賀県道路公社、中日本高速道路(株)名古屋支社 彦根保全・サービスセンター、西日本高 速道路(株)関西支社 滋賀高速道路事務所
	(災害拠点病院等:主要病院) 大津赤十字病院
	(警察署) 滋賀県警察本部、滋賀県警交通機動隊、高速道路交通警察隊本隊・栗東分駐隊、高速道路 交通警察隊彦根分駐隊、高速道路交通警察隊信楽分駐隊、大津警察署、甲賀警察署、東近 江警察署、米原警察署、木之本警察署、大津北警察署
	(消防署) 大津市消防局、湖南広域消防局、甲賀広域行政組合消防本部、東近江行政組合消防本部、 彦根市消防本部、湖北地域消防本部、高島市消防本部
	(ライフライン拠点) 関西電力送配電(株)滋賀本部、NHK(日本放送協会)大津放送局
	(備蓄・集積・輸送拠点:物流拠点、備蓄基地、IC、道の駅等) 長浜ドーム、水ロススポーツの森、希望ヶ丘文化公園、鴻池運輸(株)関西支店 滋賀流通センタ ー営業所、(株)ダイコーロジサービス第2 倉庫、日本通運(株)大津支店、アヤハ運輸倉庫(株) 湖東倉庫、日本通運(株)滋賀支店彦根事業所、日本通運(株)長浜支店、大津IC、瀬田西IC、 瀬田東IC、栗東IC、栗東湖南IC、竜王IC、蒲生SIC、八日市IC、湖東三山SIC、彦根IC、 米原IC、長浜IC、小谷城SIC、木之本IC、草津田上IC、信楽IC、甲南IC、甲賀土山IC、多 賀 SA(多賀 SIC 下りのみ)、賤ヶ岳SA《上り線》、賤ヶ岳SA《下り線》、道の駅「あいの土山」、 道の駅「妹子の郷」
	(その他:広域避難地) 皇子山運動公園、荒神山公園
進出拠点	(県:土木事務所等) 滋賀県長浜土木事務所木之本支所
	(市町役場) 草津市役所、守山市役所、栗東市役所、野洲市役所、湖南市役所東庁舎、西庁舎、甲賀市 役所、近江八幡市役所、東近江市役所、日野町役場、竜王町役場、彦根市役所、愛荘町役 場、豊郷町役場、甲良町役場、多賀町役場、米原市役所本庁舎、長浜市役所、高島市役所
	(国等) 草津維持出張所、堅田維持出張所、国土交通省琵琶湖河川事務所
	(警察署) 滋賀県警機動隊、滋賀県警機動警察隊、草津警察署、守山警察署、近江八幡警察署、彦根 警察署、長浜警察署、高島警察署

種別	拠点施設
進出拠点	(消防署) 愛知消防署、米原消防署、長浜消防署東浅井分署、長浜消防署伊香分署、滋賀県消防学校
	(災害拠点病院等) 日本赤十字社滋賀県支部、市立大津市民病院、滋賀医科大学医学部付属病院、彦根市立病院、長浜赤十字病院、近江八幡市立総合医療センター、済生会滋賀県病院、淡海医療センター、公立甲賀病院、高島市民病院
	(ライフライン拠点) NTT(株)滋賀支店、大阪ガスネットワーク株式会社京滋事業部、琵琶湖開発総合管理所、BBC びわ湖放送
	(備蓄・集積・輸送拠点:物流拠点、道の駅、ヘリポート等) 土山SA 《上り線》、琵琶湖競艇場第1 無料駐車場、びわこ文化公園、湖西浄化センター、彦根総合スポーツ公園、滋賀県立男女共同参画センター、湖南中部浄化センター、陶芸の森、文化産業交流会館、奥びわスポーツの森、びわ湖こどもの国、滋賀県陸上輸送協同組合、辻運輸(有)、滋賀貨物運輸(株)湖西支店、道の駅「せせらぎの里こうら」、滋賀県警航空隊ヘリポート、滋賀県防災航空隊ヘリポート
	(港湾、漁港) 大津港、彦根港、長浜港、びわ湖大橋港、南小松港、今津港、今津漁港、大浦漁港、長命寺港、矢橋帰帆島
	(その他:広域避難地) 守山市民運動公園、近江八幡市立運動公園

表 3.1.3 防災拠点の設定（京都府）

種別	拠点施設
広域進出 拠点	(広域防災拠点等) 陸上自衛隊宇治駐屯地、陸上自衛隊大久保駐屯地、京都御苑、京都府立山城総合運動公園
	(府:府庁等) 京都府庁、宇治総合庁舎(山城広域振興局)、乙訓総合庁舎(乙訓土木事務所)、田辺総合庁舎(山城北土木事務所)、木津総合庁舎(山城南土木事務所)、亀岡総合庁舎(南丹広域振興局)、園部総合庁舎(南丹土木事務所)、南丹土木事務所美山出張所
	(市町村役場) 京都市役所
	(高速道路事務所) 西日本高速道路(株)京都高速道路事務所、西日本高速道路(株)亀岡高速道路事務所
	(備蓄・集積・輸送拠点:ヘリポート、道の駅、備蓄倉庫) 道の駅「ガレリアかめおか」、道の駅「美山ふれあい広場」、道の駅「お茶の京都 みなみやましろ村」、木津倉庫、亀岡倉庫、向日町倉庫、乙訓倉庫
進出拠点	(広域防災拠点等) 京都市消防活動総合センター、名神高速道路 京都東IC料金所西側付近、京都縦貫自動車道 沓掛IC東側 洛西消防出張所付近、京都競馬場 駐車場付近、国立京都国際会館 駐車場付近、京都競馬場 東駐車場、京都消防ヘリポート
	(府:府土木事務所等) 京都府京都土木事務所
	(市区町村役場:役場、土木事務所等) 北区役所、上京区役所、左京区役所、中京区役所、東山区役所、山科区役所、下京区役所、南区役所、右京区役所、西京区役所、西京区役所 洛西支所、伏見区役所、伏見区役所 深草支所、伏見区役所 醍醐支所、宇治市役所、亀岡市役所、城陽市役所、向日市役所、長岡京市役所、八幡市役所、京田辺市役所、南丹市役所、南丹市役所 美山支所、南丹市役所 八木支所、南丹市役所 日吉支所、大山崎町役場、久御山町役場、(新)井手町役場、宇治田原町役場、木津川市役所、木津川市役所 加茂支所、木津川市役所 山城支所、笠置町役場、和束町役場、精華町役場、南山城村役場、北部土木みどり事務所、左京土木みどり事務所、東部土木みどり事務所、南部土木みどり事務所、西部土木みどり事務所、京北・左京山間部土木みどり事務所、西京土木みどり事務所、伏見土木みどり事務所、京都市交通局
	(国等) 国土交通省京都国道事務所、京都第一維持出張所、京都第二維持出張所、京都運輸支局、京都地方気象台、近畿農政局、近畿中部防衛局京都防衛事務所、文化庁 地域文化創生本部、厚生労働省 京都労働局、財務省 近畿財務局 京都財務事務所
	(高速道路事務所) 西日本高速道路(株)新名神京都事務所
	(警察署) 京都府警察本部、京都府警察学校(府警機動隊)、川端警察署、上京警察署、東山警察署、中京警察署、下京警察署、下鴨警察署、伏見警察署、山科警察署、右京警察署、南警察署、北警察署、西京警察署、向日町警察署、宇治警察署、城陽警察署、八幡警察署、田辺警察署、木津警察署、亀岡警察署、南丹警察署、京都府警ヘリポート
	(消防署) 京都市消防局、宇治市消防本部、城陽市消防本部、乙訓消防組合消防本部、八幡市消防本部、久御山町消防本部、京田辺市消防本部、精華町消防本部、相楽中部消防組合消防本部、(新)相楽中部消防組合消防本部、京都中部広域消防組合消防本部、北消防署、上京消防署、左京消防署、中京消防署、東山消防署、山科消防署、下京消防署、南消防署、右京消防署、西京消防署、伏見消防署、醍醐消防分署、消防活動総合センター

種別	拠点施設
進出拠点	(自衛隊) 陸上自衛隊 陸上自衛隊第4施設団、陸上自衛隊 桂駐屯地
	(災害拠点病院等) 京都第一赤十字病院、京都中部総合医療センター、京都市立病院、(新)京都済生会病院、京都山城総合医療センター、京都府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院、京都医療センター、洛和会音羽病院、宇治徳洲会病院、京都岡本記念病院、京都第二赤十字病院、日本赤十字社 京都府支部
	(ライフライン拠点:電気、電話、ガス等) 関西電力送配電(株)京都本部、関西電力株式会社 京都支社、NTT西日本(株)京都支店、大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部、京都市上下水道局 本庁舎、京都市上下水道局太秦庁舎、西日本旅客鉄道(株)京都支社、京福電気鉄道(株)、叡山電鉄(株)、嵯峨野観光鉄道(株)、日本放送協会 京都放送局、(株)京都放送、(株)エフエム京都、日本通運株式会社 京都支店、澁川右岸水防事務組合、桂川・小畑川水防事務組合、一般社団法人京都府医師会、一般社団法人京都府トラック協会、一般社団法人京都府歯科医師会、公益社団法人京都府看護協会、一般社団法人京都府薬剤師会
	(備蓄・集積・輸送拠点:広域物資輸送拠点、備蓄倉庫、道の駅等) 京都府総合見本市会館(京都パルスプラザ)、上津屋工業団地、京都市中央卸売市場(第一市場)、京都市中央卸売市場(第二市場)、京都市勧業館みやこめっせ、西京極総合運動公園(アクアリーナ)、京都市災害物資搬送センター、京都府立体育館、横大路体育館、京都倉庫、近衛倉庫、八幡倉庫、スタジアム倉庫、北区総合庁舎、上京区総合庁舎、上京消防署、左京区総合庁舎、岩倉東公園、岩倉証明書発行コーナー、東北部クリーンセンター、国立京都国際会館、中京区総合庁舎、京都市役所分庁舎、京都御池創生館、佛教大学二条キャンパス、東山区総合庁舎、山科区総合庁舎、下京区総合庁舎、ひと・まち交流館京都(地下拠点倉庫)、南区総合庁舎、京都市市民防災センター、右京区総合庁舎、京北合同庁舎、京都アクアリーナ、西京区総合庁舎、洛西総合庁舎、伏見区総合庁舎、深草総合庁舎、醍醐総合庁舎、神川出張所、災害物資搬送センター、南部クリーンセンター、道の駅「京都新光悦村」、道の駅「ウッディ京北」、道の駅「スプリングスひよし」
	(備蓄・集積・輸送拠点:ヘリポート等) 京都消防ヘリポート、京都府ヘリポート、京都御苑富小路広場(京都御苑内南東側)、京都府立医科大学付属病院(屋上)、出町柳(鴨川公園南端)、宝が池公園北園(国際会館東側)、京都大学医学部附属病院(屋上)、京都市立病院(屋上)、将軍塚(東山山頂公園)、京都第一赤十字病院(屋上)、龍谷大学南大日グラウンド、梅小路公園、消防活動総合センター、消防活動総合センター屋上ヘリポート、寂原堤(嵐山東公園対岸河川敷)、桂川梅津(桂川緑地上野橋東詰公園)、京北(京北消防ヘリポート)、京都競馬場東駐車場、JPD京都ヘリポート、京都駅、京都貨物駅、山科駅、桂川駅、京都府警察ヘリポート(屋上)
	(その他:広域避難地等) 京都府立ゼミナールハウス、京都ゴルフ場舟山コース(西賀茂)、賀茂川右岸(上賀茂橋～葵橋)、京都ゴルフ場上賀茂コース、鴨川右岸(賀茂大橋～丸太町橋)、府立植物園 府立大学グラウンド、宝が池公園、京都大学北部構内農学部グラウンド、岡崎公園、宝が池公園スポーツ広場、二条城、円山公園(将軍塚周域)、日吉ヶ丘高等学校グラウンド 東山泉小・中学校東学舎グラウンド 泉涌寺境内、東野公園 山科中学校グラウンド、龍谷大学グラウンド、勸修寺公園 勸修寺中学校グラウンド、梅小路公園、吉祥院公園(グラウンド) 桂川左岸久世橋上流、桂川左岸(桂大橋～東海道線)、久世橋西詰公園、西京極総合運動公園、西院公園 デルタ自動車四条教習所 四条中学校グラウンド、桂川左岸(松尾橋～上野橋)、佛教大学グラウンド 堀川高等学校グラウンド 京都工芸繊維大学嵯峨キャンパス構内、桂川右岸(嵐山公園～松尾橋～上野橋)、小畑川中央公園、桂坂小学校グラウンド 大枝中学校グラウンド 国際日本文化研究センター、東山高等学校総合グラウンド、京都府警察学校グラウンド 龍谷大学構内、京都教育大学附属高等学校、京都教育大学構内、桃山御陵 伏見桃山城運動公園、元向島南小学校グラウンド 宇治川公園、向島藤の木小学校グラウンド 向島東公園、伏見北堀公園、京都府警察自動車運転免許試験場、横大路運動公園、京都競馬場(駐車場)

表 3.1.4 防災拠点の設定（大阪府）

種別	拠点施設
広域進出拠点	（広域防災拠点等） 陸上自衛隊八尾駐屯地（八尾空港）、大阪北部、大阪中部（八尾空港周辺）、大阪南部（りんくうタウン）
	（その他：後方支援活動拠点） 日本万国博覧会記念公園、久宝寺緑地、大泉緑地
進出拠点	（広域防災拠点等） 堺泉北港堺2区
	（災害拠点病院等） 大阪府立急性期・総合医療センター、大阪市立総合医療センター、独立行政法人国立病院機構大阪医療センター、大阪赤十字病院、大阪公立大学医学部附属病院、社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会千里病院、大阪大学医学部附属病院、大阪医科大学大学病院、関西医科大学附属病院、関西医科大学総合医療センター、大阪府立中河内救命救急センター、市立東大阪医療センター、近畿大学病院、堺市立総合医療センター、りんくう総合医療センター（大阪府泉州救命救急センター）、大阪警察病院、岸和田徳洲会病院、大阪国際がんセンター、大阪精神医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪母子医療センター
	（その他：後方支援活動拠点） 服部緑地、大阪城公園、鶴見緑地、長居公園、寝屋川公園、山田池公園・枚方市立陸上競技場、錦織公園、蜻蛉池公園、下里運動公園
救助活動拠点	（災害拠点病院等） 多根総合病院
	（製油所・油槽所） 出光興産 岸和田油槽所、ENEOS 堺製油所、コスモ石油 堺製油所

表 3.1.5 防災拠点の設定（兵庫県）

種別	拠点施設
広域進出 拠点	（広域防災拠点等） 淡路 SA 《下り線》、淡路島南 PA 《下り線》、陸上自衛隊川西駐屯地、三木 SA 上り、三木 SA 下り、陸上自衛隊姫路駐屯地、陸上自衛隊伊丹駐屯地、神戸東部新都心、しあわせの村、淡路広域防災拠点（淡路ふれあい公園）、県立淡路島公園、国営明石海峡公園（淡路地区）、三木総合防災公園、西猪名公園・東久代運動公園、明石海浜公園、日岡山公園、播磨中央公園、手柄山中央公園
	（県：県庁） 兵庫県庁
	（市町役場） 神戸市役所、尼崎市役所、西宮市役所、芦屋市役所、南あわじ市役所、加古川市役所、宝塚市役所、高砂市役所、三木市役所、加西市役所、太子町役場、姫路市役所、たつの市役所、伊丹市役所、川西市役所、明石市役所、小野市役所、播磨町役場、稲美町役場、加東市役所
	（消防署） 神戸市消防局
	（自衛隊） 川西駐屯地（阪神病院）
	（空港） 大阪国際空港（伊丹空港）
	（ライフライン拠点：鉄道） 姫路貨物ターミナル
	（その他：地域防災拠点） 王子公園、御崎公園、総合運動公園
進出拠点	（県：土木事務所等） 西宮土木事務所、宝塚土木事務所、加古川土木事務所、加東土木事務所、姫路土木事務所、龍野土木事務所、加古川土木事務所明石街づくり対策室、神戸県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター
	（市町役場：支所等） 姫路市夢前事務所、姫路市香寺事務所、姫路市安富事務所、たつの市揖保川総合支所、たつの市新宮総合支所、三木市吉川支所
	（国等） 神戸維持出張所、西宮維持出張所、明石維持出張所、姫路河川国道事務所、姫路河川国道事務所 姫路維持出張所
	（高速道路事務所） 姫路高速道路事務所
	（警察署） 兵庫県警察本部、尼崎北警察署、尼崎東警察署、西宮警察署、芦屋警察署、東灘警察署、灘警察署、葺合警察署、生田警察署、兵庫警察署、長田警察署、須磨警察署、垂水警察署、淡路警察署、南あわじ警察署、伊丹警察署、宝塚警察署、川西警察署、明石警察署、加古川警察署、高砂警察署、三木警察署、加西警察署、加東警察署、姫路警察署、網干警察署、飾磨警察署、たつの警察署、相生警察署、小野警察署
	（消防署） 西宮市消防局、芦屋市消防本部、東灘消防署、灘消防署、中央消防署、兵庫消防署、長田消防署、須磨消防署、垂水消防署、伊丹市消防局、宝塚市消防本部、川西市消防本部、明石市消防本部、加古川市消防本部、高砂市消防本部、三木市消防本部、北はりま消防本部、小野市消防本部、姫路市消防局、西はりま消防本部
	（自衛隊） 第3師団司令部、青野原駐屯地

種別	拠点施設
進出拠点	(災害拠点病院等) 神戸大学医学部附属病院、神戸赤十字病院、兵庫県災害医療センター、尼崎総合医療センター、県立西宮病院、宝塚市立病院、県立加古川医療センター、県立はりま姫路医療センター、国立病院機構姫路医療センター、姫路赤十字病院、加古川中央市民病院、甲南医療センター、川崎病院、西市民病院、神戸掖済会病院
	(製油所・油槽所) ENEOS 神戸油槽所、出光興産神戸事業所
	(備蓄・集積・輸送拠点：ヘリポート等) 県立淡路高等学校グラウンド、五色県民健康村グラウンド、兵庫県立淡路文化会館グラウンド、県立津名高等学校グラウンド、洲本市市民交流センター野球場、城戸アグリ公園、多賀海浜公園、農村広場多目的グラウンド、淡路夢舞台国際会議場ヘリポート、三原健康広場グラウンド、南あわじ市文化体育館多目的広場、淡路ファームパークイングランドの丘第 3 駐車場、国営明石海峡公園海岸部臨時駐車場2、3、鳴門岬駐車場「うずまちテラス」、サンライズ淡路第 2 芝生グラウンド、東浦グラウンド、淡路カントリークラブ、北神戸田園スポーツ公園
救助活動拠点	(救助活動拠点) 神戸空港
	(広域防災拠点等) 阪神南広域防災拠点(今津浜公園)、赤穂海浜公園
	(県：土木事務所等) 洲本土木事務所、阪神南県民センター、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所
	(市町役場：支所等) 洲本市役所、淡路市役所、相生市役所、赤穂市役所、たつの市御津総合支所
	(国等) 兵庫国道事務所、洲本維持出張所、第 5 管区海上保安本部・神戸海上保安部、西宮海上保安署、姫路海上保安部、加古川海上保安署
	(高速道路事務所) 阪神高速道路株式会社 神戸管理保全部
	(警察署) 尼崎南警察署、甲子園警察署、神戸水上警察署、洲本警察署、赤穂警察署
	(消防署) 尼崎市消防局、淡路広域消防事務組合消防本部、水上消防署、赤穂市消防本部
	(自衛隊) 海上自衛隊阪神基地隊
	(災害拠点病院等) 神戸市立医療センター中央市民病院、兵庫医科大学病院、県立淡路医療センター、赤穂市民病院
	(製油所・油槽所) ENEOS 尼崎油槽所、東西オイルターミナル姫路油槽所
	(備蓄・集積・輸送拠点：ヘリポート等) アスパ五色、西淡グラウンド、県立淡路佐野運動公園、県立淡路医療センター、南あわじ市 B&G 海洋センターグラウンド、南あわじ市阿万スポーツセンターグラウンド、関西太平洋鋳産株式会社内田鋳業所
	(港湾) 神戸港(須磨地区、兵庫ふ頭地区、新港東ふ頭地区、摩耶ふ頭地区、東部工区地区、六甲アイランド地区)、尼崎西宮芦屋港(東海岸町沖地区、甲子園浜地区)、津名港

表 3.1.6 防災拠点の設定（奈良県）

種別	拠点施設
広域進出 拠点	(広域防災拠点等) 県立橿原公苑、奈良県立医科大学畝傍山キャンパス、橿原運動公園、南部中核拠点、県営競輪場、第二浄化センター、消防学校、吉野川浄化センター、都祁生涯スポーツセンター、宇陀市総合体育館、昴の郷、道の駅「きなりの郷下北山」、道の駅「クロスウェイなかまち」、県営馬見丘陵公園、奈良県ヘリポート、航空自衛隊奈良基地
	(県:県庁等) 奈良県庁、郡山総合庁舎、橿原総合庁舎
	(災害拠点病院等) 市立奈良病院、奈良県総合医療センター、近畿大学奈良病院、済生会中和病院、奈良県立医科大学附属病院、大和高田市立病院、南奈良総合医療センター
	(ライフライン拠点:上下水道) 第二浄化センター、吉野川浄化センター
	(備蓄・集積・輸送拠点:I.C、S.A、P.A、道の駅) 香芝 I.C、法隆寺 I.C、大和まほろばスマート I.C、郡山 I.C、郡山下ツ道 JCT、天理 I.C、天理東 I.C、福住 I.C、針 I.C、山添 I.C、五月橋 I.C、郡山南 I.C、三宅 I.C、橿原北 I.C、橿原高田 I.C、御所 I.C、御所南 I.C、五條北 I.C、五條 I.C、五條西 I.C、葛城 I.C、東室ランプ、新堂ランプ、四条ランプ、宝来 I.C、中町 I.C、壺分 I.C、香芝 S.A、高峰 S.A、天理 P.A、御所南 P.A、道の駅「吉野路大塔」、道の駅「吉野路上北山」、道の駅「杉の湯川上」、道の駅「ふたかみパーク當麻」、道の駅「針T・R・S」、道の駅「レスティ唐古・鍵」、道の駅「十津川郷」
進出拠点	(国等) 奈良国道事務所、奈良維持出張所、橿原維持出張所、奈良運輸支局、奈良地方気象台
	(県:土木事務所等) 奈良総合庁舎、奈良土木事務所、郡山土木事務所、高田土木事務所、中和土木事務所、宇陀土木事務所、吉野土木事務所、五條土木事務所、吉野土木事務所工務第一課天川・黒滝方面係、吉野土木事務所工務第二課、五條土木事務所工務第二課
	(市町村役場) 奈良市役所、五條市役所、西吉野支所、大塔支所、宇陀市役所、大宇陀地域事務所、室生地域事務所、菟田野地域事務所、大和高田市役所、大和郡山市役所、天理市役所、橿原市役所、橿原市役所分庁舎、桜井市役所、御所市役所、生駒市役所、香芝市役所、葛城市役所、葛城市役所當麻庁舎、山添村役場、平群町役場、三郷町役場、斑鳩町役場、安堵町役場、川西町役場、三宅町役場、田原本町役場、曽爾村役場、御杖村役場、高取町役場、明日香村役場、上牧町役場、王寺町役場、広陵町役場、河合町役場、吉野町役場、大淀町役場、下市町役場、黒滝村役場、天川村役場、野迫川村役場、十津川村役場、下北山村役場、上北山村役場、川上村役場、東吉野村役場
	(警察署) 奈良県警察本部、奈良県警本部第二庁舎、奈良警察署、奈良西警察署、生駒警察署、郡山警察署、西和警察署、天理警察署、桜井警察署、橿原警察署、高田警察署、香芝警察署、五條警察署、吉野警察署、五條警察署十津川警察庁舎、高田警察署御所警察庁舎、桜井警察署宇陀警察庁舎、吉野警察署さくら警察庁舎、天理警察署田原本警察庁舎

種別	拠点施設
進出拠点	(消防署) 奈良市消防局、奈良市中央消防署、奈良市西消防署、奈良市北消防署、奈良市東消防署、奈良県広域消防組合大和郡山消防署、奈良県広域消防組合桜井消防署、奈良県広域消防組合五條消防署、生駒市消防本部、奈良県広域消防組合葛城消防署、奈良県広域消防組合西和消防署、奈良県広域消防組合宇陀消防署、奈良県広域消防組合吉野消防署、奈良県広域消防組合消防本部、奈良県広域消防組合高田消防署、奈良県広域消防組合御所消防署、奈良県広域消防組合高市消防署、奈良県広域消防組合大淀消防署、奈良県広域消防組合下市消防署、奈良県広域消防組合香芝消防署、奈良県広域消防組合広陵消防署、奈良県広域消防組合天理消防署、奈良県広域消防組合山添消防署、奈良県広域消防組合磯城消防署
	(災害拠点病院等) 奈良県西和医療センター、宇陀市立病院、天理よろづ相談所病院、済生会奈良病院、日赤奈良支部
	(ライフライン拠点:電気、電話、ガス等) 関西電力送配電株式会社奈良本部、関西電力送配電株式会社高田配電営業所、関西電力送配電株式会社奈良配電営業所、関西電力送配電株式会社奈良電力所、関西電力送配電株式会社吉野技術サービスセンター、関西電力送配電株式会社十津川技術サービスセンター、関西電力送配電株式会社吉野電力所、電源開発北山川電力所、NTT奈良支店、NTT大宮ビル、NTT大安寺ビル、NTT大和郡山ビル、NTT天理ビル、NTT大中ビル、NTT大和橿原ビル、NTT桜井ビル、NTT五條ビル、NTT吉野ビル、NTT上北山ビル、NTT十津川ビル、NTT 御所ビル、NTT 大和榛原ビル、NTT 下市ビル、大阪ガス奈良事業所、大和ガス、桜井ガス、五條ガス、奈良総合庁舎、奈良県広域水道センター、奈良県浄化センター、奈良県桜井浄水場、奈良県御所浄水場、奈良県宇陀川浄化センター、奈良市企業局、五條市水道局、天理市上下水道局、NHK奈良放送局、奈良テレビ、奈良中央郵便局
	(備蓄・集積・輸送拠点:トラックターミナル、道の駅、ヘリポート等) 奈良中央卸売市場、近物レックス奈良支店、日本通運株式会社 奈良営業所、近畿福山通運新庄営業所、西濃運輸株式会社 奈良支店、トナミ運輸奈良営業所、ヤマト運輸奈良主管支店、道の駅「吉野路大淀iセンター」、道の駅「吉野路黒滝」、道の駅「大和路へぐり」、道の駅「宇陀路室生」、道の駅「伊勢本街道御杖」、道の駅「宇陀路大宇陀」、道の駅「かつらぎ」、道の駅「なら歴史芸術文化村」、道の駅「飛鳥」、榛原中学校、大淀中学校、吉野中学校、シダーアリーナ、春日野園地、平城宮跡、桜花グランド、天理高校、畝傍高校、斑鳩小学校、西吉野農業高等学校、大塔ライフハウス、十津川中学校、野迫川小中学校、黒滝健民運動場、天川健民運動場、上北山村立上北山やまゆり学園、池の平グランド、室生運動場、曽爾村健民運動場、御杖村民運動場、月ヶ瀬健民運動場、都祁中学校、やまぞえ小学校、菟田野運動場、宇陀高等学校、下市町総合運動場、芝運動公園、大和高田第2 健民運動場、九条公園体育館、JR奈良駅、JR五條駅、近鉄奈良駅、近鉄大和西大寺駅、近鉄榛原駅、JR高田駅、JR大和小泉駅、近鉄生駒駅、近鉄大和八木駅、近鉄橿原神宮前駅、JR・近鉄天理駅、JR・近鉄王寺駅、JR・近鉄桜井駅、近鉄学研奈良登美ヶ丘駅
	(その他:広域避難地) 奈良市:奈良公園、奈良市:鴻ノ池運動公園、奈良市:平城京跡、奈良市:奈良国際ゴルフクラブ、奈良市:飛鳥カントリークラブ、大和郡山市:城趾公園、大和郡山市:総合公園、五條市:阿田峯公園、五條市:上野公園、葛城市:中央公民館、葛城市:いきいきセンター、葛城市:コミュニティセンター、葛城市:健康福祉センター、宇陀市:菟田野小学校、宇陀市:菟田野中学校、生駒市総合公園、上牧町:中央公民館

表 3.1.7 防災拠点の設定（和歌山県）

種別	拠点施設
広域進出 拠点	(広域防災拠点等) 新宮市民運動競技場、橋本市運動公園、近畿大学生物理工学部、紀ノ川SA《下り線》、田辺スポーツパーク、和歌山大学
	(県:県庁等) 和歌山県庁、那賀総合庁舎(那賀振興局建設部)、伊都総合庁舎(伊都振興局建設部)、有田総合庁舎(有田振興局建設部)、東牟婁総合庁舎(東牟婁振興局新宮建設部)
	(市町役場) 和歌山市役所、橋本市役所、新宮市役所、古座川町役場
	(国等) すさみ防災基地
	(災害拠点病院等) 日本赤十字社和歌山医療センター、橋本市民病院、紀南病院、(独)国立病院機構南和歌山医療センター、新宮市立医療センター、公立那賀病院
	(備蓄・集積・輸送拠点、道の駅等) 海草振興局健康福祉部、伊都振興局健康福祉部、道の駅「すさみ」、道の駅「かつらぎ西」、道の駅「海南サクアス」、道の駅「瀬峡街道熊野川」、道の駅「紀の川万葉の里」
進出拠点	(広域防災拠点等) コスモパーク加太、和歌山ビッグホエール、串本町総合運動公園
	(県:県庁等) 海草振興局建設部、海草振興局建設部海南工事事務所、日高総合庁舎(日高振興局建設部)、西牟婁総合庁舎(西牟婁振興局建設部)、東牟婁振興局串本建設部
	(市町役場) 田辺市役所、海南市役所、紀美野町役場、紀の川市役所、岩出市役所、かつらぎ町役場、九度山町役場、高野町役場、湯浅町役場、有田川町役場吉備庁舎、日高川町役場、上富田町役場、串本町役場本庁舎、那智勝浦町役場、太地町役場、北山村役場
	(国等) 紀南河川国道事務所、串本国道維持出張所、串本海上保安署
	(警察署) 和歌山県警察本部、和歌山東警察署、和歌山西警察署、橋本警察署、かつらぎ警察署、岩出警察署、田辺警察署、新宮警察署、新宮警察署串本分庁舎別館
	(消防署) 和歌山市消防局、田辺市消防本部、橋本市消防本部、新宮市消防本部、紀美野町消防本部、那賀消防組合消防本部、伊都消防組合消防本部、高野町消防本部、湯浅広川消防組合消防本部、有田川町消防本部、串本町消防本部、那智勝浦町消防本部、北山村(役場)
	(自衛隊) 航空自衛隊串本分屯基地(航空自衛隊第5警戒隊)
	(空港) 南紀白浜空港、旧南紀白浜空港跡地
	(港湾) 和歌山下津港(国際拠点港湾)、日高港(重要港湾)
	(災害拠点病院等) 和歌山県立医科大学附属病院、(独)労働者健康安全機構和歌山労災病院、有田市立病院、ひだか病院、済生会和歌山病院、貴志川リハビリテーション病院、国保野上厚生総合病院、和歌山県立医科大学附属病院紀北分院、(医)南労会紀和病院、済生会有田病院、国保すさみ病院、那智勝浦町立温泉病院、くしもと町立病院、和歌山県立こころの医療センター、名手病院

種別	拠点施設
進出拠点	(ライフライン拠点:電気、電話、ガス等) 西日本高速道路(株)和歌山高速道路事務所、NTT 西日本和歌山支店、大阪ガス(株)和歌山事務所、JR 西日本和歌山支社、NHK 和歌山放送局、テレビ和歌山(株)
	(備蓄・集積・輸送拠点:トラックターミナル、ヘリポート等) 日高振興局健康福祉部、県立新宮高等学校、紀美野町スポーツ公園多目的運動広場、農村総合センター、粉河運動場、高野町防災ヘリポート、船津広場、貴志川スポーツ公園ソフトボール場(紀の川市)、神島台運動場、本宮救急ヘリポート、桃山グラウンド、清水救急ヘリポート、川辺若者広場、近露王子公園、中辺路多目的グラウンド、せせらぎ運動公園、海南市民運動場、南馬場緑地、上富田スポーツセンター野球場、粉河高等学校、のかみふれあい公園、高野山高等学校グラウンド、白浜町玉伝、紀美野町文化センター防災ヘリポート、美山若者広場、北山村防災ヘリポート、JR 紀勢本線和歌山駅、南海高野線林間田園都市駅、南海高野線橋本駅、南海本線と和歌山大学前駅(ふじと台)、JR 紀勢本線藤並駅
	(その他:広域避難地) 粉河中部運動場
救助活動拠点	(市町役場) 有田市役所、御坊市役所、海南市役所下津行政局、紀美野町役場美里支所、紀の川市粉河支所、紀の川市那賀支所、紀の川市桃山支所、紀の川市貴志川支所、紀の川市鞆淵出張所、紀の川市打田生涯学習センター、かつらぎ町役場花園支所、広川町役場、有田川町役場金屋庁舎、有田川町役場清水行政局、美浜町役場、日高町役場、由良町役場、日高川町役場中津支所、日高川町美山支所、田辺市役所龍神行政局、みなべ町役場、印南町役場、白浜町役場、田辺市役所中辺路行政局、田辺市役所大塔行政局、白浜町役場日置川事務所、すさみ町役場、すさみ町防災センター、串本町役場古座分庁舎、新宮市役所熊野川行政局、田辺市役所本宮行政局
	(国等) 和歌山河川国道事務所、和歌山国道維持出張所、海南国道維持出張所、田辺国道維持出張所、新宮国道維持出張所、紀勢線出張所、和歌山港湾事務所、和歌山下津港湾事務所、和歌山海上保安部、海南海上保安署、田辺海上保安部
	(警察署) 和歌山北警察署、海南警察署、有田湯浅警察署、御坊警察署、白浜警察署
	(消防署) 海南市消防本部、有田市消防本部、御坊市消防本部、日高広域消防事務組合消防本部、白浜町消防本部、太地町(役場)
	(自衛隊) 自衛隊和歌山地方協力本部、陸上自衛隊和歌山駐屯地(陸上自衛隊 304 水際障害中隊)、海上自衛隊由良基地(海上自衛隊由良基地分遣隊)
	(港湾) 文里港(地方港湾)、新宮港(地方港湾)、阿尾漁港(第4種)、周参見漁港(第2種)、串本漁港(第3種)、勝浦漁港(第3種)、加太港(地方港湾)
	(災害拠点病院等) 海南医療センター、北出病院、白浜はまゆう病院、(独)国立病院機構和歌山病院
	(ライフライン拠点:電気、電話、ガス等) 関西電力(株)和歌山支社・関西電力送配電(株)和歌山本部、NTT 西日本田辺別館、南海電気鉄道(株)和歌山支社、和歌山放送(株)
	(備蓄・集積・輸送拠点:トラックターミナル、道の駅、ヘリポート等) 和歌山県農業試験場、県立南部高等学校、県立田辺高等学校、県立南紀高等学校、県立神島高等学校、県立田辺工業高等学校、県立熊野高等学校、県立新翔高等学校、県立なぎ看護学校、つくし医療・福祉センター、和歌山乳児院、しんせい保育園、こじか保育園、由良あかつき園、ひまわり寮、牟婁さくら園、南紀医療福祉センター、牟婁あゆみ園、南紀あけぼの園、古座あさかぜ園、旧加茂第二小学校、秋葉山公園県民水泳場、県立那賀高等学校、

種別	拠点施設
救助活動 拠点	県立南部高等学校龍神分校、県立みくまの支援学校、串本建設部敷地内 備蓄倉庫、道の駅「しみず」、道の駅「SanPin 中津」、道の駅「ふるさとセンター大塔」、道の駅「龍神」、道の駅「イノブータンランド・すさみ」、道の駅「志原海岸」、道の駅「熊野古道中辺路」、道の駅「しらまの里」、道の駅「みなべうめ振興館」、道の駅「紀州備長炭記念公園」、道の駅「奥熊野古道ほんぐう」、道の駅「おくとろ」、道の駅「水の郷日高川 龍游」、道の駅「明恵ふるさと館」、道の駅「根来さくらの里」、道の駅「あらぎの里」、道の駅「椿はなの湯」、道の駅「なち」、道の駅「瀧之拝太郎」、道の駅「田辺市龍神ごまさんスカイタワー」、道の駅「くしもと橋杭岩」、道の駅「柿の郷くどやま」、道の駅「虫喰岩」、道の駅「くちくまの」、道の駅「たいじ」、道の駅「青洲の里」、道の駅「くしがきの里」、道の駅「ねごろ歴史の丘」、道の駅「四季の郷公園」、潮岬望楼の芝、木戸浦運動場、上野山防災広場内防災対応離着陸場、古座川町多目的広場、市民スポーツ広場、和歌山県立神島高等学校、白浜球場、由良町民運動場、那智高原公園、グリーングラウンド、(株)チスイ所有地、共和球場、清川球場、マリーナシティ駐車場、上秋津若もの広場、耐久高等学校グラウンド、旧清川中学校、上南部中学校、太地町防災ヘリポート、那智ヘリポート、南海本線和歌山市駅、JR 紀勢本線紀伊田辺駅、JR 紀勢本線新宮駅、JR 紀勢本線海南駅、JR 紀勢本線箕島駅、JR 紀勢本線御坊駅、JR 紀勢本線湯浅駅、JR 紀勢本線南部駅、JR 紀勢本線白浜駅、JR 紀勢本線周参見駅、JR 紀勢本線串本駅、JR 紀勢本線紀伊勝浦駅、吉備湯浅 PA、印南 SA、道路防災拠点(災害用資材置場)(和歌山市)、道路防災拠点(災害用資材置場)(紀の川市)、道路防災拠点(災害用資材置場)(橋本市)、道路防災拠点(災害用資材置場)(有田川町)、道路防災拠点(災害用資材置場)(御坊市)、道路防災拠点(災害用資材置場)(田辺市)、道路防災拠点(災害用資材置場)(すさみ町)、道路防災拠点(災害用資材置場)(新宮市) (その他:広域避難地) 旧グリーンピア南紀

3.2 被災地域への啓開路線の設定

3.2.1 啓開候補路線の考え方

啓開候補路線は、表 3.2.1 に示す考え方に基づき、地域防災計画で定める緊急輸送道路等をもとに、ルート役割・機能に応じて「広域支援ルート」、「被災地進出ルート」、「被災地内ルート」の3つに分類して設定する。

表 3.2.1 啓開候補路線の考え方

種別	ルートの役割・機能	道路啓開目標 (基本となる目安)
広域支援ルート	・各部隊等の広域的な移動のため、広域進出拠点を連絡するルート ・高速道路、直轄道路、都市高速から設定することを基本とする	発災から概ね 24 時間以内を目標
被災地進出ルート	・被災地内の活動に向けて、広域支援ルートと進出拠点を連絡するルート	発災から概ね 48 時間以内を目標
被災地内ルート	・甚大な津波被害等が想定される地域内のルート	発災から概ね 72 時間以内を目標

3.2.2 被災地支援に向けた優先的に道路啓開を実施する路線・区間の設定

(1) 啓開候補路線の設定

被災地支援に向け優先的に道路啓開を実施する路線・区間は、表 3.2.2～表 3.2.8 のとおり設定する。広域支援ルートについては、高速道路、直轄道路、都市高速等を基本とし、広域進出拠点に至るルートとして設定する（図 3.2.1 参照）。

また、防災拠点まで確実にアクセスできるよう、ラストマイルも含めて啓開路線として設定する（図 3.2.2～図 3.2.8 参照）。

表 3.2.2 広域支援ルート（福井県）

広域支援ルート		被災地進出ルート	被災地内ルート
近畿地方整備局内	整備局間		
北陸自動車道 舞鶴若狭自動車道 中部縦貫自動車道	(石川県) 北陸自動車道	—	—
国道 8 号 国道 27 号 国道 161 号	(石川県) 国道 8 号	—	—

表 3.2.3 被災地支援に向けた優先的に道路啓開を実施する路線・区間（滋賀県）

広域支援ルート		被災地進出ルート	被災地内ルート
近畿地方整備局内	整備局間		
名神高速道路 新名神高速道路 北陸自動車道 京滋バイパス	(岐阜県) 名神高速道路 (三重県) 新名神高速道路	—	—
国道 1 号 国道 8 号 国道 21 号 国道 161 号 国道 303 号 国道 306 号 国道 307 号 国道 421 号 国道 477 号	—	国道 1 号 国道 21 号 国道 306 号 国道 307 号 国道 421 号 国道 422 号 国道 477 号	国道 477 号
県道 2 号大津能登川長浜線 県道 6 号彦根停車場線 県道 11 号守山栗東線 県道 13 号彦根八日市甲西線 県道 18 号大津草津線 県道 24 号甲賀土山線 県道 25 号彦根近江八幡線 県道 32 号野洲中主線 県道 37 号中山東上坂線 県道 43 号平野草津線 県道 47 号伊香立浜大津線 県道 54 号海津今津線 県道 56 号大津インター線 県道 103 号大津停車場本宮線 県道 141 号山田草津線 県道 196 号三津屋野口線 県道 206 号神郷彦根線 県道 213 号湖東彦根線 県道 216 号雨降野今在家八日市線 県道 242 号加田田村線 県道 291 号今津停車場線 県道 324 号希望が丘文化公園北線 県道 340 号甲賀土山インター線 県道 342 号草津田上インター線 県道 517 号彦根港彦根停車場線 県道 518 号彦根城線 県道 529 号小田苅愛知川線	—	県道 2 号大津能登川長浜線 県道 4 号草津伊賀線 県道 11 号守山栗東線 県道 18 号大津草津線 県道 19 号山東一色線 県道 25 号彦根近江八幡線 県道 26 号大津守山近江八幡線 県道 37 号中山東上坂線 県道 38 号太田安井川線 県道 42 号草津守山線 県道 48 号近江八幡守山線 県道 55 号上砥山上鈎線 県道 108 号南郷桐生草津線 県道 113 号石部草津線 県道 141 号山田草津線 県道 143 号下笠大路井線 県道 155 号木部野洲線 県道 166 号小口川守線 県道 206 号神郷彦根線 県道 219 号豊郷停車場線 県道 227 号敏満寺野口線 県道 233 号米原停車場線 県道 234 号朝妻筑摩近江線 県道 236 号長浜港線 県道 248 号天満一色線 県道 254 号川道唐国線 県道 263 号丁野虎姫長浜線 県道 273 号東野虎姫線 県道 296 号畑勝野線	県道 11 号守山栗東線 県道 559 号近江八幡大津線

広域支援ルート		被災地進出ルート	被災地内ルート
近畿地方整備局内	整備局間		
県道 535 号泉水口線 県道 558 号高島大津線		県道 300 号高島停車場線 県道 303 号北船木北畑線 県道 304 号北船木勝野線 県道 307 号北小松大物線 県道 326 号大房東横関線 県道 329 号彦根米原線 県道 331 号湖北長浜線 県道 333 号安曇川今津線 県道 341 号信楽インター線 県道 344 号湖東三山インター線 県道 345 号志賀インター線 県道 509 号間田長浜線 県道 513 号葛籠尾崎大浦線 県道 517 号彦根港彦根停車場線 県道 542 号安食西八目線 県道 553 号今築瀬線 県道 557 号西浅井マノ線 県道 558 号高島大津線	

※県道以上を記載

表 3.2.4 被災地支援に向けた優先的に道路啓開を実施する路線・区間（京都府）

広域支援ルート		被災地進出ルート	被災地内ルート
近畿地方整備局内	整備局間		
名神高速道路 新名神高速道路 京都縦貫自動車道 京奈和自動車道 京滋バイパス 第二京阪道路	—	—	—
国道 1 号 国道 9 号 国道 24 号 国道 162 号 国道 163 号 国道 171 号 国道 478 号 国道 367 号 国道 372 号	—	国道 162 号 国道 163 号 国道 307 号 国道 367 号 国道 477 号	—
府道 7 号京都宇治線 府道 10 号大山崎大枝線 府道 12 号綾部宮島線 府道 15 号宇治淀線 府道 22 号八幡木津線 府道 32 号下鴨京都停車場線 府道 37 号二条停車場東山三条線 府道 67 号西京高槻線 府道 118 号勸修寺今熊野線 府道 143 号四ノ宮四ツ塚線 府道 205 号中山向日線 府道 245 号黄檗停車場線 府道 408 号郷ノ口室河原線 府道 733 号柚原向日線	—	府道 5 号木津信楽線 府道 10 号大山崎大枝線 府道 13 号京都守口線 府道 15 号宇治淀線 府道 19 号園部平屋線 府道 22 号八幡木津線 府道 25 号亀岡園部線 府道 29 号宇多野嵐山山田線 府道 30 号下鴨大津線 府道 32 号下鴨京都停車場線 府道 35 号大津淀線 府道 36 号大津宇治線 府道 37 号二条停車場東山三条線 府道 38 号京都広河原美山線 府道 40 号下鴨静原大原線	—

広域支援ルート		被災地進出ルート	被災地内ルート
近畿地方整備局内	整備局間		
		府道 47 号天理加茂木津線 府道 50 号京都日吉美山線 府道 61 号京都京北線 府道 62 号宇治木屋線 府道 67 号西京高槻線 府道 68 号南インター竹田線 府道 69 号城陽宇治線 府道 72 号生駒精華線 府道 78 号佐々江下中線 府道 79 号伏見柳谷高槻線 府道 82 号上野南山城線 府道 101 号銀閣寺宇多野線 府道 103 号上賀茂山端線 府道 104 号高野修学院山端線 府道 105 号岩倉山端線 府道 106 号神山岩倉停車場線 府道 111 号二条停車場円町線 府道 112 号二条停車場嵐山線 府道 113 号梅津東山七条線 府道 114 号七条大宮四ツ塚線 府道 115 号伏見港京都停車場線 府道 116 号渋谷山科停車場線 府道 117 号小野山科停車場線 府道 123 号水垂上桂線 府道 125 号淀停車場線 府道 132 号太秦上桂線 府道 140 号灰方中山線 府道 141 号小塩山大原野線 府道 142 号沓掛西大路五条線 府道 143 号四ノ宮四ツ塚線 府道 201 号中山稻荷線 府道 204 号奥海印寺納所線 府道 213 号長岡京停車場線 府道 256 号山城総合運動公園城陽線 府道 321 号和束井手線 府道 368 号和泉宮脇線 府道 403 号亀岡停車場線 府道 443 号佐々江京北線 府道 455 号八木東インター線 府道 733 号柚原向日線 府道 735 号長尾八幡線	

※府道以上を記載

表 3.2.5 被災地支援に向けた優先的に道路啓開を実施する路線・区間（大阪府）

広域支援ルート		被災地進出ルート	被災地内ルート
近畿地方整備局内	整備局間		
名神高速道路 新名神高速道路 中国自動車道 西名阪自動車道 近畿自動車道 阪和自動車道（松原～和歌山）	—	—	堺泉北有料道路 阪神高速 1 号環状線 阪神高速 2 号淀川左岸線 阪神高速 3 号神戸線 阪神高速 4 号湾岸線 阪神高速 5 号湾岸線 阪神高速 6 号大和川線

広域支援ルート		被災地進出ルート	被災地内ルート
近畿地方整備局内	整備局間		
関西空港自動車道 第二京阪道路 堺泉北有料道路 南阪奈有料道路 第二阪奈有料道路 箕面有料道路 阪神高速 1 号環状線 阪神高速 2 号淀川左岸線 阪神高速 3 号神戸線 阪神高速 4 号湾岸線 阪神高速 5 号湾岸線 阪神高速 6 号大和川線 阪神高速 11 号池田線 阪神高速 12 号守口線 阪神高速 13 号東大阪線 阪神高速 14 号松原線 阪神高速 15 号堺線 阪神高速 16 号大阪港線 阪神高速 17 号西大阪線			阪神高速 11 号池田線 阪神高速 15 号堺線 阪神高速 16 号大阪港線 阪神高速 17 号西大阪線
国道 1 号 国道 25 号 国道 26 号 国道 163 号 国道 165 号 国道 170 号 国道 171 号 国道 176 号 国道 308 号 国道 310 号 国道 423 号 国道 479 号 国道 480 号 国道 481 号	—	国道 26 号 国道 170 号 国道 307 号 国道 371 号	国道 1 号 国道 2 号 国道 26 号 国道 43 号 国道 172 号 国道 176 号 国道 423 号 国道 479 号
府道 1 号茨木摂津線 府道 2 号大阪中央環状線 府道 8 号大阪生駒線 府道 10 号大阪池田線 府道 13 号京都守口線 府道 14 号大阪高槻京都線 府道 30 号大阪和泉泉南線 府道 63 号泉佐野岩出線 府道 102 号恵美須南森町線 府道 129 号南千里茨木停車場線	—	府道 1 号茨木摂津線 府道 5 号大阪港八尾線 府道 15 号八尾茨木線 府道 28 号大阪高石線 府道 34 号堺狭山線 府道 38 号富田林泉大津線 府道 40 号岸和田牛滝山貝塚線 府道 61 号堺かつらぎ線 府道 79 号伏見柳谷高槻線 府道 119 号箕面摂津線 府道 129 号南千里茨木停車場線 府道 134 号熊野大阪線 府道 139 号枚方茨木線 府道 168 号石切大阪線 府道 208 号堺泉北環状線 府道 217 号大野天野線 府道 223 号三林岡山線 府道 227 号和気岸和田線 府道 230 号春木岸和田線 府道 231 号春木大町線 府道 702 号大阪枚岡奈良線	府道 8 号大阪生駒線 府道 10 号大阪池田線 府道 29 号大阪臨海線

※府道以上を記載

表 3.2.6 被災地支援に向けた優先的に道路啓開を実施する路線・区間（兵庫県）

広域支援ルート		被災地進出ルート	被災地内ルート
近畿地方整備局内	整備局間		
名神高速道路 新名神高速道路 山陽自動車道 中国自動車 神戸淡路鳴門自動車道 中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨～鳥取） 第二神明道路 第二神明道路（北線） 播但連絡道路 阪神高速 3 号神戸線 阪神高速 5 号湾岸線 阪神高速 5 号湾岸（垂水）線 阪神高速 7 号北神戸線 阪神高速 11 号 池田線 阪神高速 31 号神戸山手線 阪神高速 32 号新神戸トンネル	（岡山県） 山陽自動車道 中国自動車道 （徳島県） 神戸淡路鳴門自動車道		阪神高速 3 号神戸線 阪神高速 5 号湾岸線
国道 2 号 国道 28 号 国道 29 号 国道 43 号 国道 171 号 国道 175 号 国道 176 号 国道 250 号 国道 312 号 国道 372 号	—	国道 176 号 国道 179 号 国道 250 号 国道 312 号 国道 372 号 国道 428 号	国道 2 号 国道 28 号 国道 43 号 国道 174 号 国道 250 号
県道 2 号奥山精道線 県道 3 号長田楠日尾線 県道 4 号西出高松前池線 県道 12 号川西篠山線 県道 13 号尼崎池田線 県道 17 号西脇三田線 県道 18 号加古川小野線 県道 20 号加古川三田線 県道 21 号神戸明石線 県道 23 号三木宍粟線 県道 24 号多可北条線 県道 29 号網干たつの線 県道 30 号新神戸停車場線 県道 38 号三木三田線 県道 42 号尼崎宝塚線 県道 43 号高砂北条線 県道 83 号平野三木線 県道 84 号宗佐土山線 県道 85 号神戸加東線 県道 125 号洲本松帆線 県道 142 号米谷昆陽尼崎線 県道 145 号下滝野市川線 県道 157 号佐野仁井岩屋線 県道 208 号二見港土山線 県道 344 号奥山精道線 県道 381 号野谷平岡線 県道 382 号本荘平岡線 県道 397 号飾東御着停車場線	—	県道 1 号神戸六甲線 県道 3 号長田楠日尾線 県道 12 号川西篠山線 県道 13 号尼崎池田線 県道 17 号西脇三田線 県道 18 号加古川小野線 県道 20 号加古川三田線 県道 21 号神戸明石線 県道 23 号三木宍粟線 県道 25 号阿万福良湊線 県道 26 号宍粟新宮線 県道 27 号太子御津線 県道 29 号網干たつの線 県道 31 号福良江井岩屋線 県道 38 号三木三田線 県道 43 号高砂北条線 県道 46 号洲本五色線 県道 64 号相生停車場線 県道 66 号大谷鮎原神代線 県道 67 号姫路神河線 県道 76 号洲本灘賀集線 県道 80 号宍粟香寺線 県道 81 号小野香寺線 県道 82 号大沢西宮線 県道 82 号北神中央線 県道 88 号志筑郡家線 県道 121 号たつの相生線 県道 123 号生穂育波線	県道 2 号湊町線 県道 3 号長田楠日尾線 県道 4 号西出高松前池線 県道 13 号尼崎池田線 県道 25 号阿万福良湊線 県道 29 号網干たつの線 県道 31 号福良江井岩屋線 県道 32 号坂越御崎加里屋線 県道 46 号洲本五色線 県道 57 号尼崎港線 県道 64 号相生停車場線 県道 66 号大谷鮎原神代線 県道 76 号洲本灘賀集線 県道 96 号岡山赤穂線 県道 113 号高速湾岸線 県道 129 号別府港加古川停車場線 県道 142 号米谷昆陽尼崎線 県道 192 号尼崎港崇徳院線 県道 229 号赤穂港線 県道 250 号八幡別府線 県道 340 号浜甲子園甲子園口停車場線 県道 341 号甲子園尼崎線 県道 383 号八幡別府線 県道 459 号周世尾崎線 県道 489 号兵庫埠頭線 県道 491 号摩耶埠頭線

広域支援ルート		被災地進出ルート	被災地内ルート
近畿地方整備局内	整備局間		
県道 516 号姫路環状線 県道 518 号砥堀本町線 県道 718 号明石高砂線 県道 725 号門前鵜線		県道 126 号松帆八木線 県道 142 号米谷昆陽尼崎線 県道 222 号網干港線 県道 237 号鳴門観潮線 県道 371 号高岡北条線 県道 383 号八幡別府線 県道 391 号伊保宝殿停車場線 県道 401 号中島姫路停車場線 県道 460 号野島浦線 県道 473 号広田洲本線 県道 488 号長坂垂水線 県道 516 号姫路環状線 県道 518 号砥堀本町線 県道 534 号畑田組栄町線 県道 535 号灘市線 県道 551 号国分寺白浜線	県道 540 号飾磨港線 県道 573 号芦屋鳴尾浜線

※県道以上を記載

表 3.2.7 被災地支援に向けた優先的に道路啓開を実施する路線・区間（奈良県）

広域支援ルート		被災地進出ルート	被災地内ルート
近畿地方整備局内	整備局間		
京奈和自動車道 名阪国道 西名阪自動車道 南阪奈有料道路 第二阪奈有料道路	（奈良県・三重県） 名阪国道	—	—
国道 24 号 国道 25 号 国道 163 号 国道 165 号 国道 166 号 国道 168 号 国道 169 号 国道 308 号 国道 309 号 国道 310 号 国道 369 号 国道 370 号 国道 425 号	—	国道 166 号 国道 169 号 国道 308 号 国道 309 号 国道 369 号 国道 370 号 国道 425 号	—
県道 1 号奈良生駒線 県道 5 号大和高田斑鳩線 県道 7 号枚方大和郡山線 県道 14 号桜井田原本王寺線 県道 31 号榛原菟田野御杖線 県道 51 号天理環状線 県道 52 号奈良精華線 県道 80 号 奈良名張線 県道 104 号谷田奈良線 県道 105 号県道中和幹線 県道 108 号大和郡山広陵線 県道 125 号橿原神宮公苑線 県道 132 号河合大和高田線 県道 161 号畝傍御陵前停車場四条線 県道 249 号大和郡山環状線	—	県道 1 号奈良生駒線 県道 4 号笠置山添線 県道 5 号大和高田斑鳩線 県道 7 号枚方大和郡山線 県道 9 号奈良大和郡山斑鳩線 県道 14 号桜井田原本王寺線 県道 15 号桜井明日香吉野線 県道 16 号吉野東吉野線 県道 20 号下市宗絵線 県道 28 号吉野室生寺針線 県道 30 号御所香芝線 県道 35 号橿原高取線 県道 36 号天理王寺線 県道 37 号桜井吉野線 県道 39 号五條吉野線 県道 41 号奈良大和郡山線	—

広域支援ルート		被災地進出ルート	被災地内ルート
近畿地方整備局内	整備局間		
県道 271 号平畑運動公園線		県道 44 号奈良加茂線 県道 48 号洞川下市線 県道 50 号大和高田桜井線 県道 51 号天理環状線 県道 53 号高野天川線 県道 54 号香芝インター線 県道 80 号 奈良名張線 県道 81 号名張曽爾線 県道 82 号上野南山城線 県道 104 号谷田奈良線 県道 105 号県道中和幹線 県道 108 号大和郡山広陵線 県道 109 号天理斑鳩線 県道 112 号田原本広陵線 県道 116 号大和高田御所線 県道 118 号御所高取線 県道 122 号京終停車場薬師寺線 県道 124 号橿原神宮東口停車場飛鳥線 県道 125 号橿原神宮公苑線 県道 132 号河合大和高田線 県道 135 号宇太三茶屋線 県道 138 号赤滝五條線 県道 142 号生駒停車場宛木線 県道 154 号桜井停車場線 県道 155 号多武峯見瀬線 県道 156 号王寺停車場線 県道 162 号御所停車場線 県道 164 号室生口大野停車場線 県道 170 号五條停車場線 県道 189 号矢田寺線 県道 193 号筒井二階堂線 県道 194 号椿井王寺線 県道 197 号結崎田原本線 県道 218 号内牧菟田野線 県道 220 号大又小川線 県道 226 号大台河合線 県道 236 号信貴山線 県道 237 号生駒停車場宝山寺線 県道 249 号大和郡山環状線 県道 250 号平群信貴山線 県道 253 号中筋出作川合線 県道 254 号寺口北花内線 県道 733 号川津高野線 県道 753 号月瀬今山線 県道 754 号木津横田線 県道 784 号赤目掛線	

※県道以上を記載

表 3.2.8 被災地支援に向けた優先的に道路啓開を実施する路線・区間（和歌山県）

広域支援ルート		被災地進出ルート	被災地内ルート
近畿地方整備局内	整備局間		
京奈和自動車道 阪和自動車道（松原～和歌山） 近畿自動車道紀勢線（勢和多気～和歌山）	—	—	—
国道 24 号 国道 26 号 国道 42 号 国道 168 号 国道 311 号 国道 371 号	（三重県） 国道 42 号	国道 24 号 国道 42 号 国道 169 号 国道 370 号 国道 371 号 国道 424 号 国道 480 号	国道 24 号 国道 42 号 国道 370 号 国道 371 号 国道 424 号 国道 425 号 国道 480 号
県道 7 号粉河加太線 県道 16 号和歌山港線 県道 17 号和歌山停車場線 県道 18 号海南金屋線 県道 24 号新田広芝岩出停車場線 県道 26 号粉河加太線 県道 27 号日高印南線 県道 36 号上富田すさみ線 県道 38 号すさみ古座線 県道 62 号泉佐野打田線 県道 63 号泉佐野岩出線 県道 131 号新田広芝岩出停車場線 県道 138 号和歌山野上線 県道 145 号鳴神木広線 県道 225 号大附見老津停車場線 県道 227 号田原古座線 県道 228 号高瀬古座停車場線 県道 752 号和歌山阪南線 和歌山市道中平井線 新和歌浦中之島紀三井寺線		県道 4 号高野口野上線 県道 7 号粉河加太線 県道 10 号岩出野上線 県道 13 号和歌山橋本線 県道 14 号和歌山打田線 県道 16 号和歌山港線 県道 17 号和歌山停車場線 県道 22 号古備金屋線 県道 24 号泉佐野岩出線 県道 25 号御坊中津線 県道 26 号御坊美山線 県道 36 号上富田すさみ線 県道 42 号新宮停車場線 県道 63 号泉佐野岩出線 県道 119 号中三谷下井阪線 県道 123 号荒見粉河線 県道 124 号粉河寺線 県道 126 号西川原粉河線 県道 126 号粉河那賀線 県道 128 号桃山下井阪線 県道 129 号垣内貴志川線 県道 130 号桃山丸栖線 県道 141 号有功天王線 県道 190 号玄子小松原線 県道 191 号江川小松原線 県道 192 号玄子和佐線 県道 193 号船津和佐線 県道 231 号あけぼの広角線	県道 3 号かつらぎ桃山線 県道 7 号粉河加太線 県道 13 号和歌山橋本線 県道 15 号新和歌浦梅原線 県道 16 号和歌山港線 県道 19 号美里龍神線 県道 20 号有田湯浅線 県道 22 号古備金屋線 県道 23 号御坊湯浅線 県道 24 号御坊由良線 県道 25 号御坊中津線 県道 26 号御坊美山線 県道 27 号日高印南線 県道 28 号印南原印南線 県道 29 号田辺龍神線 県道 30 号田辺印南線 県道 31 号田辺白浜線 県道 33 号南紀白浜空港線 県道 34 号白浜温泉線 県道 35 号上富田南部線 県道 36 号上富田すさみ線 県道 37 号日置川大塔線 県道 38 号すさみ古座線 県道 39 号串本古座川線 県道 40 号樫野串本線 県道 41 号潮岬周遊線 県道 43 号那智勝浦古座川線 県道 46 号那智山勝浦線 県道 63 号泉佐野岩出線 県道 65 号岬加太港線 県道 123 号荒見粉河線 県道 125 号那賀かつらぎ線 県道 127 号中尾名手市場線 県道 135 号和歌山海南線 県道 138 号和歌山野上線 県道 139 号小豆島船所線 県道 140 号善明寺北島線 県道 149 号紀伊停車場田井ノ瀬線 県道 159 号海南吉備線 県道 166 号興加茂郷停車場線 県道 167 号大崎加茂郷停車場線 県道 171 号宮崎古江見線

広域支援ルート		被災地進出ルート	被災地内ルート
近畿地方整備局内	整備局間		
			県道 174 号箕島停車場線 県道 175 号湯浅広港湯浅 停車場線 県道 176 号井関御坊線 県道 178 号湯浅広港線 県道 185 号御坊停車場線 県道 188 号柏御坊線 県道 189 号比井紀伊内原 停車場線 県道 190 号玄子小松原線 県道 198 号龍神中辺路線 県道 200 号中芳養南部線 県道 201 号南部停車場線 県道 206 号文里湊線 県道 210 号田辺港線 県道 211 号文里港線 県道 221 号市鹿野鮎川線 県道 222 号城すさみ線 県道 227 号田原古座線 県道 228 号高瀬古座停車場線 県道 232 号池田港線 県道 234 号長井古座線 県道 235 号南平野下里停 車場線 県道 236 号勝浦港湯川線 県道 240 号梶取崎線 県道 752 号和歌山阪南線

※県道以上を記載

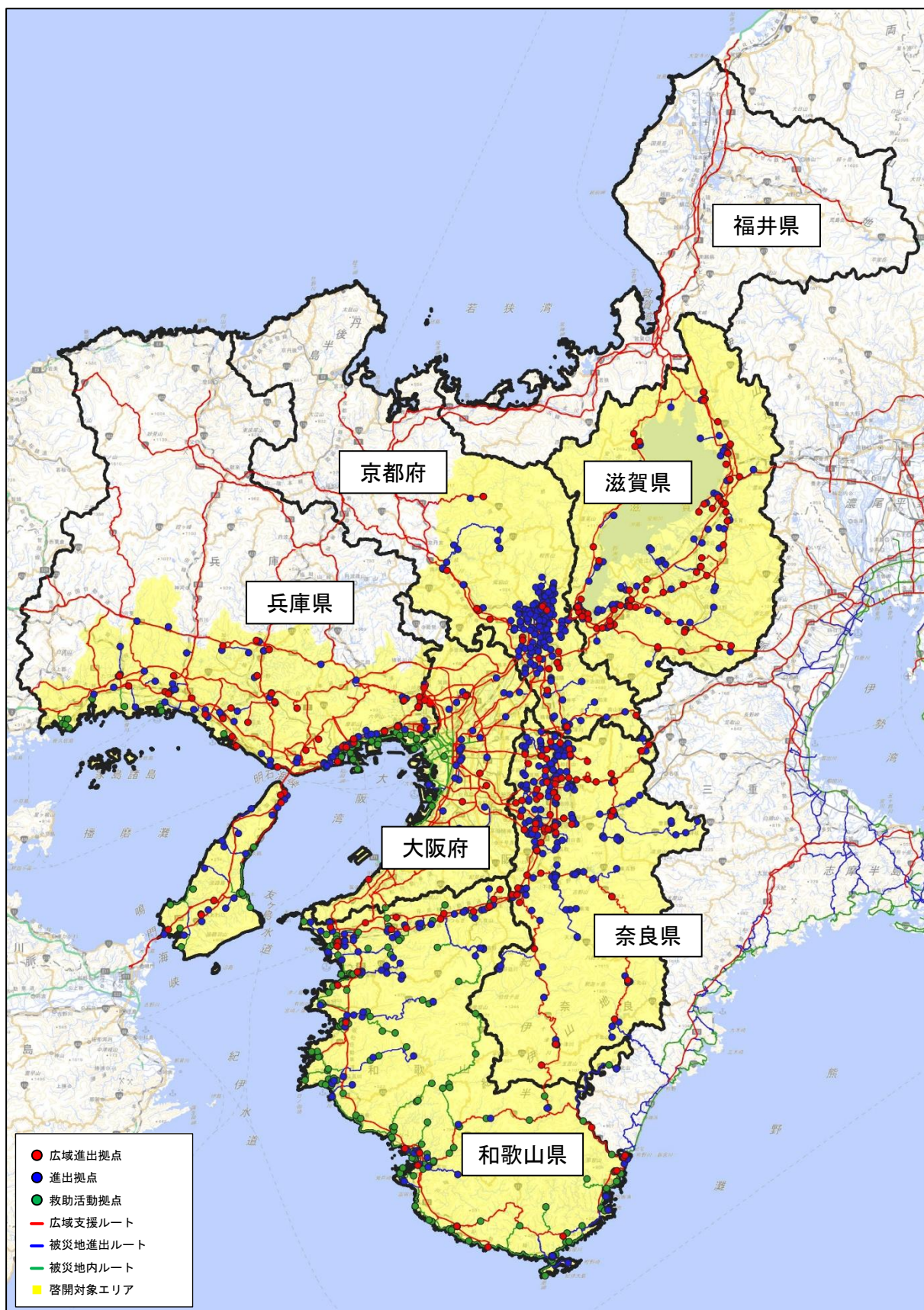


図 3.2.1 近畿圏域における優先的に道路啓開を実施する路線・区間



図 3.2.2 福井県における広域支援ルート

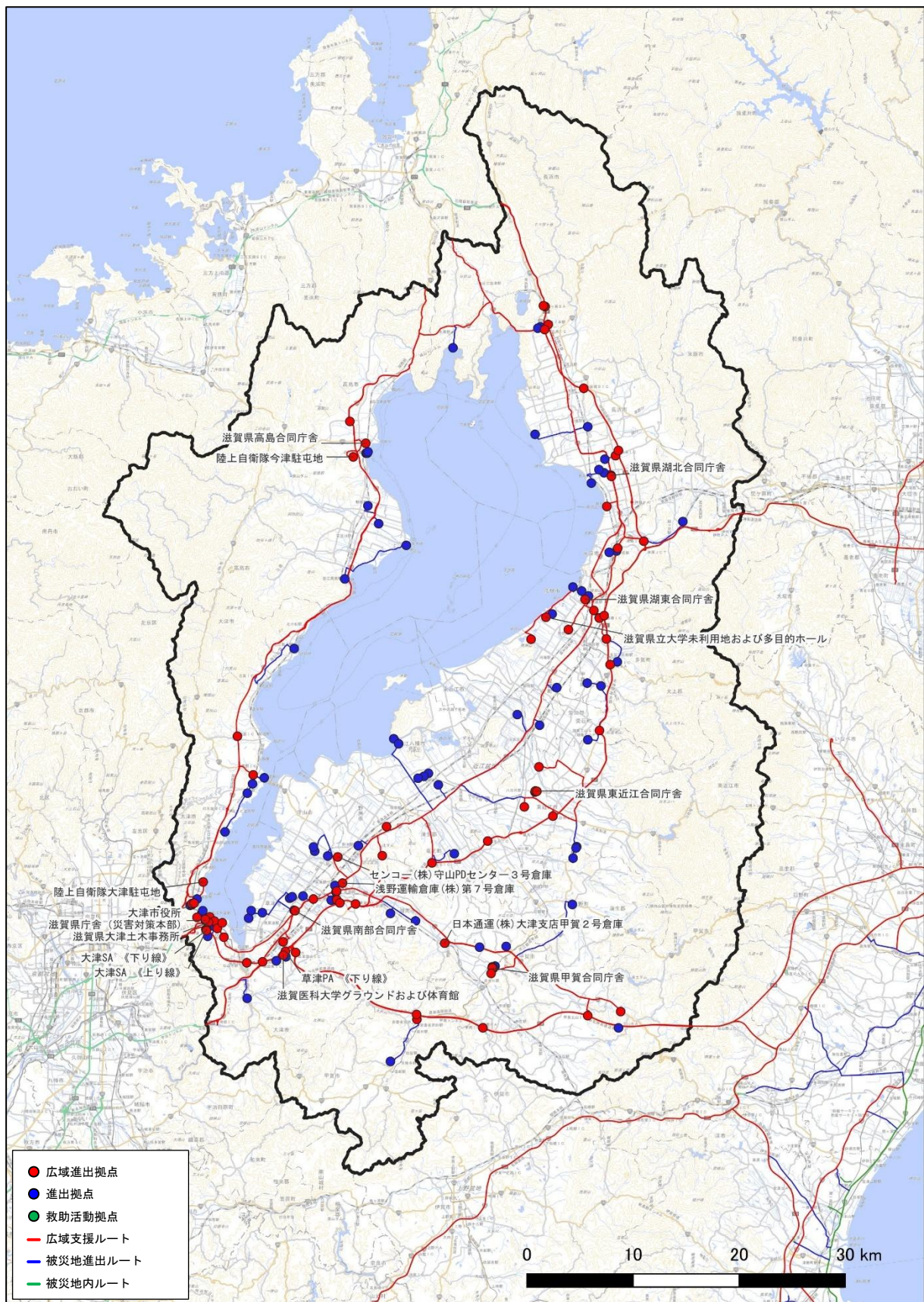


図 3.2.3 滋賀県における優先的に道路啓開を実施する路線・区間

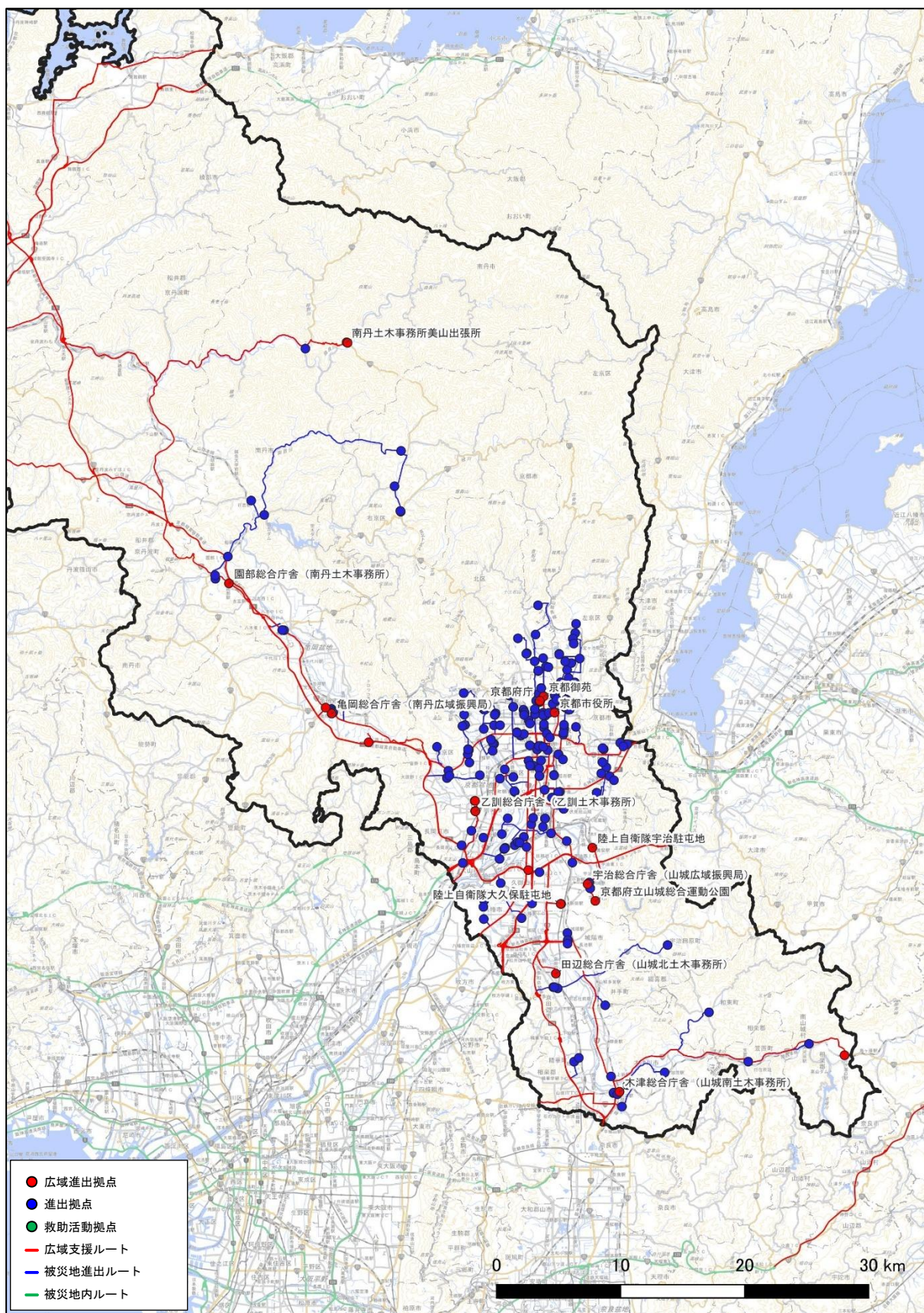


図 3.2.4 京都府における優先的に道路啓開を実施する路線・区間

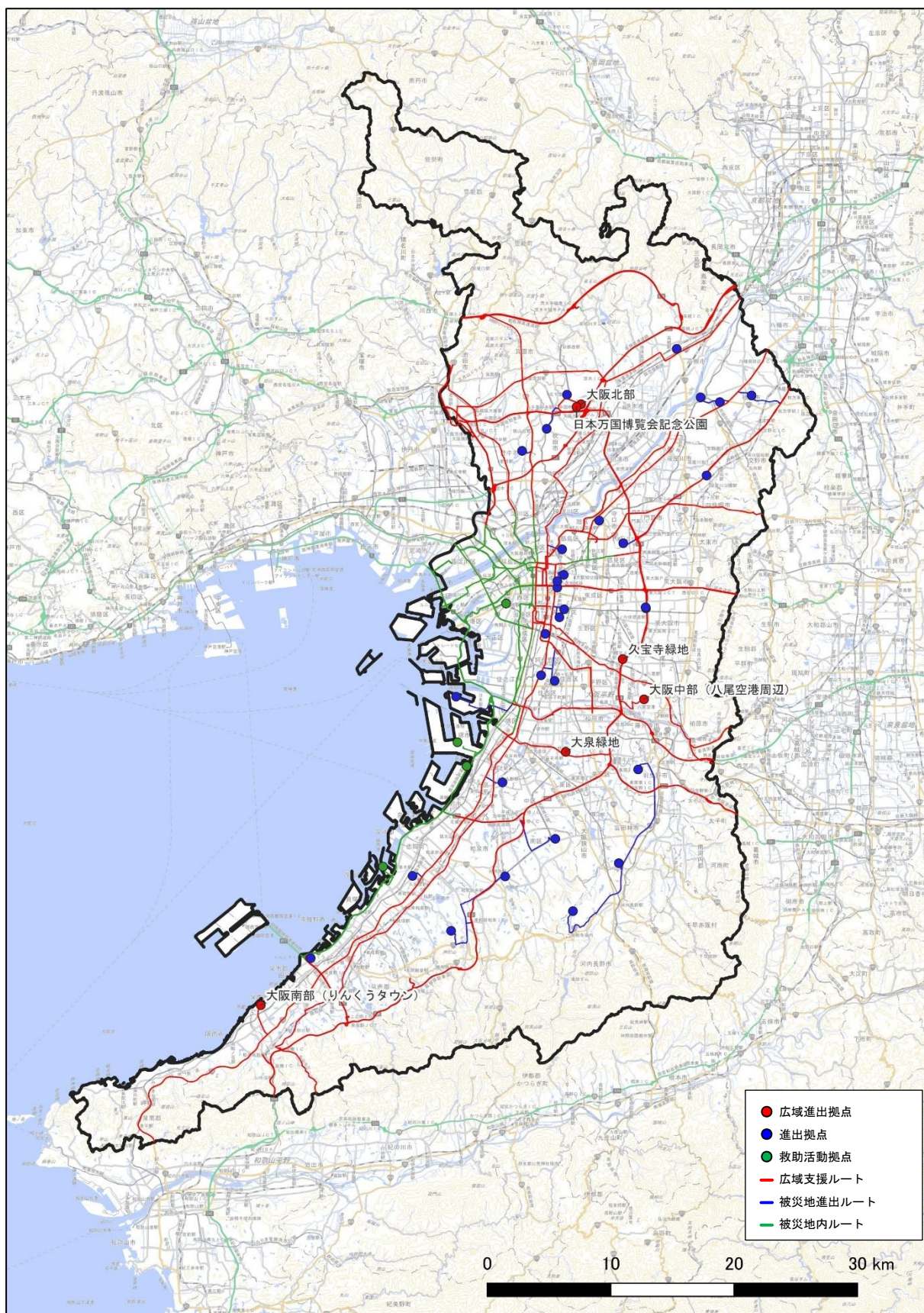


図 3.2.5 大阪府における優先的に道路啓開を実施する路線・区間

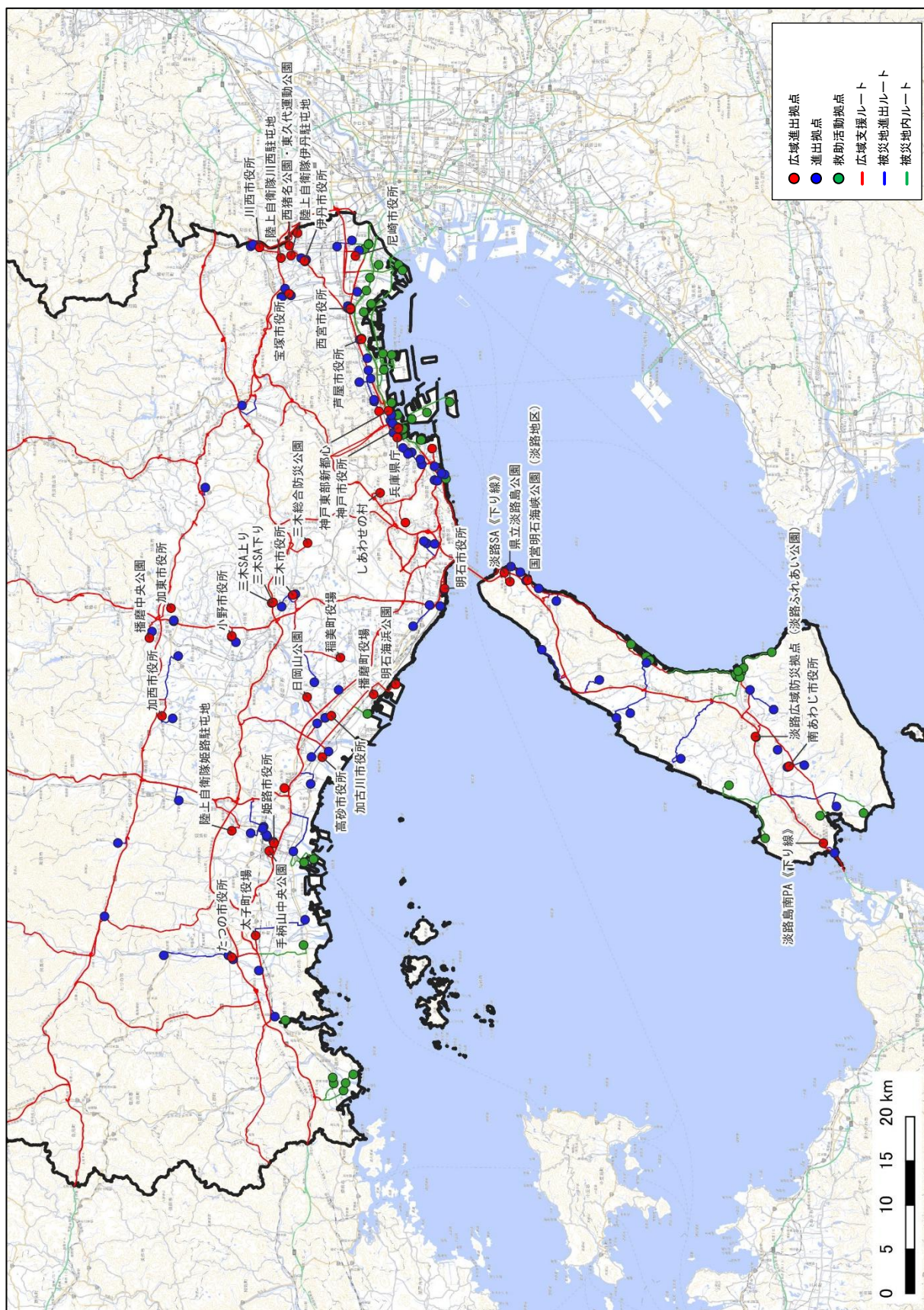


図 3.2.6 兵庫県における優先的に道路啓開を実施する路線・区間

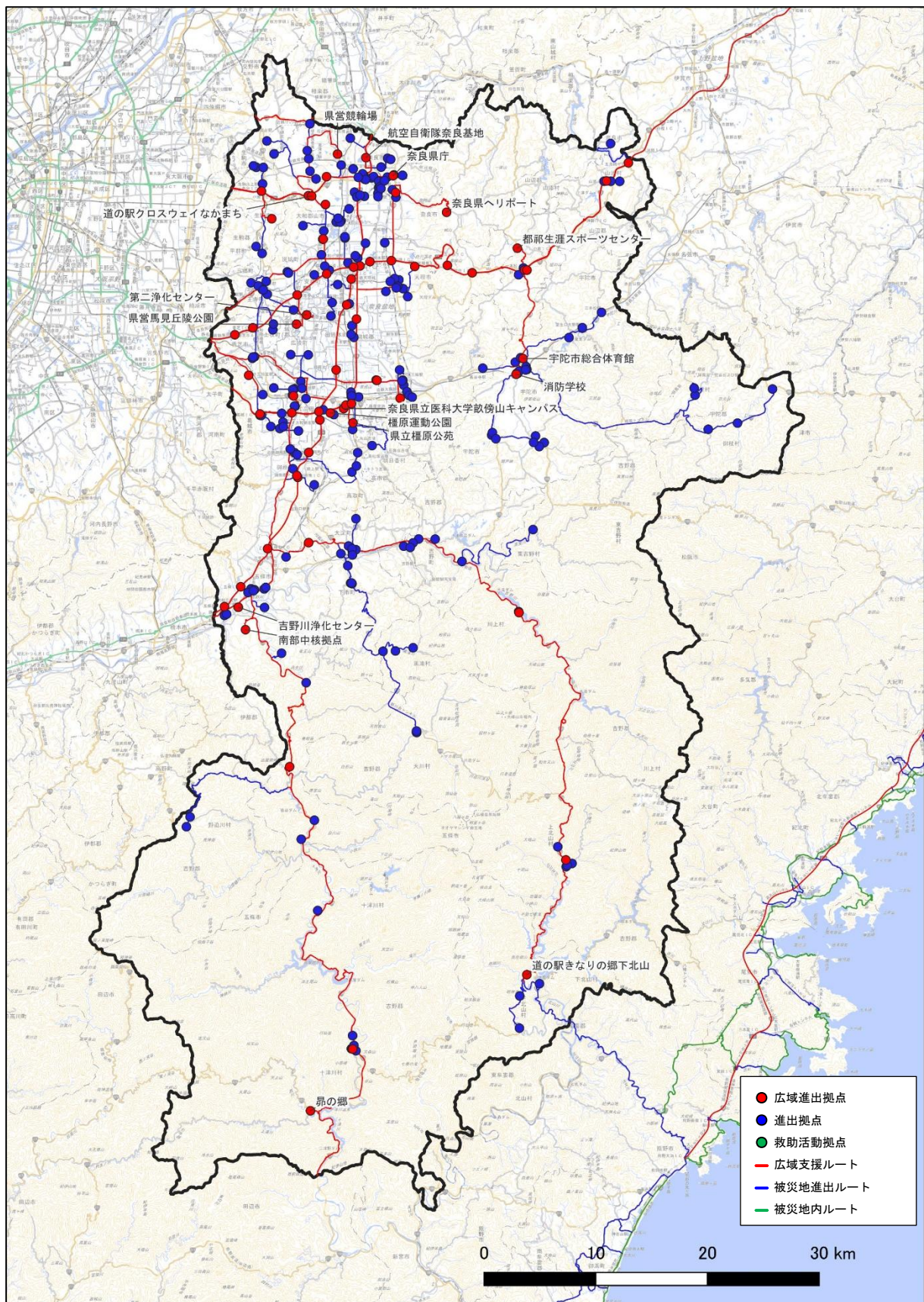


図 3.2.7 奈良県における優先的に道路啓開を実施する路線・区間

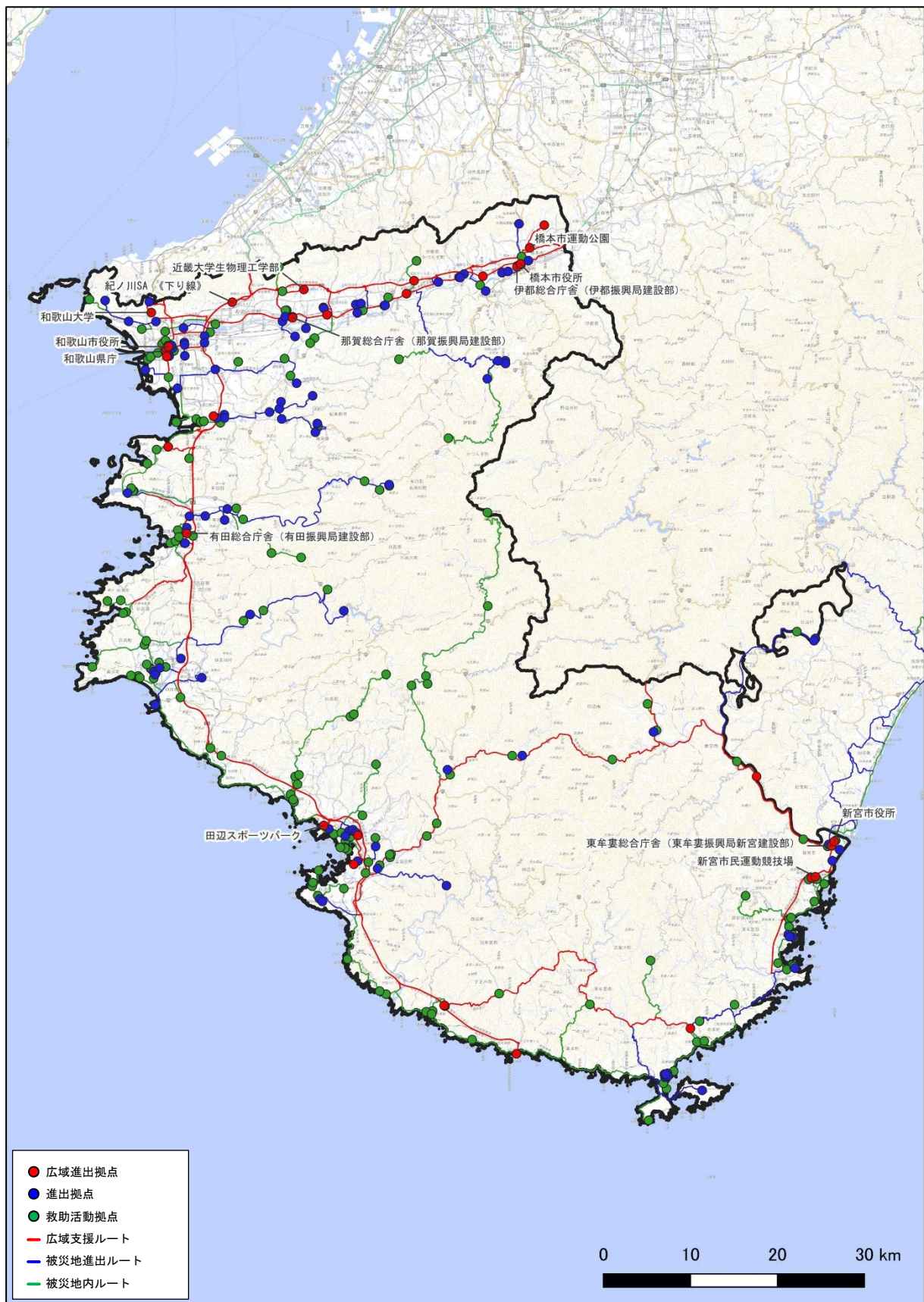


図 3.2.8 和歌山県における優先的に道路啓開を実施する路線・区間

(2) 発災後の臨機対応（孤立集落解消、ライフラインの復旧に向けた道路啓開）

1) 孤立集落解消に向けた対応

近畿圏域では、平成 23 年の紀伊半島大水害において、奈良県及び和歌山県等の道路が被災して通行止めとなり、18 の集落で孤立が発生した。

また、南海トラフ地震については、「南海トラフ巨大地震最大クラス地震における被害想定について（中央防災会議、R7.3）（以降、「中央防災会議の被害想定」という。）」によれば、和歌山県及び奈良県を中心に、約 450 の農業集落・漁業集落で孤立が想定されている。このため、発災後は人命救助を最優先とし、関係機関と情報共有・連携を図りつつ、孤立集落の解消に向けた道路啓開を実施するものとする。

2) ライフライン関係施設の被災状況等を踏まえた対応

能登半島地震では、電柱や電力関連施設等の被災により、石川県を中心に最大約 4 万戸が停電した。また、土砂崩れやがれきの堆積等によりアクセスが困難な箇所が多数あった。このため、道路管理者と電線管理者等が緊密に連携・調整し、早期の電力復旧に向けた道路啓開を実施するとともに、道路啓開の支障となる倒壊電柱の撤去等を行った。

通信分野においても大きな被害が発生し、能登半島地域の広範囲で携帯電話の不通エリアが生じた。官民連携による復旧の取組みとして、移動型基地局や衛星バックホール回線、移動型電源の投入に加え、基地局等の復旧に必要な道路啓開を実施し、通信・放送事業者の復旧工事車両の優先通行を確保した。

近畿圏域では、平成 7 年の阪神・淡路大震災において、電気、ガス、水道、通信などのライフラインが寸断され、各事業者によって応急復旧作業が実施されたが、長期にわたって日常生活に影響を及ぼした。

これらを踏まえ、電力・通信に加え、ガス・上水道の拠点施設や、大阪府・兵庫県に所在する油槽所・製油所などのライフライン関連施設について、関係者間で位置情報を事前に共有するとともに、発災後は被災状況を踏まえて調整を行い、道路啓開を実施するものとする。

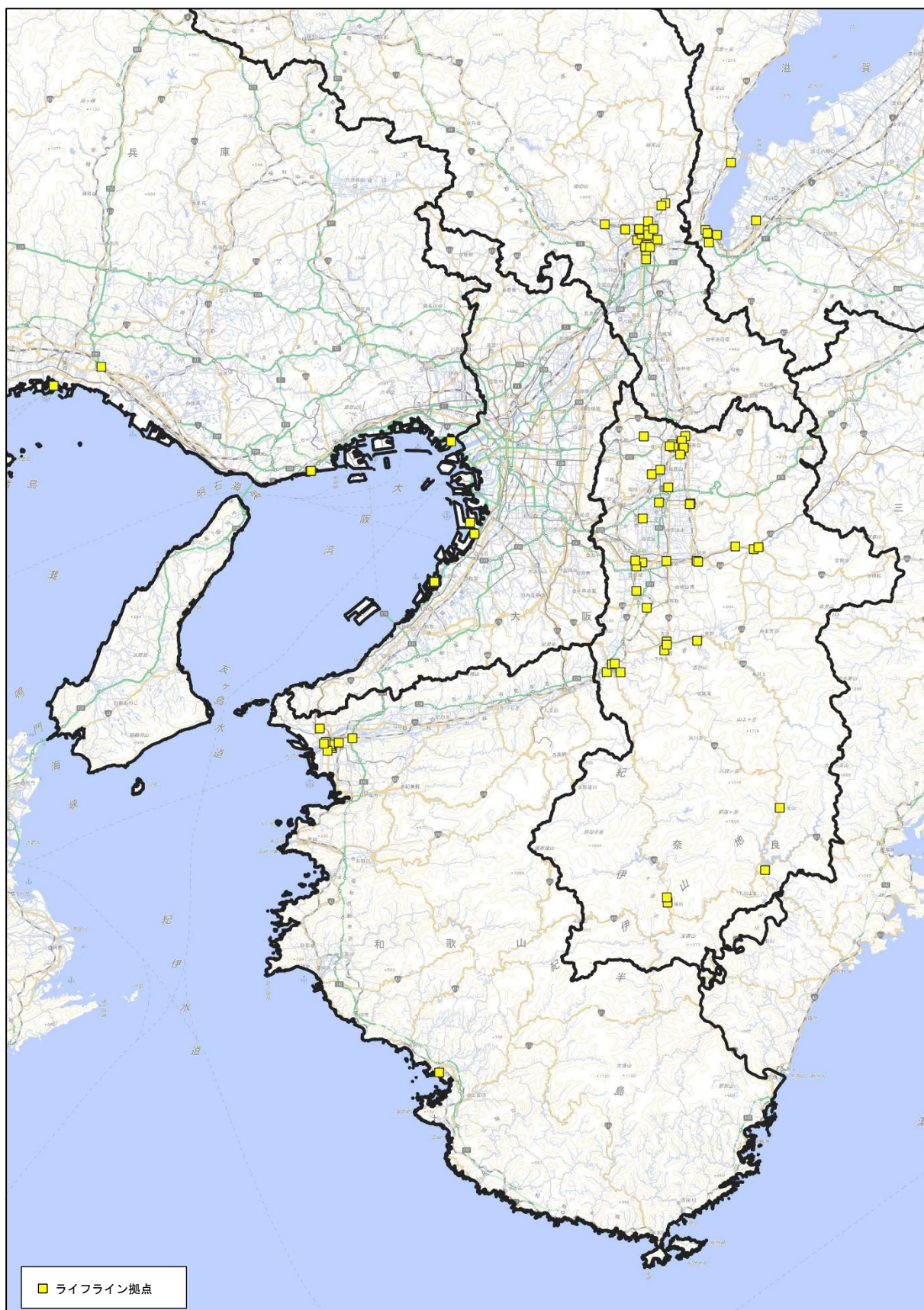


図 3.2.9 ライフライン関連拠点

3.2.3 海路・空路を活用したアクセスルートの確保

能登半島地震においては、道路ネットワークが脆弱な地域が被災したため、幹線となる国道や県道等の代替路線が乏しく、陸路のみでは道路啓開や緊急支援が困難な状況となった。このため、孤立集落の解消に向け、国、県、市町及び自衛隊が連携し、海岸から重機等を搬入して道路啓開を実施した。

また、南海トラフ地震については、中央防災会議の被害想定によれば、地震直後の直轄国道等において、和歌山県南部等では高規格道路が未整備でアクセスが限定される地域があり、迅速な災害応急対策が困難となることが想定されている。

これらを踏まえ、深刻な道路交通麻痺を想定し、海路・空路を活用したアクセスルートについて、自衛隊と事前に調整を行うとともに、発災後は現地の被災状況を踏まえ、関係機関と連携のうえ、被災地への進出及び道路啓開方法を決定するものとする。

(1) 海路を活用したアクセスルート

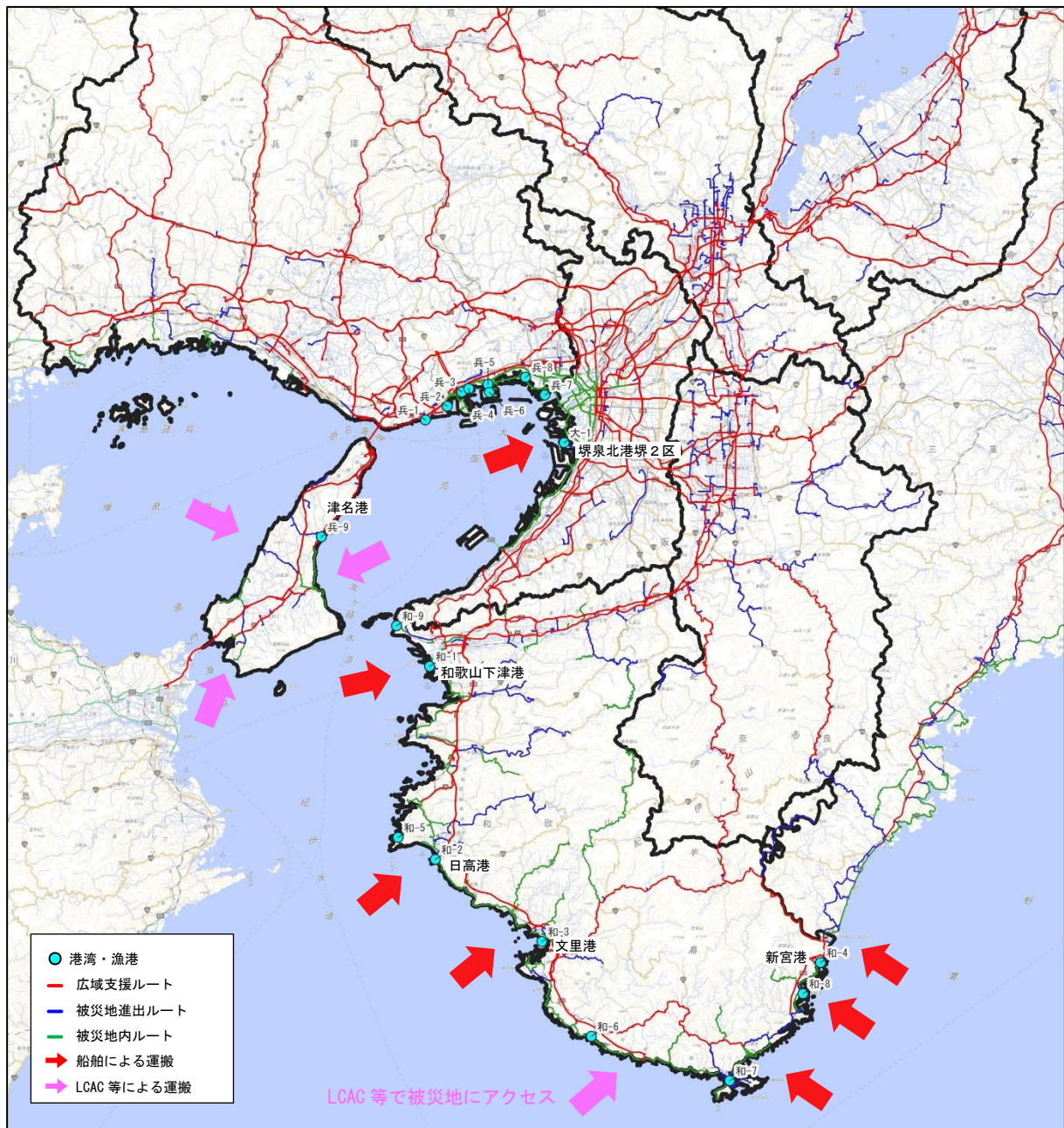
紀伊半島および淡路島においては、南海トラフ地震等の広域災害発生時には陸路アクセスが遮断される可能性があることから、海路を活用した進出体制の強化が不可欠である。

発災後は港湾施設及び道路の被災状況を港湾関係部局と共有・連携のうえ、道路啓開を実施するために、港湾管理者とも調整をするものとする。

なお、令和6年能登半島地震では、広域支援として近傍港湾で支援物資の積込みや補給等を行い、被災地の港湾との間を往復する支援活動が実施されたが、能登半島地域外で支援船の輻輳が発生するなどの課題も生じた。これらを踏まえ、近畿圏域においても、発災後は港湾施設の被災状況及び道路啓開状況を港湾管理者及び港湾連絡協議会と共有・連携のうえ、道路啓開を実施するものとする。

表 3.2.9 沿岸部府県の海路（港湾・漁港）を活用したアクセスルートの防災拠点

拠点種別	拠点施設
進出拠点	大阪府：①堺泉北港堺2区 和歌山県：①和歌山下津港、②日高港
救助活動拠点	兵庫県：神戸港（①須磨地区、②兵庫ふ頭地区、③新港東ふ頭地区、④摩耶ふ頭地区、⑤東部工区地区、⑥六甲アイランド地区）、尼崎西宮芦屋港（⑦東海岸町沖地区、⑧甲子園浜地区）、⑨津名港 和歌山県：③文里港、④新宮港、⑤阿尾漁港、⑥周参見漁港、⑦串本漁港、⑧勝浦漁港、⑨加太港



また、令和 6 年能登半島地震においては、道路の寸断により能登半島先端部では陸路からのアクセスが困難となり、自衛隊の協力を得て、エア・クッション艇（LCAC）にて大川浜（砂浜海岸）から国土交通省の重機等を揚陸し、道路啓開を実施した。

近畿圏域においても、自衛隊の協力のもとエア・クッション艇によるアクセスを想定し、自衛隊訓練にも参加しながら、上陸可能な箇所について自衛隊を含む関係機関間で被災地への進入箇所を確認し、連携のうえで実施するものとする。

(2) 空路を活用したアクセスルート

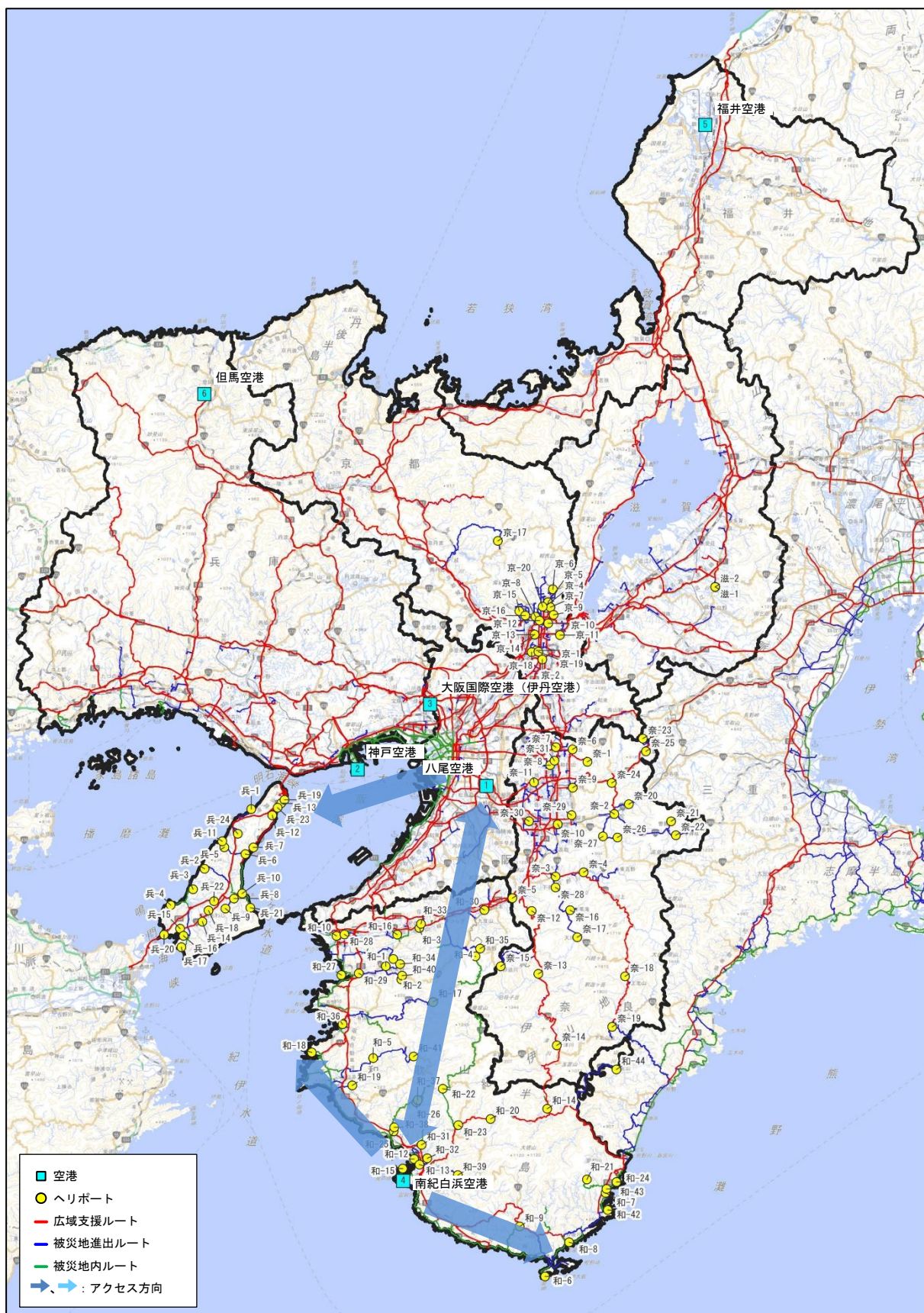
空路からのアクセスについては、広域進出拠点として八尾空港及び大阪国際空港（伊丹空港）等を設定する。また、被災地への進出拠点としては、地域防災計画等で設定されているヘリポートを活用する（表 3.2.10）。

特に紀伊半島及び淡路島においては、南海トラフ地震等の大規模災害発生時に陸路が遮断される可能性が高いことから、孤立が懸念される被災地への円滑な進出を確保するため、空路を活用したアクセスルートについても事前に調整を進めておく必要がある。とりわけ、地域防災計画で定められたヘリポート等を防災拠点として位置付けるとともに、発災後にはヘリポートの被災状況や現地条件を踏まえ、道の駅等の代替的な着陸可能地点の活用可能性についても、関係機関と連携しつつ検討することが求められる。

また、令和 6 年能登半島地震においては、道の駅「千枚田ポケットパーク」にヘリを着陸させ、被災状況調査を実施した事例がある。この事例を参考として、ヘリポートの被災状況や現地状況に応じ、道の駅を活用した空路アクセスについても検討する。

表 3.2.10 空路（空港・ヘリポート）を活用したアクセスルートの防災拠点

種別	拠点施設
広域 進出 拠点	大阪府：①八尾空港（陸上自衛隊八尾駐屯地） 兵庫県：③大阪国際空港（伊丹空港） 奈良県：①奈良県ヘリポート
進出 拠点	滋賀県：①滋賀県警航空隊ヘリポート、②滋賀県防災航空隊ヘリポート 京都府：①京都消防ヘリポート、②京都府ヘリポート、③京都御苑富小路広場（京都御苑内南東側）、④京都府立医科大学付属病院（屋上）、⑤出町柳（鴨川公園南端）、⑥宝が池公園北園（国際会館東側）、⑦京都大学医学部附属病院（屋上）、⑧京都市立病院（屋上）、⑨將軍塚（東山山頂公園）、⑩京都第一赤十字病院（屋上）、⑪龍谷大学南大日グラウンド、⑫梅小路公園、⑬消防活動総合センター、⑭消防活動総合センター屋上ヘリポート、⑮罌原堤（嵐山東公園対岸河川敷）、⑯桂川梅津（桂川緑地上野橋東詰公園）、⑰京北（京北消防ヘリポート）、⑱京都競馬場東駐車場、⑲JPD京都ヘリポート、⑳京都府警察ヘリポート（屋上） 兵庫県：①県立淡路高等学校グラウンド、②五色県民健康村グラウンド、③兵庫県立淡路文化会館グラウンド、④県立津名高等学校グラウンド、⑤洲本市市民交流センター野球場、⑥城戸アグリ公園、⑦多賀海浜公園、⑧農村広場多目的グラウンド、⑨淡路夢舞台国際会議場ヘリポート、⑩三原健康広場グラウンド、⑪南あわじ市文化体育館多目的広場、⑫淡路ファームパークイングランドの丘第3駐車場、⑬国営明石海峡公園海岸部臨時駐車場2、3、⑭鳴門岬駐車場「うずまちテラス」、⑮サンライズ淡路第2芝生グラウンド、⑯東浦グラウンド、⑰淡路カントリークラブ 奈良県：②榛原中学校、③大淀中学校、④吉野中学校、⑤シダーアリーナ、⑥春日野園地、⑦平城宮跡、⑧桜花ランド、⑨天理高校、⑩畝傍高校、⑪斑鳩小学校、⑫西吉野農業高等学校、⑬大塔ライフハウス、⑭十津川中学校、⑮野迫川小中学校、⑯黒滝健民運動場、⑰天川健民運動場、⑱上北山村立上北山やまゆり学園、⑲池の平グラウンド、⑳室生運動場、㉑曾爾村健民運動場、㉒御杖村民運動場、㉓月ヶ瀬健民運動場、㉔都祁中学校、㉕やまぞえ小学校、㉖菟田野運動場、㉗宇陀高等学校、㉘下市町総合運動場、㉙芝運動公園、㉚大和高田第2健民運動場、㉛九条公園体育館 和歌山県：④南紀白浜空港、①紀美野町スポーツ公園多目的運動広場、②農村総合センター、③粉河運動場、④高野町防災ヘリポート、⑤船津広場、⑥貴志川スポーツ公園ソフトボール場（紀の川市）、⑦神島台運動場、⑧本宮救急ヘリポート、⑨桃山グラウンド、⑩清水救急ヘリポート、⑪川辺若者広場、⑫近露王子公園、⑬中辺路多目的グラウンド、⑭せせらぎ運動公園、⑮海南市民運動場、⑯南馬場緑地、⑰上富田スポーツセンター野球場、⑱粉河高等学校、⑲のかみふれあい公園、⑳高野山高等学校グラウンド、㉑白浜町玉伝、㉒紀美野町文化センター防災ヘリポート、㉓美山若者広場、㉔北山村防災ヘリポート
救助 活動 拠点	兵庫県：②神戸空港、③アスパ五色、④西淡グラウンド、⑦県立淡路佐野運動公園、⑩県立淡路医療センター、⑮南あわじ市B&G海洋センターグラウンド、⑰南あわじ市阿万スポーツセンターグラウンド、⑱関西太平洋鉱産株式会社内田鉱業所 和歌山県：⑥潮岬望楼の芝、⑦木戸浦運動場、⑧上野山防災広場内防災対応離着陸場、⑨古座川町多目的広場、⑩市民スポーツ広場、⑪和歌山県立神島高等学校、⑫白浜球場、⑬由良町民運動場、⑭那智高原公園、⑮グリーングラウンド、⑯（株）チスイ所有地、⑰共和球場、⑱清川球場、⑲マリーナシティ駐車場、⑳上秋津若もの広場、㉑耐久高等学校グラウンド、㉒旧清川中学校、㉓上南部中学校、㉔太地町防災ヘリポート、㉕那智ヘリポート



※空路を活用したアクセスルートは発災時の状況等を踏まえて設定するものとする。

図 3.2.11 空路を活用したアクセスルート

4 道路啓開の方法

4.1 道路啓開作業

4.1.1 計画の発動基準

本計画の発動基準は、「近畿圏域で震度 6 弱以上の地震が観測され、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合」または「近畿圏域で大津波警報が発表され、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合」とする。

4.1.2 道路啓開の作業体制の構築

道路啓開の作業体制は、24 時間体制（8 時間×3 班）で構築する。各班は 8 時間ごとに参集場所に集合し、参集場所の責任者の下、点呼、作業状況の確認及び作業の引継ぎを行う。

4.1.3 啓開ルートの決定

発災後は、道路管理者が速やかに道路の被災状況を調査し、情報の集約・共有したうえで、啓開ルートを選定し、これを関係機関と共有するとともに、作業に着手する。

なお、被災・損傷が確認された橋梁については、迂回路の設定または仮橋の架設等の対応を検討する必要がある。被災状況によっては啓開作業が長時間化することが想定される区間について、代替ルートを設定する。また、代替ルートについては、道路法に基づく道路のみならず、農道、林道等も含めて設定する。

4.1.4 道路啓開の作業要領

(1) 必要幅員の確保

2 車線道路については 1 車線、多車線道路については上下各 1 車線（計 2 車線）の啓開を基本とする。ただし、被害が甚大な区域については、最低限 1 車線（概ね 4m 幅）を確保する。



被災状況



道路啓開後

出典：国土交通省ホームページ

図 4.1.1 東日本大震災における道路啓開（国道 45 号岩手県宮古市田老地区）

1) 段差・路面亀裂

土のう及び敷鉄板等により、車輪通行幅（1m）の段差を解消する。

2) ガレキ、電柱、倒木の除去

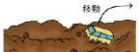
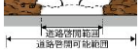
バックホウ等を用いてガレキ、倒壊電柱及び倒木を道路脇へ除去し、必要に応じてダンプトラックで運搬する。倒壊電柱や切断された電線については、通電している可能性があるため、電力事業者等へ連絡し安全措置を実施したのち作業する必要がある。土砂崩壊箇所については、ガレキ除去と併せて仮設道路を敷設しつつ、道路啓開を実施する。

3) 路上車両の撤去

走行不能車両、放置車両等の路上車両については、ホイールローダ、レッカー車等により移動させる。

(2) 道路啓開の役割

道路啓開を行う際は、図 4.1.2 の役割分担のとおり、関係者が連携のもと実施することとする。特に、土砂崩落等により要救助者が存在する可能性がある場合は、人命救助等を行う警察、消防、自衛隊と連携のうえ、道路啓開を実施する。

状況模式図	役割				
	道路管理者 (災害協定業者)	警察	消防	陸上自衛隊	ライフライン事業者
主な役割	●パトロール ●放置車両の移動・撤去 ●ガレキの除去	●人命救助 ●放置車両の移動・撤去	●人命救助	●人命救助 (災害派遣:警察・消防の一部行使)	
1.道路パトロール 	①パトロールによる被災状況確認 ②要救助者の発見、関係機関に通報 ③ライフラインの異常を発見、ライフライン事業者へ通報				④被災状況調査
2.人命救助 		⑤通報を受け現地に出動			
		⑥ガレキ内の捜索、救助、蘇生活動(協働作業)			
		⑦病院に救急搬送			
3.心肺停止状態の搬送 		⑧ガレキ内からの搬出(協働作業)			
		⑨搬送			
4.放置車両の移動・撤去 	⑩放置車両の移動・撤去 (災害対策基本法第76条の6)	⑩放置車両の移動・撤去 (災害対策基本法第76条の6)			
5.ガレキの撤去 	⑪対象車線のガレキ撤去				⑪ライフライン対応 ・倒壊電柱、電線、通信線 ・危険物(ガス等) ・水道施設、下水道施設

※⑪ライフライン対応について、緊急を要する場合や土砂等が電柱等と混在している場合は、道路管理者とライフライン事業者が協議の上、役割を見直すものとする

図 4.1.2 道路啓開の役割分担

(3) 啓開作業実施可否等について

1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の実施判断基準

南海トラフ沿いの想定震源域において異常な現象が発生した場合、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。この評価結果に基づき、各エリアにおける道路啓開の継続の可否等を判断する。

表 4.1.1 南海トラフ地震臨時情報発表時の実施判断基準

対象地域	南海トラフ地震臨時情報	
	巨大地震警戒	巨大地震注意
南海トラフ地震防災対策推進地域	啓開作業を実施（継続）※ ¹	啓開作業を実施（継続）※ ¹
津波浸水想定区域		
事前避難対象地域	直ちに作業中断し、退避 作業を1週間は一時中止※ ²	

※¹ 二次災害防止のため、安全措置（情報連絡体制の確立、作業の中止、作業の再開・点検）を講じる

※² 道路啓開作業が必要な場合は、実働部隊（警察機関、消防機関、自衛隊）と協議

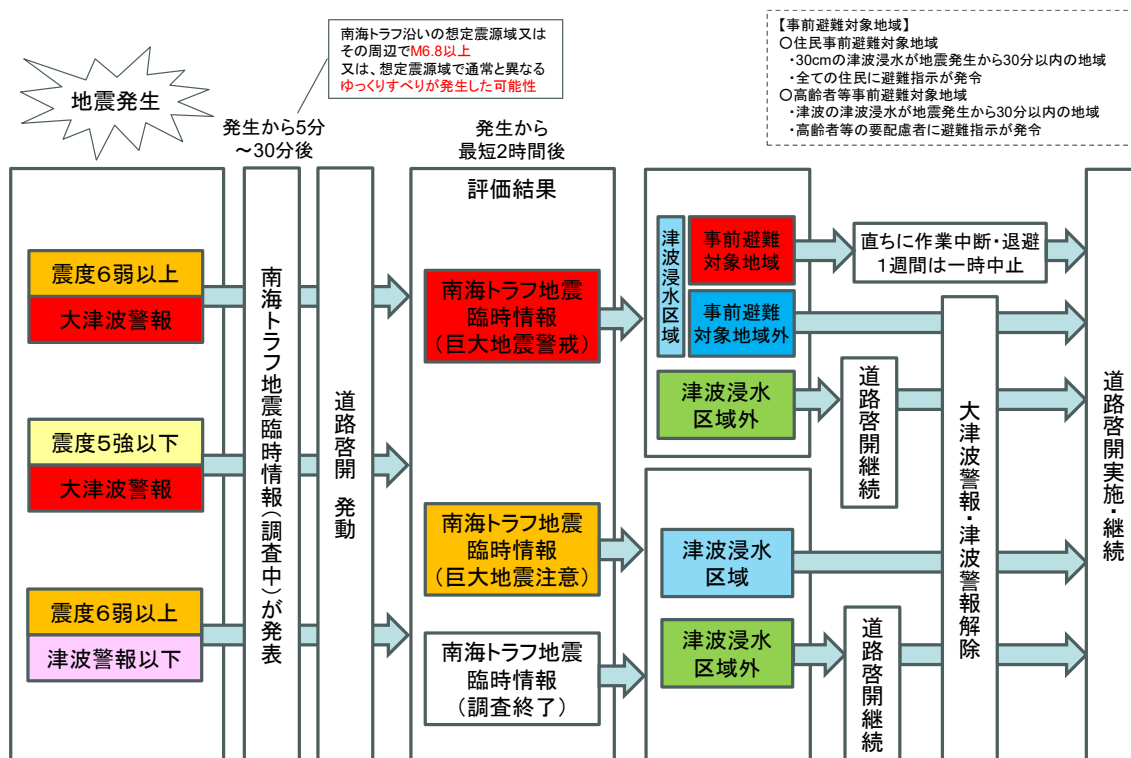


図 4.1.3 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

2) 啓開作業の中止判断基準

啓開作業にあたって、作業実施者は余震等に十分注意して道路啓開作業を行うものとし、以下のとおり中止基準を設定したうえで作業を行う。

- ・ 震度 4 以上の余震が発生した場合は、直ちに作業を中止すること
なお、震度 4 未満の余震であっても、現場ごとに注意基準（監視強化）、警戒基準（作業中断・待機）等を設定すること
- ・ 高さ 2 m 以上の箇所での作業で、悪天候（下記事象発生）場合は、作業を中止すること

「強風」：10 分間の平均風速が毎秒 10m 以上の風
「大雨」：1 回の降雨量が 50mm 以上の降雨または大雨警報の発表
「大雪」：1 回の降雪量が 25cm 以上の降雪または大雪警報の発表

なお、上記基準未満であっても、現場ごとに注意基準（監視強化）、警戒基準（作業中断・待機）等を設定すること
- ・ 津波に対する警報が発せられた場合は、安全な場所へ作業員を避難させること
- ・ 啓開作業実施者は、作業を中止した場合は、作業員を安全な場所に退避させること

(4) 災害対策基本法に基づく道路啓開及び車両等の移動について

迅速な道路啓開作業において、道路管理者による放置車両等の移動・撤去が必要な場合には、道路管理者は「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（平成 26 年 11 月（令和 7 年 11 月一部改訂）国土交通省道路局）」を踏まえ、実施するものとする。

なお、道路管理者が車両等の移動を行う場合には、災害対策基本法による権限を行使することとなるため、道路管理者の身分証明書を携行し、対応する。道路管理者から委託された災害協定業者等の民間事業者についても身分証明書（図 4.1.4）を携行するものとし、地方整備局等の職員が不在であっても、民間事業者が単独で対応可能となるようにする。

発行番号：第〇号	
身 分 証 明 書	
会社名：〇〇〇〇建設株式会社 住所：〇〇〇〇	
上記の者は、〇〇協定に基づき、災害対策基本法第 76 条の 6 の措置を行うことを委託した者であることを証明する。	
発行日：〇〇年〇〇月〇〇日	印 印
有効期限：〇〇年〇〇月〇〇日	
発行者：国土交通省 近畿地方整備局長 〇〇府県知事	

図 4.1.4 民間事業者等に交付する身分証明書（例）

【参考：参考法令等】

■労働安全衛生法（第 25 条）

事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

■労働安全衛生規則（第 522 条）

事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせてはならない。

※労働安全衛生規則に基づく厚労省通達等（現行、労働基準局通知）

「強風」： 10 分間の平均風速が毎秒 10m 以上の風

「大雨」： 1 回の降雨量が 50mm 以上の降雨

「大雪」： 1 回の降雪量が 25cm 以上の降雪「中震以上の地震」： 震度 4 以上

■土木工事安全施工技術指針（第 2 章第 7 節）

気象の状況に応じて作業を中止すること。

地震及び津波に対する警報が発せられた場合は安全な場所へ作業員を避難させること

■土木工事安全施工技術指針

（第 2 章第 7 節）

（1）地震及び津波に対する警報が発せられた場合は、安全な場所へ作業員を避難させること。

（2）地震及び津波が発生した後に、工事を再開する場合は、あらかじめ建設物、仮設物、資機材、建設機械、電気設備及び地盤、斜面状況等を十分点検すること。

（第 5 章第 2 節）

次の場合は、すみやかに点検を行い、安全を確認した後に作業を再開すること。

① 震度 4 以上の地震が発生したとき

② 大雨等により、盛土又は地山が軟弱化するおそれがあるとき。

4.2 啓開作業の手順(タイムライン)

大規模災害発生後、道路管理者及び関係機関が、いつ・何を実施するかを明確にした具体的な行動計画（タイムライン）を作成し、これを共有したうえで、連携して実効性の高い道路啓開を実現する。また、道路管理者と関係機関は、タイムラインに基づき、図 4.2.2 に示す情報体制・系統図に従い、情報収集・伝達を確実に行う。

特に、発災後 72 時間までに必要となる行動については、タイムラインを踏まえ、情報共有・伝達を円滑に実施する。

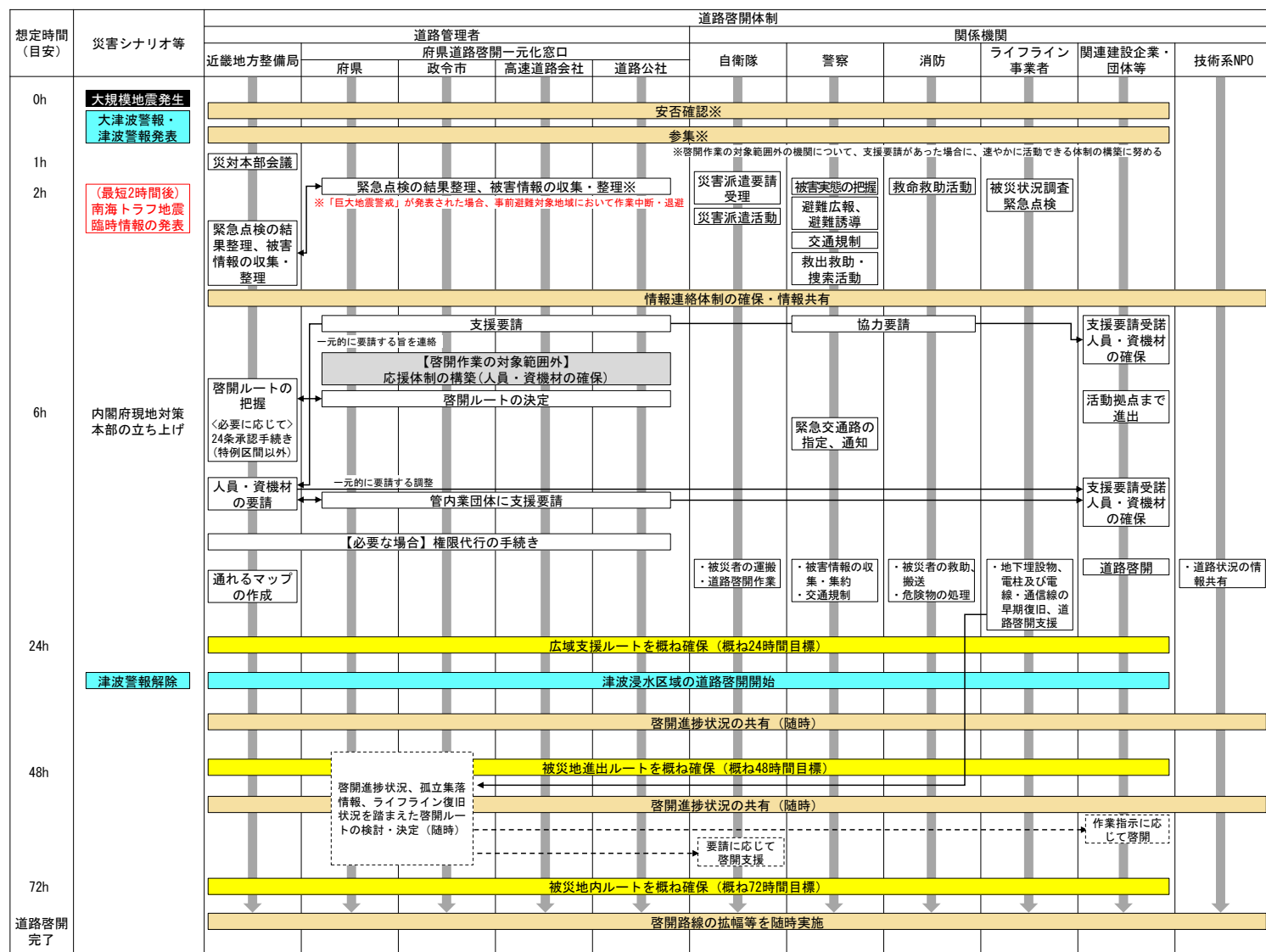
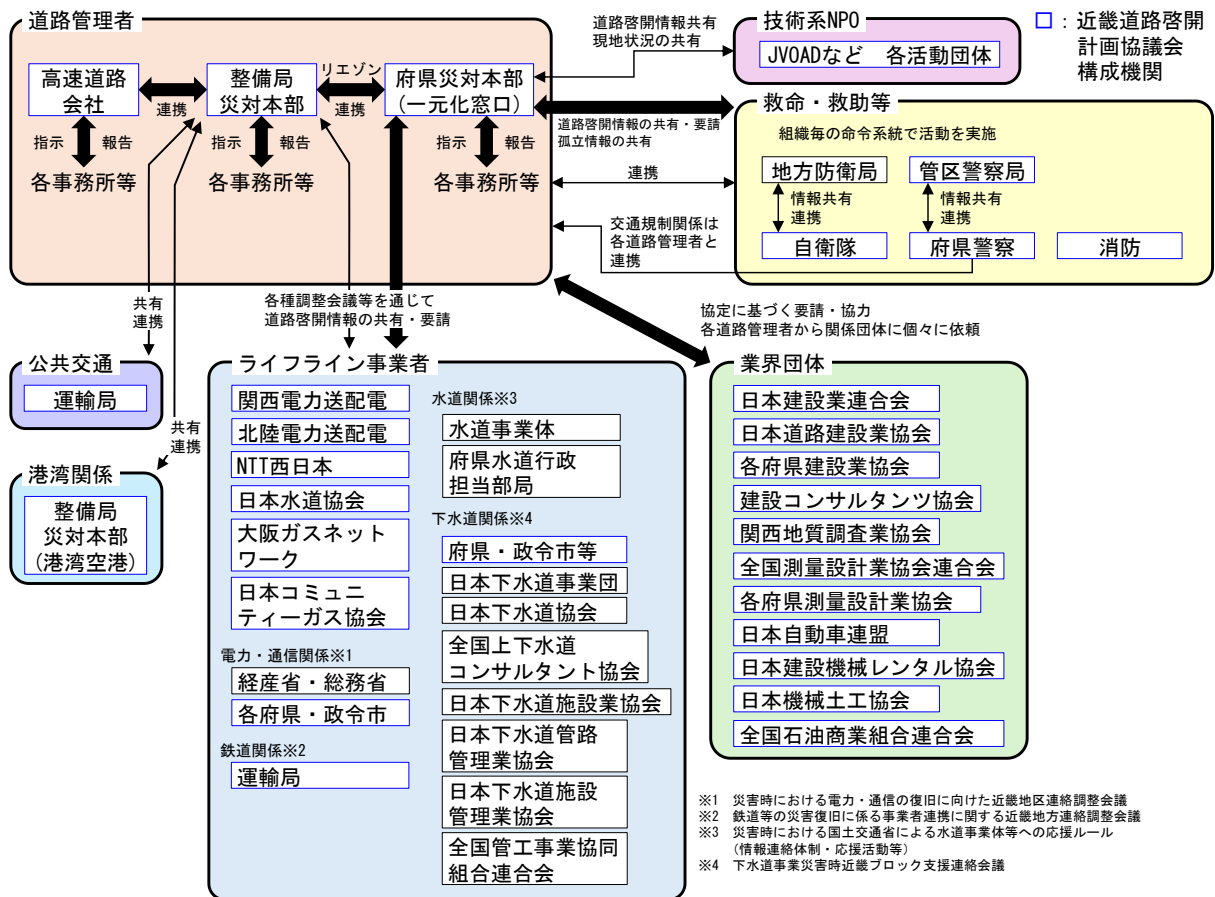


図 4.2.1 啓開作業の手順(タイムライン)



※ライフライン事業者および業界団体等は協定に基づき道路管理者と直接調整する。(各府県単位の場合は、各府県の道路啓開一元化窓口と情報共有する)

図 4.2.2 関係機関との情報伝達体制・系統図

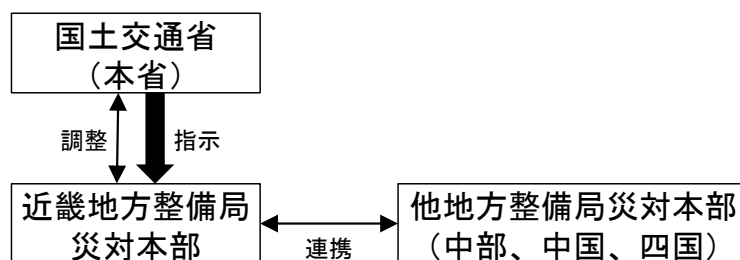


図 4.2.3 国土交通省の情報伝達体制・系統図

4.3 管理区分を超えた道路啓開の実施

4.3.1 路線・区間の設定

発災直後の道路啓開を円滑に進めるため、道路法第 22 条の 3 に基づき、国が道路管理者に代わって道路啓開を行うことができる路線・区間（以下「直轄啓開予定道路」という。）を設定する。

当該路線・区間は、紀伊半島における道路ネットワークの実態等を踏まえ、表 4.3.1、表 4.3.2 及び図 4.3.1 のとおり設定し、本計画に位置付けることで、災害時には道路法第 24 条承認を経ずに（以下「道路法第 24 条承認の特例」という。）国が道路啓開を実施できる。

なお、直轄啓開予定道路が大きく被災する場合も想定し、代替ルートについてもあらかじめ設定する（表 4.3.3 参照）。

表 4.3.1 直轄啓開予定道路の考え方

- | |
|--|
| ① 24 時間以内での啓開を目標とするルート |
| ② 紀伊半島の道路ネットワークの実態を踏まえ、広域進出拠点（新宮市民運動競技場）までの主軸となる区間 |

表 4.3.2 直轄啓開予定道路の路線・区間

種別	路線名	区間	
予定道路	国道 168 号	国道 24 号（五條市 本陣交差点）	国道 42 号（新宮市 橋本交差点）

表 4.3.3 代替路の路線・区間

種別	路線名	区間	
代替路	国道 311 号	国道 42 号（上富田町 岩崎交差点）	国道 168 号（田辺市 本宮交差点）

※直轄啓開予定道路である国道 168 号のうち（田辺市 本宮交差点～新宮市 橋本交差点間）は並行路線が無いため、代替路は設定しない。

4.3.2 管理区分を超えた道路啓開の発動条件

国が管理区分を超えて道路啓開を行う場合は、以下の発動条件に該当する場合を基本とする。また、本制度を発動する際には、道路啓開着手前に、本来の管理者に連絡が可能な場合は、速やかに連絡を行う。

表 4.3.4 国による管理区分を超えた道路啓開の発動条件

「和歌山県南部で震度 6 強以上の地震が観測され、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合」または「和歌山県南部で大津波警報が発表され、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合」

なお、発災後に速やかに道路啓開に着手できるよう、表 4.3.2 に示す路線については、本来の管理者から国に対し、道路台帳（附図を含む）を事前に共有するなど、管理状況に関する必要な情報を平時から共有する。



凡 例	凡 例	凡 例
直轄啓開予定道路	STEP1	一体型「道の駅」
代替路	STEP2	単独型「道の駅」
広域進出拠点※	STEP3	防災道の駅
進出拠点		防災拠点自動車駐車場指定
救助活動拠点		

※「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和7年6月中央防災会議幹事会）」に位置付けられている広域進出拠点、進出拠点、救助活動拠点

図 4.3.1 直轄啓開予定道路（全体図）

4.3.3 道路啓開の権限代行への移行

管理区分を超えた道路啓開の開始後に、放置車両や倒壊電柱等の占用物等の移動・撤去が必要となる場合、これらの移動・撤去に関する権限は本来の管理者に属する。このため、図 4.3.2 に示すとおり、権限代行に移行するものとする。詳細については、令和 7 年 7 月 31 日付け事務連絡を参考とすること。

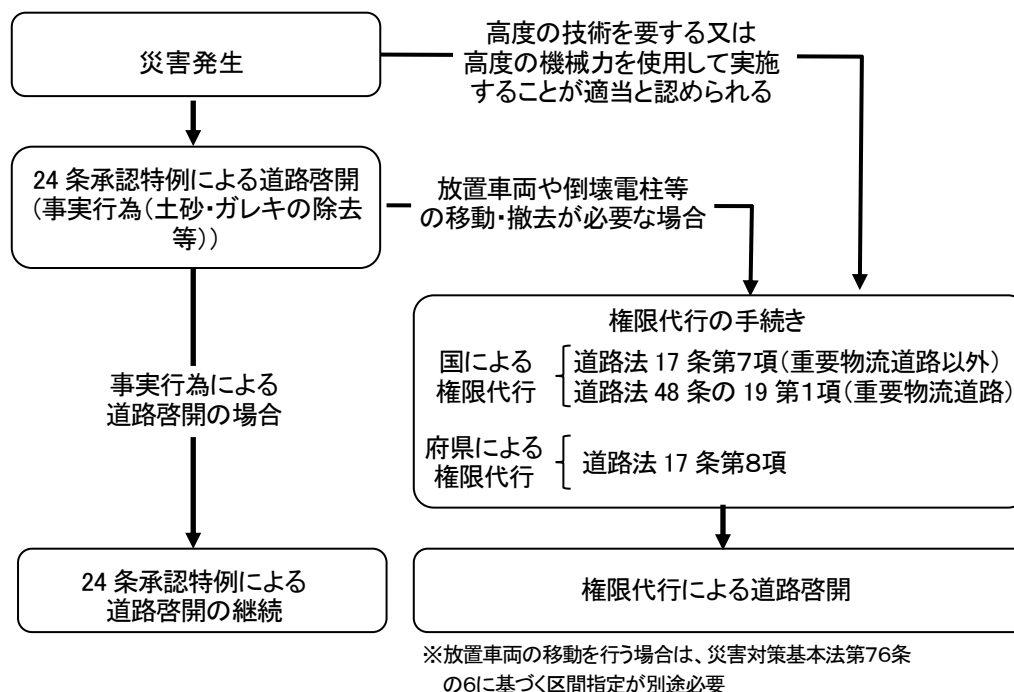


図 4.3.2 道路啓開における権限代行手続きの流れ

(出典：令和 7 年 7 月 31 日事務連絡 直轄啓開の 24 条承認特例から直轄権限代行への移行手続きについて より作成)

4.3.4 管理区分を超えた道路啓開にかかる費用負担

道路法第 24 条承認の特例により実施した道路啓開に要した費用は、道路法第 49 条に基づき、本来の道路管理者が負担するものとする。

また、国が道路法第 17 条第 7 項又は第 48 条の 19 第 1 項に基づく権限代行により道路啓開を実施した場合の費用については、道路法第 53 条に基づき、まず国が全額を負担し、その後、本来の管理者が道路法第 50 条第 5 項及び第 51 条第 3 項に基づき、要した費用を国庫へ納付するものとする。

4.4 道路啓開を実施する建設業者等

道路啓開作業は、各道路管理者と建設業協会が締結する災害協定に基づく業者及び通年契約の道路維持工事業者の協力のもと、表 4.4.1 に示す内容を基本として実施する。なお、甚大な被災や地域内企業が被災した場合には、協定等にもとづき日本建設業連合会関西支部等に応援を依頼するものとする。

建設業協会は、災害協定に基づき、道路啓開対象路線の作業を円滑に実施できる体制をあらかじめ構築するとともに、道路管理者との情報共有を図るものとする。

表 4.4.1 道路啓開の担当

道路啓開 担当機関	道路啓開を担う建設企業等	
近畿地方 整備局 中部地方 整備局(名阪 国道(針 IC 以 東))	直轄国道 (対象エリア外)	通年で実施している道路維持工事等の企業
	直轄国道 (対象エリア内)	通年で実施している道路維持工事等の企業及び災害協定に基づく建設業団体(各府県建設業協会または日本建設業連合会関西支部等)
	直轄啓開予定 道路	国の災害協定に基づく建設業団体(奈良県、和歌山県建設業協会または日本建設業連合会関西支部等)
各府県・ 政令市 道路管理者	滋賀県	滋賀県建設業協会との協定等に基づく土木事務所管内ごとの建設企業(担当業者:表 4.4.2 参照)
	京都府	京都府建設業協会との協定等に基づく土木事務所管内ごとの建設企業(担当業者:表 4.4.3 参照)
	大阪府	日本道路建設業協会との協定等に基づく土木事務所管内ごとの建設企業(担当業者:表 4.4.4 参照)
	兵庫県	兵庫県建設業協会との協定等に基づく土木事務所管内ごとの建設企業(担当業者:表 4.4.5 参照)
	奈良県	奈良県建設業協会との協定等に基づく土木事務所管内ごとの建設企業(担当業者:表 4.4.6 参照)
	和歌山県	和歌山県建設業協会との協定等に基づく土木事務所管内ごとの建設企業(担当業者:表 4.4.7 参照)
	京都市	京都府建設業協会等との協定等に基づく土木事務所管内ごとの建設企業(担当業者:表 4.4.3 参照)
	大阪市	大阪建設業協会との協定等に基づく大阪市内の建設企業(担当業者:表 4.4.4 参照)
	堺市	堺建設業協会との協定等に基づく堺市内の建設企業(担当業者:表 4.4.4 参照)
	神戸市	神戸市建設協力会との協定等に基づく建設事務所管内ごとの建設企業(担当業者:表 4.4.5 参照)
各府県等 道路公社	滋賀県道路公社	滋賀県建設業協会との協定等に基づく土木事務所管内ごとの建設企業
	京都府道路公社	通年で実施している道路維持工事等の企業
	大阪府道路公社	災害時の協定等に基づく建設業団体
	兵庫県道路公社	通年で実施している道路維持工事等の企業及び「災害時における応急対策業務に関する覚書」に基づく建設業団体(兵庫県建設業協会)
	神戸市道路公社	通年で実施している道路維持工事等の企業
高速道路 会社	西日本 高速道路(株)	通年で実施している道路維持工事等の企業及び災害時における災害応急対策業務に関する協定に基づく建設企業
	中日本 高速道路(株)	通年で実施している道路維持工事等の企業及び大規模災害時等における応急復旧業務の協力に関する確認書に基づく建設企業
	阪神高速道路(株)	自社グループ企業および協力会社(通年で実施している道路維持工事等の企業)、災害協定・覚書に基づく建設業団体・企業
	本州四国連絡 高速道路(株)	災害時における応急復旧工事に関する協定等に基づく建設企業

表 4.4.2 路線毎の道路啓開を担う建設企業等（滋賀県）

エリア	道路管理者	路線名	担当者
滋賀県	中日本高速道路㈱	北陸自動車道 名神高速道路（八日市 IC 以東） 新名神高速道路（甲賀土山 IC 以東）	通年で実施している道路維持工事等の企業及び大規模災害時等における応急復旧業務の協力に関する確認書に基づく建設企業
	西日本高速道路㈱	名神高速道路（八日市 IC 以西） 新名神高速道路（甲賀土山 IC 以西） 京滋バイパス	通年で実施している道路維持工事等の企業及び災害時における災害応急対策業務に関する協定に基づく建設企業
	国土交通省 滋賀国道事務所	国道 1 号 国道 8 号 国道 21 号 国道 161 号	通年で実施している道路維持工事等の企業及び災害協定に基づく建設業団体（滋賀県建設業協会または日本建設業連合会関西支部等）
	滋賀県 大津土木事務所	国道 422 号 国道 477 号 県道 2 号大津能登川長浜線 県道 18 号大津草津線 県道 47 号伊香立浜大津線 県道 56 号大津インター線 県道 103 号大津停車場本宮線 県道 108 号南郷桐生草津線 県道 307 号北小松大物線 県道 345 号志賀インター線 県道 558 号高島大津線	滋賀県建設業協会との協定等に基づく大津土木事務所管内の建設企業
	滋賀県 南部土木事務所	国道 477 号 県道 2 号大津能登川長浜線 県道 11 号守山栗東線 県道 18 号大津草津線 県道 32 号野洲中主線 県道 42 号草津守山線 県道 43 号平野草津線 県道 55 号上砥山上鈎線 県道 141 号山田草津線 県道 155 号木部野洲線 県道 324 号希望が丘文化公園北線 県道 342 号草津田上インター線 県道 559 号近江八幡大津線	滋賀県建設業協会との協定等に基づく南部土木事務所管内の建設企業
	滋賀県 甲賀土木事務所	国道 307 号 県道 4 号草津伊賀線 県道 13 号彦根八日市甲西線 県道 24 号甲賀土山線 県道 113 号石部草津線 県道 340 号甲賀土山インター線 県道 341 号信楽インター線 県道 535 号泉水口線	滋賀県建設業協会との協定等に基づく甲賀土木事務所管内の建設企業
	滋賀県 東近江土木事務所	国道 307 号 国道 421 号 国道 477 号 県道 13 号彦根八日市甲西線 県道 25 号彦根近江八幡線 県道 26 号大津守山近江八幡線 県道 48 号近江八幡守山線 県道 166 号小口川守線 県道 206 号神郷彦根線 県道 213 号湖東彦根線 県道 216 号雨降野今在家八日市線 県道 326 号大房東横関線 県道 529 号小田苅愛知川線 県道 553 号今築瀬線	滋賀県建設業協会との協定等に基づく東近江土木事務所管内の建設企業

エリア	道路管理者	路線名	担当業者
	滋賀県 湖東土木事務所	国道 306 号 国道 307 号 県道 2 号大津能登川長浜線 県道 6 号彦根停車場線 県道 25 号彦根近江八幡線 県道 196 号三津屋野口線 県道 206 号神郷彦根線 県道 219 号豊郷停車場線 県道 227 号敏満寺野口線 県道 344 号湖東三山インター線 県道 517 号彦根港彦根停車場線 県道 518 号彦根城線 県道 542 号安食西八目線	滋賀県建設業協会との協定等に基づく 湖東土木事務所管内の建設企業
	滋賀県 長浜土木事務所	県道 2 号大津能登川長浜線 県道 19 号山東一色線 県道 37 号中山東上坂線 県道 233 号米原停車場線 県道 234 号朝妻筑摩近江線 県道 236 号長浜港線 県道 242 号加田田村線 県道 248 号天満一色線 県道 254 号川道唐国線 県道 263 号丁野虎姫長浜線 県道 273 号東野虎姫線 県道 329 号彦根米原線 県道 331 号湖北長浜線 県道 509 号間田長浜線	滋賀県建設業協会との協定等に基づく 長浜土木事務所管内の建設企業
	滋賀県 長浜土木事務所 木之本支所	国道 303 号 県道 513 号葛箆尾崎大浦線 県道 557 号西浅井マキノ線	滋賀県建設業協会との協定等に基づく 長浜土木事務所木之本支所管内の建設 企業
	滋賀県 高島土木事務所	国道 303 号 県道 38 号太田安井川線 県道 54 号海津今津線 県道 291 号今津停車場線 県道 300 号高島停車場線 県道 303 号北船木北畑線 県道 304 号北船木勝野線 県道 333 号安曇川今津線 県道 534 号藺生日置前線	滋賀県建設業協会との協定等に基づく 高島土木事務所管内の建設企業

※県道以上を記載

表 4.4.3 路線毎の道路啓開を担う建設企業等（京都府）

エリア	道路管理者	路線名	担当業者
京都府	西日本高速道路㈱	名神高速道路 新名神高速道路 京都縦貫自動車道 京奈和自動車道 京滋バイパス 第二京阪道路	通年で実施している道路維持工事等の 企業及び災害時における災害応急対策 業務に関する協定に基づく建設企業
	国土交通省 京都国道事務所	国道 1 号 国道 9 号 国道 24 号 国道 163 号 国道 171 号 国道 478 号	通年で実施している道路維持工事等の 企業及び災害協定に基づく建設業団体 （京都府建設業協会または日本建設業 連合会関西支部等）

エリア	道路管理者	路線名	担当業者
	京都市	国道 162 号 国道 367 号 国道 477 号 府道 10 号大山崎大枝線 府道 13 号京都守口線 府道 15 号宇治淀線 府道 29 号宇多野嵐山山田線 府道 30 号下鴨大津線 府道 32 号下鴨京都停車場線 府道 35 号大津淀線 府道 36 号大津宇治線 府道 37 号二条停車場東山三条線 府道 38 号京都広河原美山線 府道 40 号下鴨静原大原線 府道 61 号京都京北線 府道 67 号西京高槻線 府道 68 号南インター竹田線 府道 78 号佐々江下中線 府道 79 号伏見柳谷高槻線 府道 101 号銀閣寺宇多野線 府道 103 号上賀茂山端線 府道 104 号高野修学院山端線 府道 105 号岩倉山端線 府道 106 号神山岩倉停車場線 府道 111 号二条停車場円町線 府道 112 号二条停車場嵐山線 府道 113 号梅津東山七条線 府道 114 号七条大宮四ツ塚線 府道 115 号伏見港京都停車場線 府道 116 号渋谷山科停車場線 府道 117 号小野山科停車場線 府道 118 号勸修寺今熊野線 府道 123 号水垂上桂線 府道 125 号淀停車場線 府道 132 号太秦上桂線 府道 140 号灰方中山線 府道 141 号小塩山大原野線 府道 142 号杳掛西大路五条線 府道 143 号四ノ宮四ツ塚線 府道 201 号中山稻荷線 府道 204 号奥海印寺納所線 府道 443 号佐々江京北線 府道 733 号 柚原向日線	京都府建設業協会との協定等に基づく 京都市内の建設企業
	京都府 乙訓土木事務所	府道 10 号大山崎大枝線 府道 67 号西京高槻線 府道 79 号伏見柳谷高槻線 府道 201 号中山稻荷線 府道 204 号奥海印寺納所線 府道 205 号中山向日線 府道 213 号長岡京停車場線	京都府建設業協会との協定等に基づく 乙訓土木事務所管内の建設企業
	京都府 山城北土木事務所	国道 307 号 府道 7 号京都宇治線 府道 15 号宇治淀線 府道 22 号八幡木津線 府道 62 号宇治木屋線 府道 69 号城陽宇治線 府道 245 号黄檗停車場線 府道 256 号山城総合運動公園城陽線 府道 321 号和束井手線	京都府建設業協会との協定等に基づく 山城北土木事務所管内の建設企業

エリア	道路管理者	路線名	担当業者
		府道 735 号長尾八幡線	
	京都府 山城南土木事務所	国道 163 号 府道 5 号木津信楽線 府道 22 号八幡木津線 府道 47 号天理加茂木津線 府道 72 号生駒精華線 府道 82 号上野南山城線	京都府建設業協会との協定等に基づく 山城南土木事務所管内の建設企業
	京都府 南丹土木事務所	国道 162 号 国道 372 号 国道 477 号 府道 12 号綾部宮島線 府道 19 号園部平屋線 府道 25 号亀岡園部線 府道 50 号京都日吉美山線 府道 78 号佐々江下中線 府道 368 号和泉宮脇線 府道 403 号亀岡停車場線 府道 408 号郷ノ口室河原線 府道 455 号八木東インター線	京都府建設業協会との協定等に基づく 南丹土木事務所管内の建設企業

※府道以上を記載

表 4.4.4 路線毎の道路啓開を担う建設企業等（大阪府）

エリア	道路管理者	路線名	担当業者
大阪府	西日本高速道路㈱	名神高速道路 新名神高速道路 中国自動車道 西名阪自動車道 近畿自動車道 阪和自動車道 関西空港自動車道 第二京阪道路 南阪奈道路 第二阪奈道路 堺泉北道路	通年で実施している道路維持工事等の 企業及び災害時における災害応急対策 業務に関する協定に基づく建設企業
	阪神高速道路㈱	阪神高速 1 号環状線 阪神高速 2 号淀川左岸線 阪神高速 3 号神戸線 阪神高速 4 号湾岸線 阪神高速 5 号湾岸線 阪神高速 6 号大和川線 阪神高速 11 号池田線 阪神高速 12 号守口線 阪神高速 13 号東大阪線 阪神高速 14 号松原線 阪神高速 15 号堺線 阪神高速 16 号大阪港線 阪神高速 17 号西大阪線	自社グループ企業および協力会社（通 年で実施している道路維持工事等の企 業）、災害協定・覚書に基づく建設業団 体・企業
	国土交通省 大阪国道事務所	国道 1 号 国道 2 号 国道 25 号 国道 26 号 国道 43 号 国道 163 号 国道 165 号 国道 171 号 国道 481 号	通年で実施している道路維持工事等の 企業及び災害協定に基づく建設業団体 （大阪建設業協会、日本建設業連合会 関西支部等）

エリア	道路管理者	路線名	担当業者
	大阪府 池田土木事務所	国道 176 号 国道 423 号 府道 2 号 大阪中央環状線 府道 10 号 大阪池田線 府道 134 号 熊野大阪線	日本道路建設業協会等との協定等に基づく池田土木事務所管内の建設企業
	大阪府 茨木土木事務所	国道 423 号 国道 479 号 府道 1 号 茨木摂津線 府道 2 号 大阪中央環状線 府道 14 号 大阪高槻京都線 府道 79 号 伏見柳谷高槻線 府道 119 号 箕面摂津線 府道 129 号 南千里茨木停車場線	日本道路建設業協会等との協定等に基づく茨木土木事務所管内の建設企業
	大阪府 枚方土木事務所	国道 170 号 国道 307 号 府道 2 号 大阪中央環状線 府道 13 号 京都守口線 府道 15 号 八尾茨木線 府道 139 号 枚方茨木線	日本道路建設業協会等との協定等に基づく枚方土木事務所管内の建設企業
	大阪府 八尾土木事務所	国道 170 号 国道 308 号 府道 2 号 大阪中央環状線 府道 5 号 大阪港八尾線	日本道路建設業協会等との協定等に基づく八尾土木事務所管内の建設企業
	大阪府 富田林土木事務所	国道 170 号 国道 371 号 府道 2 号 大阪中央環状線 府道 38 号 富田林泉大津線 府道 217 号 大野天野線	日本道路建設業協会等との協定等に基づく富田林土木事務所管内の建設企業
	大阪府 鳳土木事務所	国道 310 号 国道 480 号 府道 29 号大阪臨海線 府道 30 号大阪和泉泉南線 府道 38 号富田林泉大津線 府道 61 号堺かつらぎ線 府道 208 号堺泉北環状線 府道 223 号三林岡山線	日本道路建設業協会等との協定等に基づく鳳土木事務所管内の建設企業
	大阪府 岸和田土木事務所	国道 170 号 府道 29 号大阪臨海線 府道 30 号大阪和泉泉南線 府道 40 号岸和田牛滝山貝塚線 府道 63 号泉佐野岩出線 府道 223 号三林岡山線 府道 227 号和気岸和田線 府道 230 号春木岸和田線 府道 231 号春木大町線	日本道路建設業協会等との協定等に基づく岸和田土木事務所管内の建設企業
	大阪市	国道 25 号 国道 172 号 国道 176 号 国道 308 号 国道 423 号 国道 479 号 府道 2 号大阪中央環状線 府道 5 号大阪港八尾線 府道 8 号大阪生駒線 府道 10 号大阪池田線 府道 14 号大阪高槻京都線 府道 15 号八尾茨木線 府道 28 号大阪高石線 府道 29 号大阪臨海線	大阪建設業協会との協定等に基づく大阪市内の建設企業

エリア	道路管理者	路線名	担当業者
		府道 30 号大阪和泉南線 府道 102 号恵美須南森町線 府道 168 号石切大阪線 府道 702 号大阪枚岡奈良線	
	堺市	国道 310 号 府道 2 号大阪中央環状線 府道 28 号大阪高石線 府道 29 号大阪臨海線 府道 30 号大阪和泉南線 府道 34 号堺狭山線 府道 38 号富田林泉大津線 府道 61 号堺かつらぎ線 府道 208 号堺泉北環状線	堺建設業協会等との協定等に基づく堺市内の建設企業
	大阪府道路公社	箕面有料道路	災害時の協定等に基づく建設業団体

※府道以上を記載

表 4.4.5 路線毎の道路啓開を担う建設企業等（兵庫県）

エリア	道路管理者	路線名	担当業者
兵庫県	西日本高速道路(株)	名神高速道路 新名神高速道路 山陽自動車道 中国自動車道 舞鶴若狭自動車道 播磨自動車道 第二神明道路 第二神明道路（北線）	通年で実施している道路維持工事等の企業及び災害時における災害応急対策業務に関する協定に基づく建設企業
	阪神高速道路(株)	阪神高速 3 号神戸線 阪神高速 5 号湾岸線 阪神高速 5 号湾岸（垂水）線 阪神高速 7 号北神戸線 阪神高速 11 号池田線 阪神高速 31 号神戸山手線 阪神高速 32 号新神戸トンネル	通年で実施している道路維持工事等の企業及び災害時における災害応急対策業務に関する協定に基づく建設企業
	本州四国連絡高速道路(株)	神戸淡路鳴門自動車道	通年で実施している道路維持工事等の企業及び災害時における災害応急対策業務に関する協定に基づく建設企業
	国土交通省 兵庫国道事務所	国道 2 号 国道 28 号 国道 43 号 国道 171 号 国道 175 号 国道 176 号	通年で実施している道路維持工事等の企業及び災害協定に基づく建設業団体 兵庫県建設業協会または日本建設業連合会関西支部等
	国土交通省 姫路河川国道事務所	国道 2 号 国道 29 号	通年で実施している道路維持工事等の企業及び災害協定に基づく建設業団体 兵庫県建設業協会または日本建設業連合会関西支部等
	神戸市	国道 2 号 国道 28 号 国道 43 号 国道 428 号 県道 1 号神戸六甲線 県道 2 号湊町線 県道 3 号長田楠日尾線 県道 4 号西出高松前池線 県道 21 号神戸明石線 県道 30 号新神戸停車場線	兵庫県建設業協会との協定等に基づく神戸土木事務所管内の建設企業

エリア	道路管理者	路線名	担当業者
		県道 38 号木三田線 県道 43 号（魚崎幹線 県道 82 号大沢西宮線 県道 82 号北神中央線 県道 110 号高速神戸西宮線 県道 345 号本山本庄線 県道 488 号長坂垂水線 県道 489 号兵庫埠頭線 県道 491 号摩耶埠頭線	
	兵庫県 西宮土木事務所	国道 2 号 国道 43 号 国道 171 号 県道 2 号奥山精道線 県道 13 号尼崎池田線 県道 42 号尼崎宝塚線 県道 43 号尼崎港崇徳院線 県道 57 号尼崎港線 県道 113 号高速湾岸線 県道 142 号米谷昆陽尼崎線 県道 192 号尼崎港崇徳院線 県道 340 号浜甲子園甲子園口停車場線 県道 341 号（甲子園尼崎線）	兵庫県建設業協会との協定等に基づく 西宮土木事務所管内の建設企業
	兵庫県 宝塚土木事務所	国道 171 号 国道 176 号 県道 12 号川西篠山線 県道 13 号尼崎池田線 県道 176 号尼崎池田線 県道 332 号山本伊丹線 県道 337 号生瀬門戸荘線	兵庫県建設業協会との協定等に基づく 宝塚土木事務所管内の建設企業
	兵庫県 加古川土木事務所	国道 2 号 国道 28 号 国道 250 号 県道 2 号高砂北条線 県道 18 号加古川小野線 県道 43 号高砂北条線 県道 84 号宗佐土山線 県道 129 号別府港加古川停車場線 県道 208 号二見港土山線 県道 381 号野谷平岡線 県道 382 号本荘平岡線 県道 383 号八幡別府線 県道 391 号伊保宝殿停車場線 県道 539 号東播磨港線 県道 718 号明石高砂線	兵庫県建設業協会との協定等に基づく 加古川土木事務所管内の建設企業
	兵庫県 加東土木事務所	国道 175 号 国道 372 号 国道 428 号 県道 17 号西脇三田線 県道 18 号加古川小野線 県道 20 号加古川三田線 県道 23 号三木宍粟線 県道 24 号多可北条線 県道 38 号三木三田線 県道 83 号平野三木線 県道 85 号神戸加東線 県道 145 号下滝野市川線 県道 371 号高岡北条線	兵庫県建設業協会との協定等に基づく 加東土木事務所管内の建設企業

エリア	道路管理者	路線名	担当業者
	兵庫県 姫路土木事務所	国道 2 号 国道 29 号 国道 250 号 国道 312 号 国道 372 号 県道 23 号三木宍粟線 県道 27 号太子御津線 県道 67 号姫路神河線 県道 80 号宍粟香寺線 県道 81 号小野香寺線 県道 219 号姫路停車場線 県道 222 号網干港線 県道 397 号飾東御着停車場線 県道 401 号中島姫路停車場線 県道 516 号姫路環状線 県道 518 号砥堀本町線 県道 540 号飾磨港線 県道 551 号国分寺白浜線	兵庫県建設業協会との協定等に基づく 土木事務所管内の建設企業
	兵庫県 光都土木事務所	国道 250 号 県道 32 号坂越御崎加里屋線 県道 64 号相生停車場線 県道 96 号岡山赤穂線 県道 121 号たつの相生線 県道 229 号赤穂港線 県道 459 号周世尾崎線	兵庫県建設業協会との協定等に基づく 土木事務所管内の建設企業
	兵庫県 龍野土木事務所	国道 2 号 国道 29 号 国道 179 号 国道 250 号 県道 26 号宍粟新宮線 県道 27 号太子御津線 県道 29 号網干たつの線 県道 120 号たつの竜野停車場線 県道 725 号門前鰯線	兵庫県建設業協会との協定等に基づく 龍野土木事務所管内の建設企業
	兵庫県 洲本土木事務所	国道 28 号 県道 25 号阿万福良湊線 県道 31 号福良江井岩屋線 県道 46 号洲本五色線 県道 66 号大谷鮎原神代線 県道 76 号洲本灘賀集線 県道 88 号志筑郡家線 県道 123 号生穂育波線 県道 125 号洲本松帆線 県道 126 号松帆八木線 県道 157 号佐野仁井岩屋線 県道 237 号鳴門観潮線 県道 460 号野島浦線 県道 470 号倭文五色線 県道 473 号広田洲本線 県道 534 号畑田組栄町線 県道 535 号灘市線	兵庫県建設業協会との協定等に基づく 洲本土木事務所管内の建設企業
	兵庫県道路公社	播但連絡道路	通年で実施している道路維持工事等の 企業及び「災害時における応急対策業 務に関する覚書」に基づく建設業団体 (兵庫県建設業協会)

※県道以上を記載

表 4.4.6 路線毎の道路啓開を担う建設企業等（奈良県）

エリア	道路管理者	路線名	担当業者
奈良県	西日本高速道路㈱	西名阪自動車道 南阪奈道路 第二阪奈道路	通年で実施している道路維持工事等の企業及び災害時における災害応急対策業務に関する協定に基づく建設企業
	国土交通省 奈良国道事務所	京奈和自動車道 名阪国道 国道 24 号 国道 25 号 国道 163 号 国道 165 号	通年で実施している道路維持工事等の企業及び災害協定に基づく建設業団体（各府県建設業協会または日本建設業連合会関西支部等）
	国土交通省 北勢国道事務所	名阪国道（針 IC 以東）	通年で実施している道路維持工事等の企業及び災害協定に基づく建設業団体（各府県建設業協会または日本建設業連合会関西支部等）
	奈良県 奈良土木事務所	国道 169 号 国道 308 号 国道 369 号 県道 1 号奈良生駒線 県道 4 号笠置山添線 県道 7 号枚方大和郡山線 県道 26 号奈良名張線 県道 44 号奈良加茂線 県道 51 号天理環状線 県道 52 号奈良精華線 県道 80 号奈良名張線 県道 82 号上野南山城線 県道 104 号谷田奈良線 県道 109 号天理斑鳩線 県道 122 号京終停車場薬師寺線 県道 753 号月瀬今山線 県道 754 号木津横田線	奈良県建設業協会との協定等に基づく奈良土木事務所管内の建設企業
	奈良県 郡山土木事務所	国道 168 号 県道 5 号大和高田斑鳩線 県道 7 号枚方大和郡山線 県道 9 号奈良大和郡山斑鳩線 県道 41 号奈良大和郡山線 県道 104 号谷田奈良線 県道 108 号大和郡山広陵線 県道 109 号天理斑鳩線 県道 142 号生駒停車場宛木線 県道 189 号矢田寺線 県道 193 号筒井二階堂線 県道 194 号椿井王寺線 県道 236 号信貴山線 県道 237 号生駒停車場宝山寺線 県道 249 号大和郡山環状線 県道 250 号平群信貴山線 県道 754 号木津横田線	奈良県建設業協会との協定等に基づく郡山土木事務所管内の建設企業
	奈良県 高田土木事務所	国道 166 号 国道 168 号 国道 309 号 県道 5 号大和高田斑鳩線 県道 14 号桜井田原本王寺線 県道 30 号御所香芝線 県道 36 号天理王寺線 県道 50 号大和高田桜井線 県道 54 号香芝インター線 県道 105 号県道中和幹線	奈良県建設業協会との協定等に基づく高田土木事務所管内の建設企業

エリア	道路管理者	路線名	担当業者
		県道 112 号田原本広陵線 県道 116 号大和高田御所線 県道 118 号御所高取線 県道 132 号河合大和高田線 県道 156 号王寺停車場線 県道 162 号御所停車場線 県道 253 号中筋出作川合線 県道 254 号寺口北花内線 県道 278 号樫原新庄線	
	奈良県 中和土木事務所	国道 169 号 県道 15 号桜井明日香吉野線 県道 35 号樫原高取線 県道 36 号天理王寺線 県道 37 号桜井吉野線 県道 50 号大和高田桜井線 県道 105 号県道中和幹線 県道 108 号大和郡山広陵線 県道 118 号御所高取線 県道 124 号樫原神宮東口停車場飛鳥線 県道 125 号樫原神宮公苑線 県道 154 号桜井停車場線 県道 155 号多武峯見瀬線 県道 161 号畝傍御陵前停車場四条線 県道 197 号結崎田原本線	奈良県建設業協会との協定等に基づく 中和土木事務所管内の建設企業
	奈良県 宇陀土木事務所	国道 166 号 国道 369 号 国道 370 号 県道 16 号吉野東吉野線 県道 28 号吉野室生寺針線 県道 31 号榛原菟田野御杖線 県道 81 号名張曾爾線 県道 135 号宇太三茶屋線 県道 164 号室生口大野停車場線 県道 218 号内牧菟田野線 県道 220 号大又小川線 県道 784 号赤目掛線	奈良県建設業協会との協定等に基づく 宇陀土木事務所管内の建設企業
	奈良県 五條土木事務所	国道 168 号 国道 309 号 国道 310 号 国道 425 号 県道 53 号高野天川線 県道 138 号赤滝五條線 県道 170 号五條停車場線 県道 733 号川津高野線	奈良県建設業協会との協定等に基づく 五條土木事務所管内の建設企業
	奈良県 吉野土木事務所	国道 169 号 国道 309 号 国道 370 号 国道 425 号 県道 16 号吉野東吉野線 県道 20 号下市宗桧線 県道 28 号吉野室生寺針線 県道 37 号桜井吉野線 県道 39 号五條吉野線 県道 48 号洞川下市線 県道 53 号高野天川線 県道 138 号赤滝五條線 県道 226 号大台河合線 県道 271 号平畑運動公園線	奈良県建設業協会との協定等に基づく 吉野土木事務所管内の建設企業

※県道以上を記載

表 4.4.7 路線毎の道路啓開を担う建設企業等（和歌山県）

エリア	道路管理者	路線名	担当業者
和歌山県	西日本高速道路㈱	阪和自動車道 湯浅御坊道路	通年で実施している道路維持工事等の企業及び災害時における災害応急対策業務に関する協定に基づく建設企業
	国土交通省 和歌山河川国道事務所	京奈和自動車道 国道 24 号 国道 26 号 国道 42 号	通年で実施している道路維持工事等の企業及び災害協定に基づく建設業団体 和歌山県建設業協会等
	国土交通省 紀南河川国道事務所	近畿自動車道紀勢線（勢和多気～和歌山）（南紀田辺 IC 以南） 国道 42 号	通年で実施している道路維持工事等の企業及び災害協定に基づく建設業団体 和歌山県建設業協会等
	和歌山県 海草振興局	県道 7 号粉河加太線 県道 13 号和歌山橋本線 県道 14 号和歌山打田線 県道 15 号新和歌浦梅原線 県道 16 号和歌山港線 県道 17 号和歌山停車場線 県道 26 号粉河加太線 県道 135 号和歌山海南線 県道 138 号和歌山野上線 県道 139 号小豆島船所線 県道 140 号善明寺北島線 県道 141 号有功天王線 県道 145 号鳴神木広線	和歌山県建設業協会との協定等に基づく海草振興局管内の建設企業
	和歌山県 海草振興局建設部 海南工事事務所	国道 370 号 国道 371 号 県道 10 号岩出野上線 県道 18 号海南金屋線 県道 165 号引尾下津線 県道 166 号興加茂郷停車場線	和歌山県建設業協会との協定等に基づく海草振興局建設部海南工事事務所管内の建設企業
	和歌山県 那賀振興局	国道 424 号 県道 3 号かつらぎ桃山線 県道 7 号粉河加太線 県道 10 号岩出野上線 県道 13 号和歌山橋本線 県道 14 号和歌山打田線 県道 24 号泉佐野岩出線 県道 63 号泉佐野岩出線 県道 119 号中三谷下井阪線 県道 123 号荒見粉河線 県道 124 号粉河寺線 県道 126 号西川原粉河線 県道 127 号中尾名手市場線 県道 128 号桃山下井阪線 県道 129 号垣内貴志川線 県道 130 号桃山丸栖線 県道 131 号新田広芝岩出停車場線	和歌山県建設業協会との協定等に基づく那賀振興局管内の建設企業
	和歌山県 伊都振興局	国道 370 号 国道 480 号 県道 3 号かつらぎ桃山線 県道 4 号高野口野上線 県道 13 号和歌山橋本線 県道 125 号那賀かつらぎ線	和歌山県建設業協会との協定等に基づく伊都振興局管内の建設企業
	和歌山県 有田振興局	国道 424 号 国道 480 号 県道 20 号有田湯浅線 県道 22 号吉備金屋線 県道 23 号御坊湯浅線	和歌山県建設業協会との協定等に基づく有田振興局管内の建設企業

エリア	道路管理者	路線名	担当業者
		県道 159 号海南吉備線 県道 171 号宮崎古江見線 県道 174 号箕島停車場線 県道 175 号湯浅広港湯浅停車場線 県道 178 号湯浅広港線 県道 480 号美里龍神線	
	和歌山県 日高振興局	国道 424 号 国道 425 号 県道 23 号御坊湯浅線 県道 24 号御坊由良線 県道 25 号御坊中津線 県道 26 号御坊美山線 県道 27 号日高印南線 県道 28 号印南原印南線 県道 30 号田辺印南線 県道 35 号上富田南部線 県道 176 号井関御坊線 県道 185 号御坊停車場線 県道 188 号柏御坊線 県道 189 号比井紀伊内原停車場線 県道 190 号玄子小松原線 県道 192 号玄子和佐線 県道 193 号船津和佐線 県道 200 号中芳養南部線 県道 201 号南部停車場線	和歌山県建設業協会との協定等に基づく 日高振興局管内の建設企業
	和歌山県 西牟婁振興局	国道 168 号 国道 311 号 国道 424 号 国道 425 号 県道 19 号美里龍神線 県道 29 号田辺龍神線 県道 31 号田辺白浜線 県道 32 号紀伊田辺停車場線 県道 33 号南紀白浜空港線 県道 34 号白浜温泉線 県道 35 号上富田南部線 県道 36 号上富田すさみ線 県道 37 号日置川大塔線 県道 38 号すさみ古座線 県道 42 号田辺龍神線 県道 198 号龍神中辺路線 県道 206 号文里湊線 県道 209 号長野上秋津線 県道 210 号田辺港線 県道 221 号市鹿野鮎川線 県道 222 号城すさみ線 県道 225 号大附見老津停車場線	和歌山県建設業協会との協定等に基づく 西牟婁振興局管内の建設企業
	和歌山県 東牟婁振興局串本 建設部	国道 371 号 県道 38 号すさみ古座線 県道 39 号串本古座川線 県道 40 号檜野串本線 県道 41 号潮岬周遊線 県道 43 号那智勝浦古座川線 県道 227 号田原古座線 県道 228 号高瀬古座停車場線 県道 234 号長井古座線	和歌山県建設業協会との協定等に基づく 東牟婁振興局串本建設部管内の建設 企業
	和歌山県 東牟婁振興局新宮 建設部	国道 168 号 国道 169 号 国道 311 号高津橋～三重県境	和歌山県建設業協会との協定等に基づく 東牟婁振興局新宮建設部管内の建設 企業

エリア	道路管理者	路線名	担当業者
		県道 42 号あけぼの広角線 県道 43 号那智勝浦古座川線 県道 46 号那智山勝浦線 県道 231 号あけぼの広角線 県道 232 号池田港線 県道 235 号南平野下里停車場線 県道 236 号勝浦港湯川線 県道 240 号梶取崎線	

※県道以上を記載

5 資機材の備蓄・調達

道路啓開に必要な資機材については、図 5.1 に示すとおり、啓開候補路線において想定される被災分類ごとに被災量（被災箇所数）を設定した上で、必要な資機材量を算出し、備蓄量と比較する。近畿圏域において、被災量に対し、必要な資機材を確保していることを確認した。

想定項目	算出概要	被災量	必要な資機材量		備蓄量 (※資機材管理センター+協定集約所)
津波堆積物	【津波浸水区域】 津波浸水想定区域の道路啓開延長×4m×4cm	60,000m ³	土砂	2,000m ³	501,081m ³
沿道施設被害	災害廃棄物 【住宅エリア(DID 地区、市街地)】 市区町村別災害廃棄物発生量(m ³)÷市町村可住地面積(km ²)×啓開道路面積(km ²)	163,000m ³	土のう袋	65,000袋	706,358袋
	電柱倒壊 【液化化危険度AまたはB(PL5超過)の区間】 ・電柱の設置間隔 DID地区:35m、市街地:45m、非市街地:50m ・電柱倒壊率 震度7:0.8%、震度6強・6弱:0.056%、震度5強以下:0.00005%	200本	敷鉄板	6,000枚	35,386枚
橋梁 段差等	橋梁段差 ・地震による揺れや液化化により橋台背面に段差が生じるものと想定 ・地盤が液化化する範囲について、10cm～30cmの段差が生じるものと想定 ・耐震性能3を満足しない単径間の橋梁は、30cmの段差が生じるものと想定	2,000橋	ブルドーザ	400台	430台
	倒壊・落橋 ・耐震性能を満足しない橋梁は、倒壊・落橋するものと想定		バックホウ	600台	13,244台
	流出 ・橋梁上部工が津波により完全に水没する時に橋梁が流出するものと想定 ・浸水域の水深が5m以上で橋梁が流出するものと想定		ホイールローダ	400台	2,022台
放置車両等	【津波浸水箇所等】 交通密度(台/km)×該当区間の道路啓開延長(km)	42,000台	ダンプトラック	700台	10,143台
落石や自然斜面、盛土法面の崩壊	落石や自然斜面の崩壊等について対策が必要な点検箇所を対象とし、震度6弱以上で崩壊するものと想定	70箇所 110,000m ³	ユニック車	600台	1,796台

図 5.1 必要資機材量の算出フロー

5.1 資機材の必要量の算出

道路啓開については、緊急車両が最低限通行できるよう、4m幅を確保することとし、これに必要な資機材量及び班体制を設定する。

本計画においては、南海トラフ地震で被害が大きいと想定される地域について、あらかじめ算出された被害想定を踏まえて資機材の必要量を設定するものとする。なお、震源域から離れた地域については、能登半島地震における被災実態を踏まえて必要量を算出する。

5.1.1 被害想定

津波による被害および能登半島地震での被災実態を踏まえ、被災想定項目は、①津波浸水被害、②沿道施設被害、③橋梁段差等、④立ち往生車両および放置車両、その他車両（以降、「放置車両等」という。）、⑤落石や自然斜面、盛土法面の崩壊とする。



沿道建物倒壊箇所



段差・亀裂箇所の道路啓開



斜面崩落箇所の道路啓開

出典：北陸圏域道路啓開計画（地震・津波災害）（北陸圏域道路啓開計画策定協議会、R7.12）

図 5.1.1 能登半島地震における道路啓開状況

(1) 津波浸水被害

津波浸水想定区域内に位置する啓開候補路線について、津波堆積物が 4cm 堆積※するものと想定し、堆積物の量を算出する。

$$\text{津波堆積物量 (m}^3\text{)} = \text{津波浸水想定区域の道路啓開延長} \times 4\text{m} \times 4\text{cm}$$

※東日本大震災における津波堆積物の堆積高 2.5cm～4cm (出典：津波堆積物処理指針 (案))

(一般社団法人廃棄物資源循環学会、H23.7)

(2) 沿道施設被害

1) 災害廃棄物

地震動に伴う沿道施設の倒壊や焼失等により道路上に発生する災害廃棄物について、その発生量を算出する。

$$\begin{aligned} & \text{啓開道路上に発生する災害廃棄物量 (m}^3\text{)} \\ &= \text{市区町村別災害廃棄物発生量}^{\ast 1} \text{ (m}^3\text{)} \div \text{市町別可住地面積}^{\ast 2} \text{ (km}^2\text{)} \\ & \quad \times \text{啓開道路面積}^{\ast 3} \text{ (km}^2\text{)} \end{aligned}$$

※1 各府県の地震被害想定における市区町村単位の災害廃棄物発生量の最大値

※2 市区町村総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いた面積

※3 住宅エリア (DID 地区、市街地) で発生すると想定

2) 電柱の倒壊

無電柱化が未整備で、かつ液状化危険度 A または B (PL5 超過) の区間における倒壊電柱の発生量を算出する。

●電柱の設置間隔については、以下原単位を想定

・DID 地区：35m、市街地：45m、非市街地：50m

●阪神淡路大震災における被害実績を基にした以下の電柱倒壊率を想定

・震度 7：0.8%、震度 6 強・6 弱：0.056%、震度 5 強以下：0.00005%

出典：阪神・淡路大震災での被害実態を基に中央防災会議で設定

(3) 橋梁段差等

橋長 15m 以上の橋梁を対象に、揺れや液状化に伴う橋梁段差・倒壊・落橋、津波による流出の発生量を算出する。

表 5.1.1 橋梁段差等の算出方法

種別	算出方法
橋梁段差	・地震による揺れや液状化により橋台背面に段差が生じるものと想定する。 ・地盤が液状化する範囲について、10cm～30cm の段差が生じるものと想定する。 ・耐震性能 3 を満足しない単径間の橋梁は、30cm の段差が生じるものと想定する
倒壊・落橋	・耐震性能を満足しない橋梁は、倒壊・落橋するものと想定する。
流出	・橋梁上部工が津波により完全に水没する時に橋梁が流出するものと想定する。 ・浸水域の水深が 5m 以上で橋梁が流出するものと想定する。

(4) 放置車両等

道路交通センサデータのピーク時間交通量と混雑時平均旅行速度から求める交通密度に道路啓開延長を掛けて算出する。

$$\text{路上車両台数}^{\ast 1} (\text{台}) = \text{交通密度} (\text{台}/\text{km}) \times \text{道路啓開延長}^{\ast 2} (\text{km})$$

※1 路上車両台数は、「首都直下地震道路啓開計画検討協議会 首都直下地震道路啓開計画」を踏まえて以下のとおり設定

- ・ 立ち往生車両：6 割
- ・ 放置車両：3 割
- ・ その他（被災して移動不能となった車両など）：1 割

※2 道路啓開延長は、津波浸水箇所や落石、自然斜面の崩壊等で挟まれた迂回路が存在しない区間の延長

(5) 落石や自然斜面、盛土法面の崩壊

落石や自然斜面の崩壊等について対策が必要な点検箇所を対象とし、震度 6 弱以上で崩壊するものと想定し算出する。

発生箇所：道路管理者が実施している「道路防災総点検結果」をもとに落石や自然斜面の崩壊等について「要対策」と評価されている箇所が発生

被害規模：収集した点検調書における想定流出土砂量を適用

なお、想定流出土砂量が不明な場合は、収集した点検調書における想定流出土砂量をもとに、1 箇所あたりの平均想定流出土砂量を算出し、この原単位を適用（＝想定被災箇所×1 箇所あたりの平均想定流出土砂量）

上記より、①津波浸水被害、②沿道施設被害（災害廃棄物、電柱倒壊）、③橋梁段差等、④放置車両等、⑤落石や自然斜面、盛土法面の崩壊の被災想定量は以下のとおり。

表 5.1.2 被災量

	①津波浸水被害	②沿道施設被害		③橋梁段差等	④放置車両等	⑤落石や自然斜面、盛土法面の崩壊
		災害廃棄物	電柱倒壊			
滋賀県	—	1,000m ³	10 本	40 橋	3,000 台	10 箇所
京都府	—	29,000m ³	10 本	30 橋	5,000 台	10 箇所
大阪府	16,000m ³	53,000m ³	100 本	600 橋	20,000 台	200m ³
兵庫県	15,000m ³	25,000m ³	20 本	800 橋	5,000 台	500m ³
奈良県	—	10,000m ³	10 本	50 橋	4,000 台	30 箇所
和歌山県	29,000m ³	44,000m ³	50 本	200 橋	5,000 台	110,000m ³ 20 箇所
合計	60,000m ³	163,000m ³	200 本	2,000 橋	42,000 台	110,000m ³ 70 箇所

※電柱以外については、3 桁で四捨五入（各府県で 1,000 以下の場合は最も大きい桁の 1 つ下）、電柱については、2 桁で四捨五入（各府県で 100 以下の場合は 1 桁）とするため、合計の記載値が各府県の値の合計値と合わない場合がある。

5.1.2 被災想定に対する必要資機材量

被災想定項目毎に、道路啓開に必要な資機材の原単位を設定し、5.1.1で算出した被災箇所数を掛けて、必要な資機材、班数を算出する。算出結果を表 5.1.4 に示す。

(1) 津波浸水被害の啓開作業（津波堆積物の除去）

津波堆積物による除去は、施工量を $500\text{m}^3/8\text{h}$ とし※、発生量に対する必要班数を算出する。

※出典：土木工事標準積算基準書（共通編）令和5年度

ガレキの除去：p. I-2-④-1 ①掘削/土砂/オープンカット/押土なし/障害無し/50,000 m^3 以上

(2) 沿道施設被害の啓開作業

1) 災害廃棄物（瓦礫）の除去

災害廃棄物による瓦礫除去は、施工量を $500\text{m}^3/8\text{h}$ とし※、発生量に対する必要班数を算出する。

※出典：土木工事標準積算基準書（共通編）令和5年度

ガレキの除去：p. I-2-④-1 ①掘削/土砂/オープンカット/押土なし/障害無し/50,000 m^3 以上

2) 倒壊電柱の対応

倒壊電柱の対応は、30分/本とし、発生量に対する必要班数を算出する。

(3) 橋梁段差等の啓開作業

橋梁段差等の啓開作業は、段差ごとに要する時間を設定し※、被災量に対する必要班数を算出する。

30cmの段差：1箇所あたり $90 \div 133 \times 8 \div 5.4$ 時間

20cmの段差：1箇所あたり $40 \div 133 \times 8 \div 2.4$ 時間

10cmの段差：1箇所あたり $10 \div 133 \times 8 \div 0.6$ 時間

※「国土交通省土木工事積算基準」から土のう設置（8時間/人）で推定。1被災橋梁を4人で作業するものとして算出

(4) 放置車両等の啓開作業

放置車両等の移動については、状態により対応に要する時間を設定し※、発生量に対する必要班数を算出する。

立ち往生：1分/台

放置車両：大型 20分/台、小型 3分/台

その他：大型 30分/台、小型 6分/台

※ 第2回道路啓開時における路上車両移動技術研究会資料（H28.6）を踏まえて設定

(5) 落石や自然斜面、盛土法面の崩壊の啓開作業

斜面崩落等の啓開作業は、施工量を $500\text{m}^3/8\text{h}$ とし※、発生量に対する必要班数を算出する。

なお、崩落箇所等において盛土を施工する場合は、 $690\text{m}^3/8\text{h}$ とする。

※出典：土木工事標準積算基準書（共通編）令和5年度

土砂の除去：p. I-2-④-1 ①掘削/土砂/オープンカット/押土なし/障害無し/50,000 m^3 以上

盛土の施工：p. I-2-④-8 ④路体（築堤）盛土/幅員 4.0m以上/敷均し+締固め/10,000 m^3 未満

表 5.1.3 必要資機材と作業能力

被災想定	必要機材	作業能力
①津波浸水被害	パトロール車：1 台 ユニック車：1 台 バックホウ：1 台 ブルドーザ：1 台 ダンプトラック：1 台 作業員：6 人	500m ³ /8h
②沿道施設被害 (災害廃棄物)	ユニック車：1 台 バックホウ：1 台 ブルドーザ：1 台 ダンプトラック：1 台 作業員：6 人	500m ³ /8h
②沿道施設被害 (電柱倒壊)	—	30 分/本 (停電を確認後に関係機関と連携して実施)
③橋梁段差等	パトロール車：2 台 ダンプトラック：2 台 作業員：8 人	30cm の段差：1 箇所あたり $90 \div 133 \times 8 \approx 5.4$ 時間 20cm の段差：1 箇所あたり $40 \div 133 \times 8 \approx 2.4$ 時間 10cm の段差：1 箇所あたり $10 \div 133 \times 8 \approx 0.6$ 時間
④放置車両等	パトロール車：1 台 ユニック車：1 台 大型レッカー車：1 台 ホイールローダ：1 台 作業員：5 人	立ち往生：1 分/台 放置車両：大型 20 分/台、小型 3 分/台 その他：大型 30 分/台、小型 6 分/台
⑤落石や自然斜面、 盛土法面の崩壊	パトロール車：1 台 ユニック車：1 台 バックホウ：1 台 ブルドーザ：1 台 ダンプトラック：1 台 タイヤローラ：1 台 作業員：7 人	土砂除去：500m ³ /8h 盛土施工（崩落箇所）：690m ³ /8h

表 5.1.4 必要資機材および最大班数一覧

	資材			機械				
	土砂 (m ³)	土のう (袋)	敷鉄板 (枚)	ブルドーザ (台)	バックホウ (台)	ホイール ローダ (台)	ダンプ トラック (台)	ユニック 車(台)
滋賀県	300	2,000	200	30	60	30	30	30
京都府	200	2,000	100	50	100	50	50	50
大阪府	500	27,000	1,900	100	100	100	300	200
兵庫県	400	18,000	3,200	90	90	80	200	90
奈良県	300	3,000	200	60	100	60	60	60
和歌山県	400	14,000	800	100	100	100	200	100
合計	2,000	65,000	6,000	400	600	400	700	600

※資材については、3 桁で四捨五入（各府県で 1,000 以下の場合は 2 桁）、機械については、2 桁で四捨五入（各府県で 100 以下の場合は 1 桁）とするため、合計の記載値が各府県の値の合計値と合わない場合がある。

5.2 備蓄量及び不足量の確認

近畿圏域の道路管理者および災害協定を締結する関係業団体等が保有する資機材を合わせた備蓄量は、表 5.2.1 のとおりである。

近畿圏域においては、被害想定に基づく必要な資機材量を上回っており、現状では資機材の不足はない。

表 5.2.1 被災想定を踏まえた必要資機材の必要量と備蓄量

全体				備蓄量							
			必要量	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	合計
機械	ブルドーザ	台	400	61	45	28	99	87	35	66	421
	バックホウ	台	600	1,076	1,133	1,222	1,545	3,280	1,431	3,122	12,809
	ホイールローダ	台	400	900	244	20	167	361	191	106	1,989
	ダンプトラック	台	700	891	810	816	1,404	3,109	865	1,969	9,864
	ユニック車	台	600	305	134	131	271	552	125	250	1,768
資材	土砂	m3	2,000	259	174,648	14,950	7,383	230,449	43,490	5,879	477,058
	土のう袋・大型土のう袋	袋	65,000	50,519	45,093	44,859	251,694	192,247	45,939	70,454	700,805
	敷鉄板・ポリエチレン製敷板	枚	6,000	8,474	6,855	2,507	676	7,616	2,895	5,511	34,534

<能登半島地震を踏まえた備え>

能登半島地震においては、主要なアスファルトプラントが被災し、アスファルト合材の生産が困難となった。このため、現場では砂利による簡易的な復旧や常温合材の活用など、工夫を重ねながら道路の啓開・応急復旧を進めた。

こうした経験を踏まえ、道路の啓開や復旧を迅速に行うため、常温合材等の資材の備蓄状況を把握するとともに、アスファルトプラントの位置を資機材の保有場所とあわせて整理し、関係者間で共有する。また、アスファルトプラント等が被災した場合でも合材等の広域運搬が可能となる技術の普及促進や、新技術の開発にも積極的に取り組む。

さらに、能登半島地震では保安資機材の確保・提供を行い、被災施設の二次被害防止や道路利用者の安全確保に寄与した。これら資材の備蓄状況についても整理し、関係者間で共有する。

表 5.2.2 近畿圏域における保有資機材量

			福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	合計
参考	コルゲート管	本	0	330	60	37	1,855	880	243	3,405
	常温合材	袋	20	617	1,598	1,914	3,622	352	295	8,418
	照明器具	台	566	611	55	320	994	668	178	3,392
	発電機	台	790	464	422	255	1,299	498	335	4,063
	ブルーシート	枚	3,999	3,020	1,713	6,964	10,711	3,410	1,340	31,157

5.3 不足量の対応(調達)

現時点では必要な資機材を確保しているものの、今後、備蓄量が減少し、必要な資機材が確保できない場合には、近畿道路啓開計画協議会の関係者間で協議を行ったうえで、各道路管理者においてレンタル・リース業者等との災害協定の締結・拡充を図る。また、必要に応じて、近畿圏域以外の他地域からの受援について調整を行う。

さらに、受援によっても必要量を確保できない場合には、道路管理者が直接調達を行うものとする。

5.4 備蓄量の確認と見直し

道路管理者は、災害協定を締結した建設業者等における資機材の備蓄状況について、毎年確認を行い、道路管理者が保有する資機材とあわせて、備蓄量を毎年度、近畿道路啓開計画協議会の関係者間で共有する。なお、建設業者等の備蓄量に大きな増減が生じた場合には、随時報告を受け、同様に関係者間で共有する。

5.5 想定を超えた状況への対応

災害発生時に想定を超える資機材が必要となった場合には、他の道路管理者などの関係機関からの支援を検討し、近畿圏域全体で資材を融通する。それでも不足する場合には、道路管理者による調達や近畿圏域以外の他地域からの受援について調整を行う。

なお、資材の十分な調達や供給が困難となることも想定されるため、現場で発生した土砂等の流用や代替可能な材料を用いた応急復旧など、柔軟な対応するものとする。

5.6 その他

5.6.1 仮置き場の確保

災害時の道路啓開においては、瓦礫や法面崩壊に伴う土砂が大量に発生することが予想されることから、協議会構成員を通じて取りまとめ（非公表）を行うものとする。

なお、「産業廃棄物仮置場」候補地は非公表であるが、発災後に速やかに仮置き場を確保できるよう、各府県の環境部局とも定期的に情報共有を行う。

5.6.2 燃料調達体制

道路啓開や応急復旧作業に使用する重機や災害対策機器の運転、さらに被災地に対する民生的支援を行うためには、大量の燃料確保が不可欠である。このため、多方面からの調達を可能とする体制を強化する必要がある。

東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急通行車両等への優先給油や、医療機関・避難所等への燃料供給を担う中核 SS 及び小口燃料配送拠点が全国に整備されている。

災害時には、これら供給拠点の状況を関係者間で共有し、燃料調達体制を確保したうえで、道路啓開及び災害復旧・支援活動を円滑に実施するものとする。

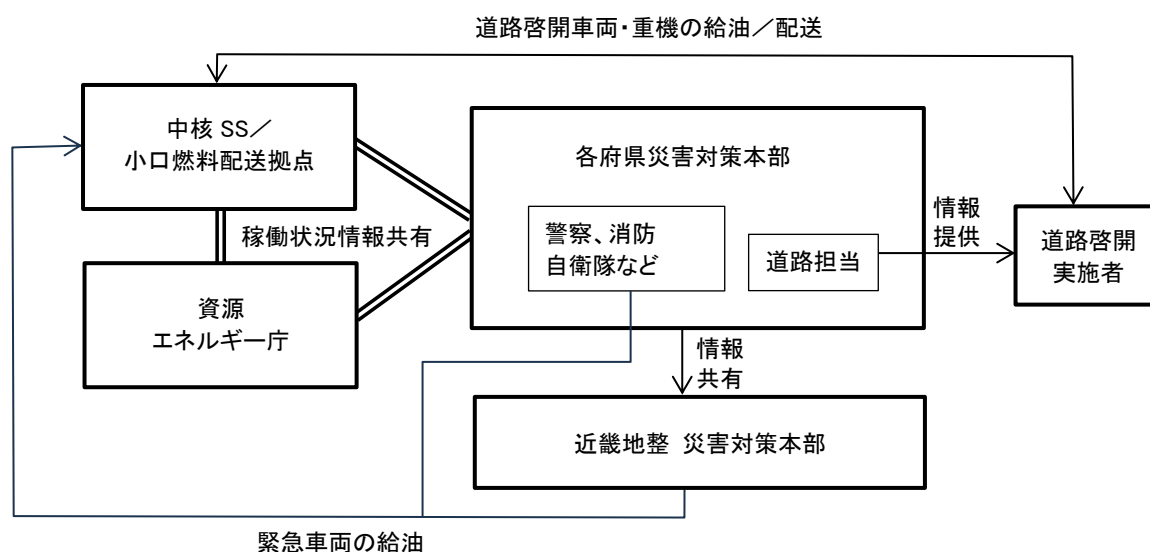


図 5.6.1 災害時の中核 SS を利用した燃料調達体制

6 実践的な訓練

6.1 実践的な訓練

道路啓開の実効性を高めるため、道路管理者のほか、自衛隊、警察、消防、災害協定企業、ライフライン事業者、地方公共団体の関係部局、技術系 NPO 等が参加し、具体的行動の習熟及び連携の確認・強化を図るため、実践的な訓練を定期的に実施する。

訓練は、表 6.1.1 に示すメニューを組み合わせ、年 1 回以上、複数府県での実施を基本とする。また、表 6.1.2 に示すとおり、概ね 5 年間で全メニューを実施できるよう計画する。

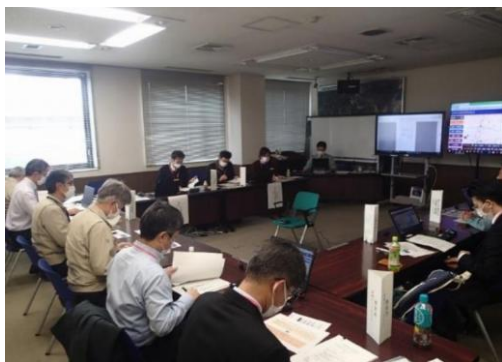
なお、訓練に必要な会場設営や運営等に要する費用は、道路管理者の負担を基本とする。その他必要となる経費については、災害協定等によるものとする。

表 6.1.1 道路啓開訓練メニュー

訓練メニュー		訓練内容
図上訓練	計画・マニュアルに基づく対応訓練 (読み合わせ形式、ロールプレイング形式)	道路啓開計画・マニュアルの実効性の確認および各機関の連携を目的とした、読み合わせ形式・ロールプレイング形式の訓練を実施する。 ロールプレイング形式では、孤立情報やライフラインの被災状況を付与条件として啓開ルートを決するなどの訓練を想定する。
	24条承認の特例の実施に関する連絡調整、 権限代行への移行手続き訓練	道路管理者および関係機関において、手続き(権限代行への移行も含む)や連絡体制を確認し、24条承認の特例の迅速な適用についての訓練を実施する。
	災害情報共有システム等を活用した情報共有訓練	関係機関や啓開実施者を対象に、情報共有システム(JACICクラウド等)を用いて、道路啓開作業にかかる各種報告・共有の訓練を行う。
実働訓練	衛星画像、ドローン、電動自転車等を活用した被災地調査	道路パトロールによる被害状況調査を実施する。人による調査が困難な場合は、ヘリやドローンによる情報収集・映像伝送を行う。
	関係企業・団体等と連携した啓開作業訓練 (土砂・がれき等の撤去、放置車両等の移動、橋梁段差の 解消、倒壊電柱の撤去等)	以下のような関係企業・団体と連携した啓開作業訓練を実施する。 ・土砂・がれき等の撤去:道路管理者、建設業協会、自衛隊 (自衛隊については空路・海路を活用した重機搬入等も想定) ・放置車両の移動:道路管理者、建設業協会、レッカー協会 ・橋梁段差の解消:道路管理者、建設業協会 ・倒壊電柱の撤去:道路管理者、電力会社、通信事業者、建設業協会
	通信手段途絶状態における通信手段確保訓練 (スターリンク等)	通信途絶地域での活動に備えて、通信事業者と連携し、災害通信機器の設置・操作を実施する。

表 6.1.2 訓練年次計画案

訓練メニュー		初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
図上訓練	計画・マニュアルに基づく対応訓練(読み合わせ形式、ロールプレイング形式)	●	●	●	●	●	・習熟度に応じて実施形式を設定(最初は読み合わせ、習熟した段階でロールプレイング形式等)
	24条承認の特例の実施に関する連絡調整、 権限代行への移行手続き訓練				●		
	災害情報共有システム等を活用した情報共有訓練	●	●	●	●	●	・被災地調査などの実地訓練と組み合わせた訓練も可
実働訓練	衛星画像、ドローン、電動自転車等を活用した被災地調査		●		●		
	関係企業・団体等と連携した啓開作業訓練 (土砂・がれき等の撤去、放置車両等の移動、橋 梁段差の解消、倒壊電柱の撤去等)			●		●	・2～3テーマを決めて実施
	通信手段途絶状態における通信手段確保訓練 (スターリンク等)	●				●	



読み合わせ訓練



情報伝達訓練



吊り下げによる車両移動



土砂撤去、放置車両移動訓練



電柱倒壊の撤去訓練（自衛隊連携）



橋梁段差の解消



緊急仮設橋組立

7 情報収集・伝達

7.1 道路管理者と関係機関における連絡体制の構築

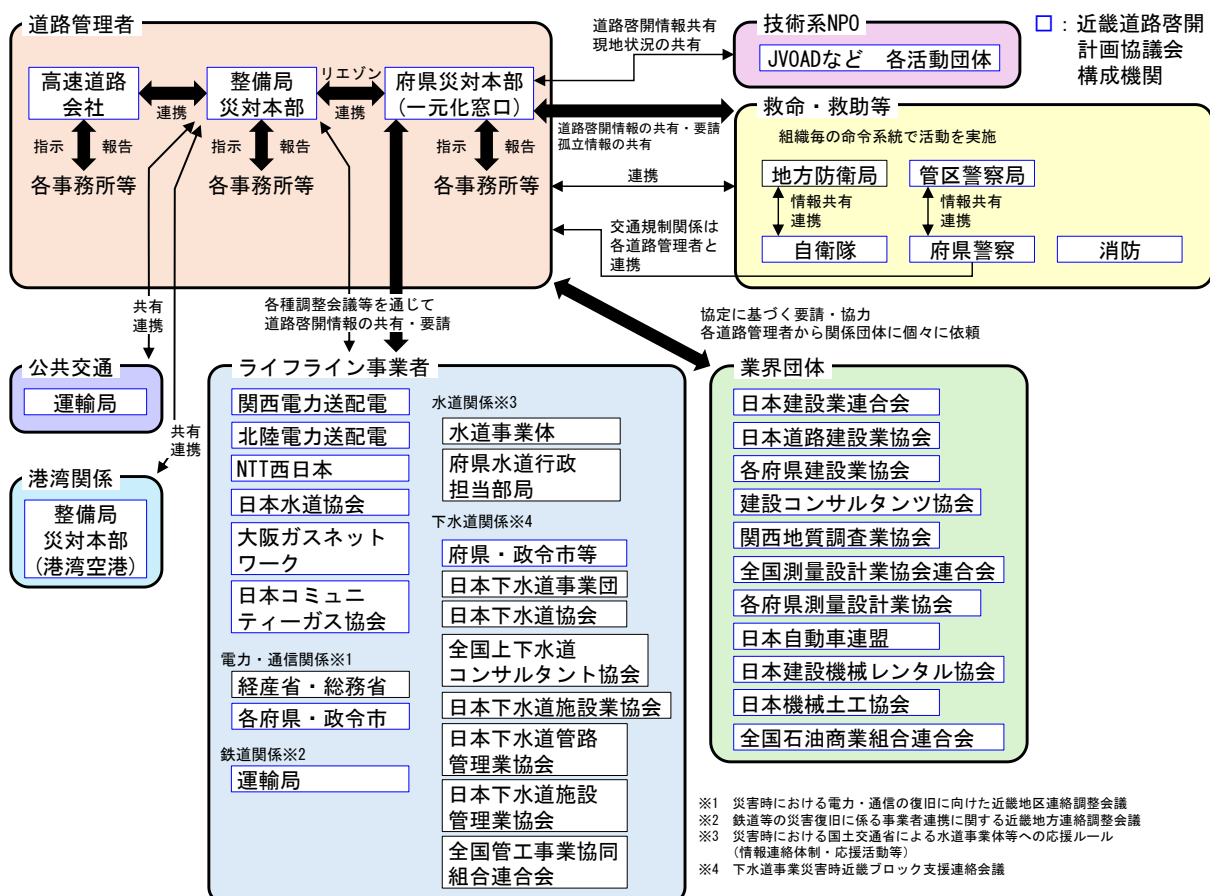
7.1.1 連絡体制の構築

道路管理者及び関係機関における情報収集・伝達の体制については、図 7.1.1 に示す系統図に基づき運用する。整備局に関しては、国土交通省（本省）および隣接地方整備局と情報共有・連携を図る（図 7.1.2）。なお、図に示された各機関の連絡先については、別途一覧を作成し共有する。

災害発生後、道路啓開を優先的に実施する路線・区間の調整にあたっては、孤立集落に関する情報が重要となる。このため、情報連絡体制・系統図（図 7.1.3）に基づき、関係機関間で必要な情報の収集及び共有を行う。

また、ライフラインや公共交通に関する被害情報については、表 7.1.1 に示す組織が収集し、これらの情報を共有することで、道路啓開路線の調整に資するものとする。

啓開作業の進捗状況などの道路啓開情報は、情報共有システムを活用して情報収集および共有を図っていくものとする。



※ライフライン事業者および業界団体等は協定に基づき道路管理者と直接調整する。（各府県単位の場合は、各府県の道路啓開一元化窓口と情報共有する）

図 7.1.1 関係機関との情報伝達・体制系統図（再掲）

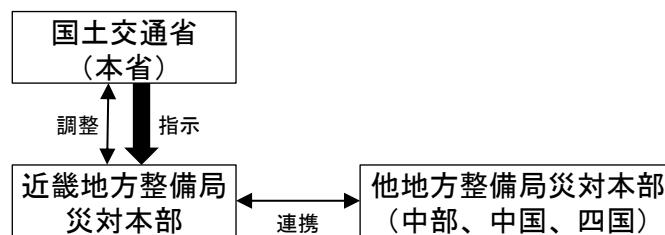


図 7.1.2 国土交通省の情報伝達体制・系統図

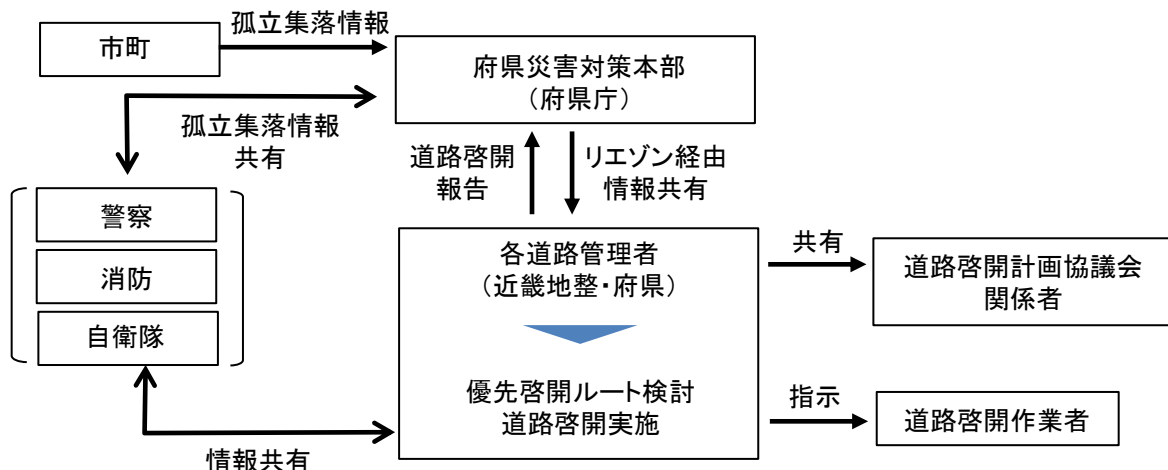


図 7.1.3 孤立集落の情報収集・連絡体制

表 7.1.1 インフラの災害復旧に係る連絡調整会議等

連絡会議	構成員
災害時における電力・通信の復旧に向けた近畿地区連絡調整会	経済産業省 中部近畿産業保安監督部 近畿支部 総務省 近畿総合通信局 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 京都市、大阪市、神戸市、堺市 国土交通省 近畿地方整備局道路部
鉄道等の災害復旧に係る事業者連携に関する近畿地方連絡調整会議	国土交通省 近畿地方整備局 国土交通省 近畿運輸局
災害時における国土交通省による水道事業体等への応援ルール（情報連絡体制・応援活動等）	国土交通省 近畿地方整備局 水道事業体 府県水道行政担当部局
下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡会議	国土交通省 近畿地方整備局 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県 大阪市、京都市、神戸市、堺市、福井市、大津市、福知山市、姫路市、奈良市、和歌山市、津市、徳島市 日本下水道事業団 公益社団法人 日本下水道協会 公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会 一般社団法人 日本下水道施設業協会 公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 一般社団法人 日本下水道施設管理業協会 全国管工事業協同組合連合会
道路地下占用物件に係る緊急連絡体制	国土交通省 近畿地方整備局 各府県政令市、関連市町村 上下水道事業社 電気・通信事業者 ガス事業社

8 その他

8.1 道路啓開計画策定協議会

近畿道路啓開計画協議会は、近畿圏域（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）において、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 22 条の 3 に基づく道路啓開計画を策定する組織である。本協議会は、関係機関の連携・協力により、大規模災害時における道路啓開の実効性を向上させることを目的とする。

8.2 道路啓開計画のスパイラルアップ（定期的な計画の見直し）

道路啓開計画については、原則として 5 年に 1 回の見直しを行うものとする。見直しにあたって、地域の被災想定を更新、地域防災計画の改定状況、緊急輸送道路の整備進捗、過去の災害における教訓等を踏まえ、必要な対応の充実を図る。

8.3 「道の駅」の活用

8.3.1 「道の駅」の拠点指定

能登半島地震においては、発災直後から道の駅「のと里山空港」に災害対策本部車を配置した「道路啓開支援センター」を設置し、関係機関との連携・調整を行う防災拠点として活用した。この事例を踏まえ、本計画では「道の駅」を防災拠点として活用するため、道路啓開の対象範囲内にある計 61 箇所の「道の駅」を、広域防災拠点、進出拠点及び救助活動拠点として位置付け、その機能の現状等を整理する（表 8.3.1、図 8.3.1）。

特に甚大な被害が想定される紀伊半島においては、広域的な道路啓開に展開していく必要があるため、津波浸水想定区域内等を除き直轄の「道の駅」を中心に拠点設定をするものとし、広域進出拠点として 19 箇所、進出拠点として 13 箇所、救助活動拠点として 29 箇所を位置付けて活用する。

また、「道の駅」については、道路啓開時における活動拠点等としての活用が想定されることから、防災拠点自動車駐車場に指定したり、各種防災設備の充実を図るなどしたり、防災機能の強化を進めているところであり、道の駅「瀬峡街道熊野川」では非常用電源や防災トイレの機能強化を図っていくものとする。

なお、「道の駅」については、順次、防災拠点強化を実施していることから、その進捗状況に応じて計画を適宜見直す。

8.3.2 24 条承認の特例

直轄啓開予定道路に接続する道の駅「瀬峡街道熊野川」は道路本線と同様に 24 条承認の特例の設定を行うが、道の駅「吉野路 大塔」、道の駅「十津川郷」については、単独型のため 24 条承認の特例の設定はしないが、協定締結を行うなどして、拠点としての機能強化を図る。

表 8.3.1 道の駅の防災機能一覧 (1/2)

基本諸元等							各種計画での位置づけ					駐車場				防災上の課題・防災機能											
駅名	都道府県名	市町村名	本計画 区域内	整備形式	重点 「道の 駅」	防災道の 駅への 位置づけ	防災拠点 自動車駐 車場への 位置づけ	南海トラフ 地震防災対策 推進地域	路線	拠点	府県版 道路啓開計画案	全体駐車場台数				EV充電設 備の有無	危険区域の状況				屋外 避難陸揚 (ヘリ ポート)	非常電源 の有無	防災設備			防災備蓄 材、食料 等の備蓄 の有無	大規模災 害時の協 定の有無
												普通車	大型車 (バス・ トラック)	身障者 用	駐車場 面積 (㎡)		津波浸水 区域内	河川浸水 区域内	土砂災害等 危険箇所内 (警戒区域・ 特別警戒区域)	その他 危険区域			防災対応 の有無	仮設トイレ の有無	簡易トイレ、 マホキ トイレの 有無		
妹子の郷	滋賀県	大津市	●	直轄一体型		●	●	●	広域支援ルート	広域進出拠点	物資拠点	104	35	4	16,000	●						●	●			●	●
せせらぎの里こうら	滋賀県	甲良町	●	地方一体型		●	●	●	被災地支援ルート	進出拠点	物資拠点	72	15	7	5,325	●						●	●		●		
あいの土山	滋賀県	甲賀市	●	直轄単独型				●	広域支援ルート	広域進出拠点	物資拠点	29	13	2	3,000							●	●		●	●	
京都新光悦村	京都府	南丹市	●	地方一体型				●	被災地支援ルート	進出拠点	物資拠点	57	7	3	5,680										●		
美山ふれあい広場	京都府	南丹市	●	地方単独型				●	広域支援ルート	広域進出拠点	物資拠点	59	4	6	960	●											●
スプリングスひよし	京都府	南丹市	●	地方単独型				●	被災地支援ルート	進出拠点	物資拠点	269	5	4	1,507	●											
ウッディー京北	京都府	京都市	●	地方単独型				●	被災地支援ルート	進出拠点	物資拠点	29	3	2	1,077	●		●									
カレリアかめおか	京都府	亀岡市	●	直轄単独型				●	広域支援ルート	広域進出拠点	物資拠点	412	5	8	9,463							●				●	●
お茶の京都 みなみやましろ村	京都府	南山城村	●	地方一体型			●	●	広域支援ルート	広域進出拠点	物資拠点	103	15	2	5,260	●										●	
飛鳥	奈良県	明日香村	●	地方単独型				●	被災地支援ルート	進出拠点	—	65	4	3	1,037			●					●				
大和路へぐり	奈良県	平群町	●	地方一体型			●	●	被災地支援ルート	進出拠点	輸送拠点	104	3	5	5,502	●											
針T・R・S	奈良県	奈良市	●	直轄一体型			●	●	広域支援ルート	広域進出拠点	輸送拠点	462	50	6	21,000	●						●	●		●	●	
クロスウェイなかまち	奈良県	奈良市	●	地方一体型		●	●	●	広域支援ルート	広域進出拠点	輸送拠点	230	20	7	7,661	●						●	●		●	●	
レスティ 唐古・鍵	奈良県	田原本町	●	直轄一体型			●	●	広域支援ルート	広域進出拠点	輸送拠点	75	8	3	3,803	●		●				●	●		●	●	●
なら歴史芸術文化村	奈良県	天理市	●	地方一体型	●		●	●	被災地支援ルート	進出拠点	輸送拠点	73	3	4	3,840	●						●			●	●	
吉野路 大淀 センター	奈良県	大淀町	●	地方単独型				●	被災地支援ルート	進出拠点	輸送拠点	56	3	2	6,200	●			警戒区域								
杉の湯 川上	奈良県	川上村	●	地方単独型				●	広域支援ルート	広域進出拠点	輸送拠点	50	4	1	9,000	●							●				
吉野路 上北山	奈良県	上北山村	●	地方単独型				●	広域支援ルート	広域進出拠点	輸送拠点	51	3	1	1,335	●			警戒区域			●					
十津川郷	奈良県	十津川村	●	地方単独型				●	広域支援ルート	広域進出拠点	輸送拠点	35	1	1	533	●			特別警戒区域								
吉野路 黒滝	奈良県	黒滝村	●	地方単独型				●	被災地支援ルート	進出拠点	輸送拠点	46	5	1	1,650	●		●									
伊勢本街道 御杖	奈良県	御杖村	●	地方単独型				●	被災地支援ルート	進出拠点	輸送拠点	87	3	3	7,800	●											
ふたかみパーク富森	奈良県	葛城市	●	直轄単独型				●	広域支援ルート	広域進出拠点	輸送拠点	93	5	2	2,000	●			警戒区域								
かつらぎ	奈良県	葛城市	●	地方単独型	●			●	被災地支援ルート	進出拠点	輸送拠点	74	25	3	4,013	●			警戒区域								
宇陀路大宇陀	奈良県	宇陀市	●	地方一体型			●	●	被災地支援ルート	進出拠点	輸送拠点	36	3	1	2,006				警戒区域								
宇陀路蜜生	奈良県	宇陀市	●	地方一体型			●	●	被災地支援ルート	進出拠点	輸送拠点	27	4	2	1,800												
きなりの郷 下北山	奈良県	下北山村	●	地方単独型		●		●	広域支援ルート	広域進出拠点	—	226	4	1	6,000	●			警戒区域		●		●			●	
吉野路 大塔	奈良県	五條市	●	地方単独型				●	広域支援ルート	広域進出拠点	輸送拠点	23	0	2	985	●			警戒区域								

表 8.3.1 道の駅の防災機能一覧（2/2）

基本諸元等								各種計画での位置づけ				駐車場				防災上の課題・防災機能												
駅名	都道府県名	市町村名	本計画 区域内	整備形式	重点 「道の 駅」	防災道の 駅への 位置づけ	防災拠点 自動車駐 車場への 位置づけ	南海トラフ 地震防災対策 推進地域	路線	拠点	府県版 道路啓開計画案	全体駐車場台数				EV充電設 備の有無	危険区域の状況				場外 避難降場 (ヘリ ポート)	非常電源 の有無	防災設備			防災備画		
												普通車	大型車 (バス・ トラック)	身障者 用	駐車場 面積 (㎡)		津波浸水 区域内	河川浸水 区域内	土砂災害等 危険箇所内 (警戒区域・ 特別警戒区域)	その他 危険区域			防災対応 の有無	仮設化 の有無	簡易トイレ、 モバイルトイレ の有無	防災資機 材、食料 等の備蓄 の有無	大規模災 害時の協 定の有無	
四季の郷公園	和歌山県	和歌山市	●	地方単独型				●	被災地内ルート	救助活動拠点	—	294	5	13	12,000				警戒区域							●	●	
しみず	和歌山県	有田川町	●	地方単独型				●	被災地内ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	108	4	2	3,000				警戒区域		●		●				●	●
しらまの里	和歌山県	有田川町	●	地方単独型				●	被災地内ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	17	2	1	500	●					●							●
明恵ふるさと館	和歌山県	有田川町	●	地方単独型				●	被災地支援ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	20	2	1	1,000	●			警戒区域		●							●
あらぎの里	和歌山県	有田川町	●	地方単独型				●	被災地内ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	23	0	2	1,000	●			警戒区域									●
おくところ	和歌山県	北山村	●	地方単独型				●	被災地内ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	78	13	4	4,764	●						●						●
志原海岸	和歌山県	白浜町	●	直轄一体型			●	●	被災地内ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	29	7	2	1,860		●					●	●			●		●
椿はなの湯	和歌山県	白浜町	●	直轄単独型				●	被災地内ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	14	2	2	1,752	●			警戒区域									●
San Pin 中津	和歌山県	日高川町	●	地方単独型				●	被災地支援ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	31	2	1	1,292	●		●										●
なち	和歌山県	那智勝浦町	●	直轄一体型			●	●	被災地内ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	49	6	2	1,930	●	●		警戒区域			●	●			●		●
ふるさとセンター大塔	和歌山県	田辺市	●	地方単独型				●	広域支援ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	15	2	2	551	●			警戒区域			●						●
龍神	和歌山県	田辺市	●	地方一体型			●	●	被災地内ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	25	3	1	760				警戒区域			●						●
熊野古道中辺路	和歌山県	田辺市	●	地方一体型			●	●	広域支援ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	17	3	1	1,070	●						●						●
紀州備長炭記念公園	和歌山県	田辺市	●	地方単独型				●	被災地内ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	17	3	1	1,200				警戒区域			●						●
奥熊野古道ほんくう	和歌山県	田辺市	●	地方単独型				●	被災地内ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	20	2	2	4,020	●			警戒区域			●						●
水の郷日高川 龍遊	和歌山県	田辺市	●	地方単独型				●	被災地内ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	42	2	2	1,760	●			警戒区域			●						●
田辺市龍神ごまさんスカイタワー	和歌山県	田辺市	●	地方一体型			●	●	被災地内ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	50	4	1	2,700	●						●						●
たいじ	和歌山県	太地町	●	直轄一体型	●		●	●	被災地支援ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	50	5	2	2,580	●	●		警戒区域			●	●			●		●
瀬峡街道熊野川	和歌山県	新宮市	●	地方一体型			●	●	広域支援ルート	広域進出拠点	—	13	2	2	2,600	●		●	警戒区域									●
くちくまの	和歌山県	上富田町	●	直轄一体型			●	●	広域支援ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	35	7	2	1,094				警戒区域			●	●			●	●	●
龍之拝太郎	和歌山県	古座川町	●	地方単独型				●	被災地内ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	28	5	2	2,000				警戒区域		●	●						●
虫喰岩	和歌山県	古座川町	●	地方単独型				●	被災地支援ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	32	1	1	1,500				警戒区域			●						●
くしもと橋杭岩	和歌山県	串本町	●	直轄単独型				●	被災地支援ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	49	6	2	2,705	●	●					●						●
柿の郷くどやま	和歌山県	九度山町	●	地方単独型				●	被災地支援ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	119	3	3	3,900	●										●	●	●
青洲の里	和歌山県	紀の川市	●	地方単独型				●	被災地内ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	100	5	5	4,500	●						●				●		●
根来さくらの里	和歌山県	岩出市	●	地方単独型				●	被災地内ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	43	4	2	3,205											●	●	●
ねごろ歴史の丘	和歌山県	岩出市	●	地方単独型				●	広域支援ルート	救助活動拠点	—	76	10	2	4,200											●	●	●
海南サクアス	和歌山県	海南市	●	直轄一体型		●	●	●	広域支援ルート	広域進出拠点	広域進出拠点	132	20	4	7,266	●						●	●	●	●	●	●	●
みなべうめ振興館	和歌山県	みなべ町	●	地方単独型				●	被災地内ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	45	4	2	1,707													●
イノブータンランド・すさみ	和歌山県	すさみ町	●	直轄一体型			●	●	被災地内ルート	救助活動拠点	広域進出拠点	10	5	1	900		●		警戒区域			●	●			●	●	●
すさみ	和歌山県	すさみ町	●	直轄一体型	●	●	●	●	広域支援ルート	広域進出拠点	広域進出拠点	123	9	5	5,650	●						●	●			●	●	●
紀の川万葉の里	和歌山県	かつらぎ町	●	直轄一体型			●	●	広域支援ルート	広域進出拠点	広域進出拠点	86	16	9	6,935	●		●				●	●	●	●	●	●	●
かつらぎ西	和歌山県	かつらぎ町	●	直轄一体型			●	●	広域支援ルート	広域進出拠点	広域進出拠点	69	37	7	12,200	●						●	●	●	●	●	●	●
くしがきの里	和歌山県	かつらぎ町	●	地方単独型				●	被災地内ルート	救助活動拠点	—	123	6	2	3,900				警戒区域									●

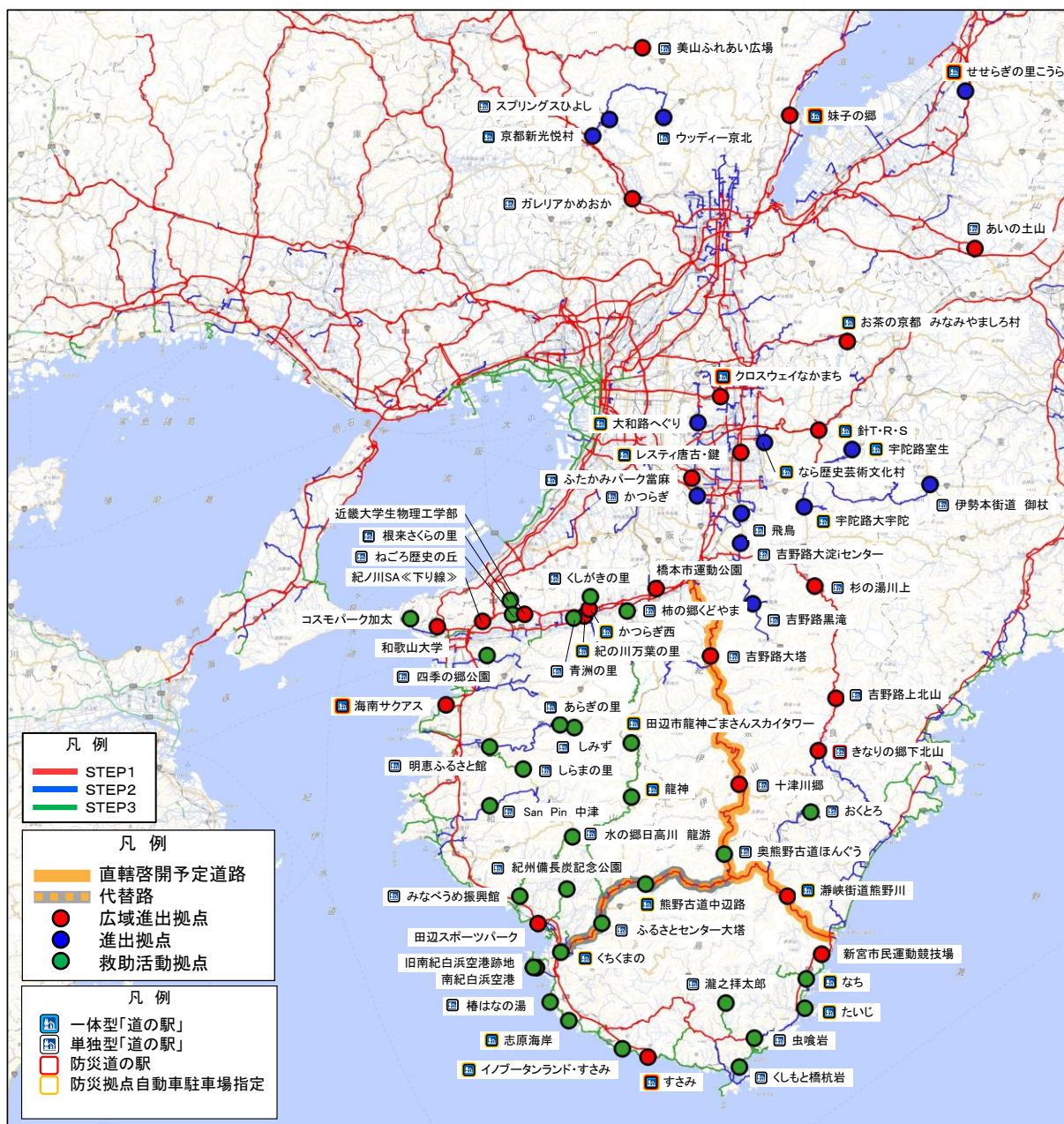


図 8.3.1 優先的に道路啓開を実施する路線・区間と活用可能な道の駅

表 8.3.2 紀伊半島の「道の駅」における主な広域進出拠点の防災機能の整備状況

拠点	駅名	防災拠点自動車 駐車場	駐車場スペース 2,500m ² 以上	非常電源の 有無	防災トイレの 有無
広域 進出 拠点	杉の湯 川上	—	○	×	○
	吉野路 上北山	—	×	○	×
	十津川郷	—	×	×	×
	きなりの郷 下北山	—	○	×	○
	吉野路 大塔	—	×	×	×
	瀬峡街道熊野川	○	○	×	×
	海南サクアス	○	○	○	○
	すさみ	○	○	○	○
	紀の川万葉の里	○	○	○	○
	かつらぎ西	○	○	○	○



図 8.3.2 道の駅（左：道の駅「すさみ」、右：道の駅「海南サクラス」）

8.4 道路啓開ルートリスクの整理

地震災害時には、橋梁の段差や斜面・盛土の崩壊等により、道路啓開に多くの時間を要することが想定される。このような事態に備え、発災後できる限り早期に道路啓開ルートを選定できるよう、優先啓開候補路線における橋梁の耐震補強状況等を平時から把握しておくことが重要である。

このため、表 8.4.1 に示す想定リスクを図 8.4.1～図 8.4.7 に整理・図示した。なお、落橋が発生した場合には交通確保までに長期間を要すること、また能登半島地震において大規模盛土崩壊により復旧に長期間を要した事例を踏まえ、地震による落橋のおそれがある箇所及び盛土崩壊のおそれがある箇所（現在点検中を含む）については、あらかじめ迂回ルートを設定する。

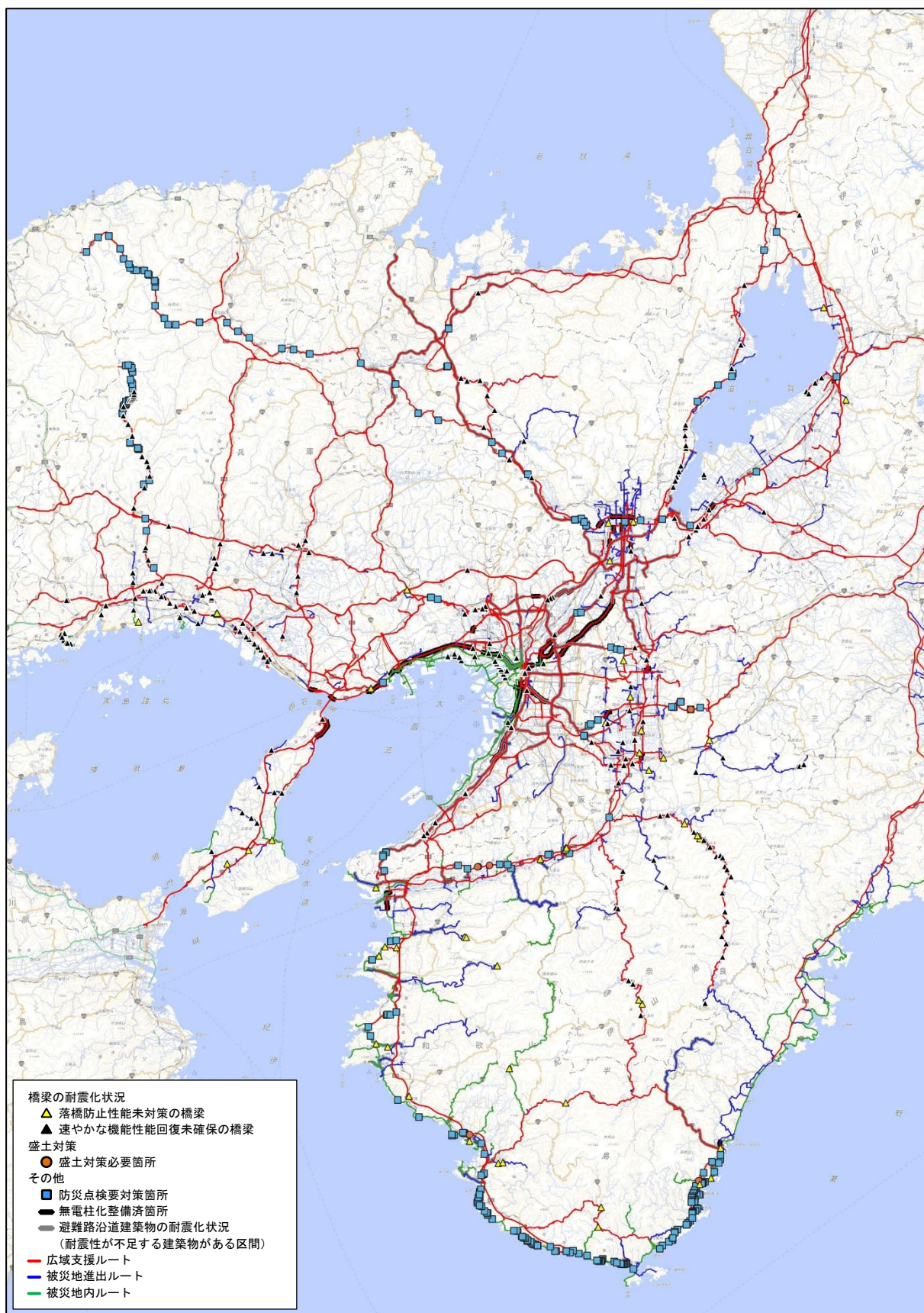
なお、沿道建築物の倒壊については、近畿圏域では、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づき、府県・市区町村の耐震改修促進計画に記載された緊急輸送道路等の避難路が存在しないことから、避難路沿道建築物^{※1}は確認されていない。今後、倒壊のおそれのある沿道建築物に関する情報が更新された場合は、その内容を踏まえ、速やかに沿道建築物の倒壊リスクを整理し、迂回ルートの設定を行うものとする。

これらのリスク箇所については、順次対策を実施していることから、その進捗状況に応じて計画を適宜見直す。

※ 1）建築物の耐震改修の促進に関する法律 施行令 第 4 条の要件を満たす建築物

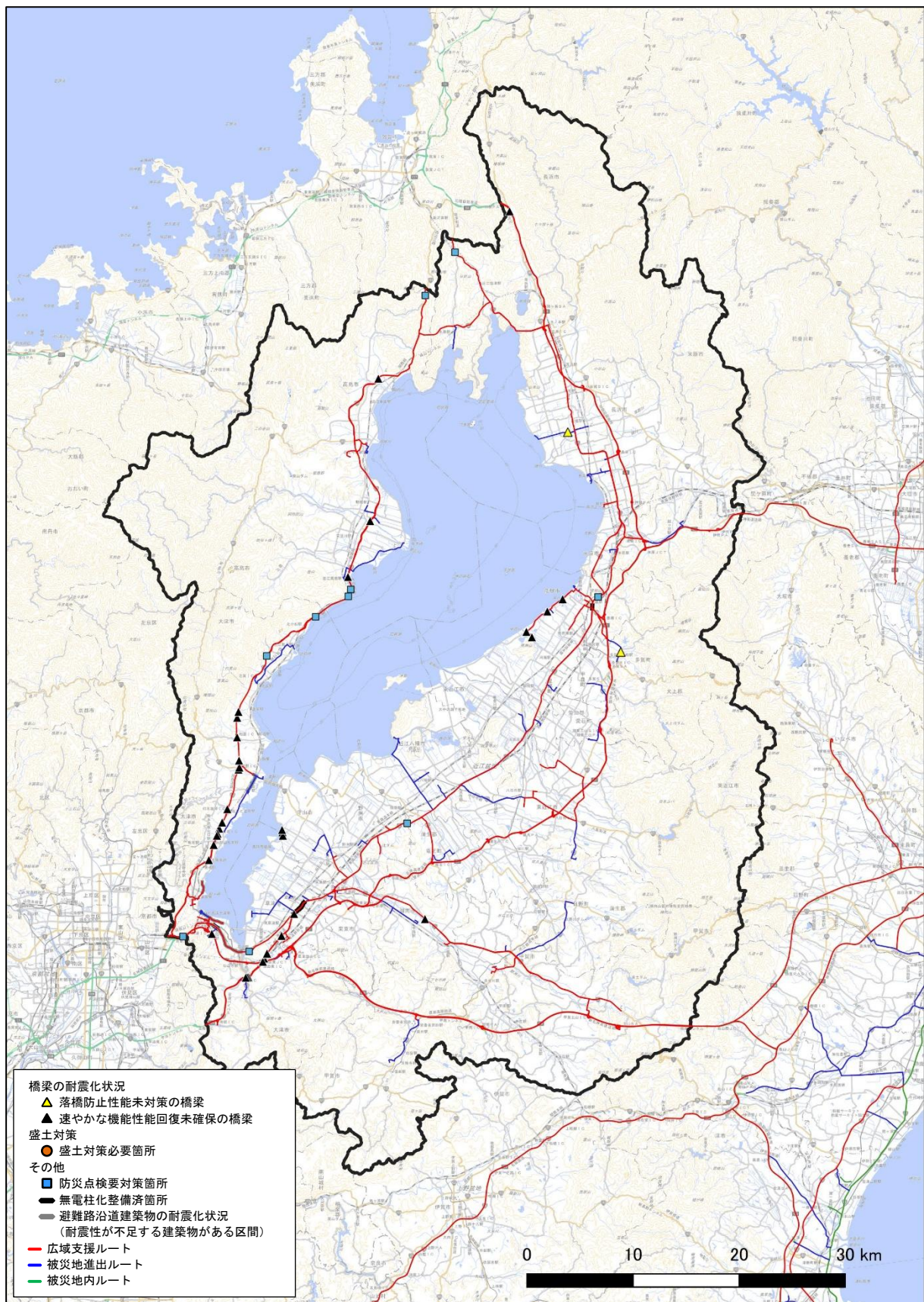
表 8.4.1 整理するリスクの種類と道路啓開への影響など

リスク	リスクの原因	道路啓開作業への影響と対応
橋梁の落橋	落橋等防止性能が未対策	前進不可、代替路を検討 海路、空路を活用したアクセス 中長期的には仮橋設置
橋梁の応急復旧の長期化	速やかな機能回復性能が未対策	
盛土・法面の崩壊	盛土対策等の未実施	
倒壊電柱による道路閉塞	占用制限、無電柱化の未実施	啓開作業の遅延、代替路を検討
沿道建築物の倒壊	沿道建築物耐震化の遅れ	



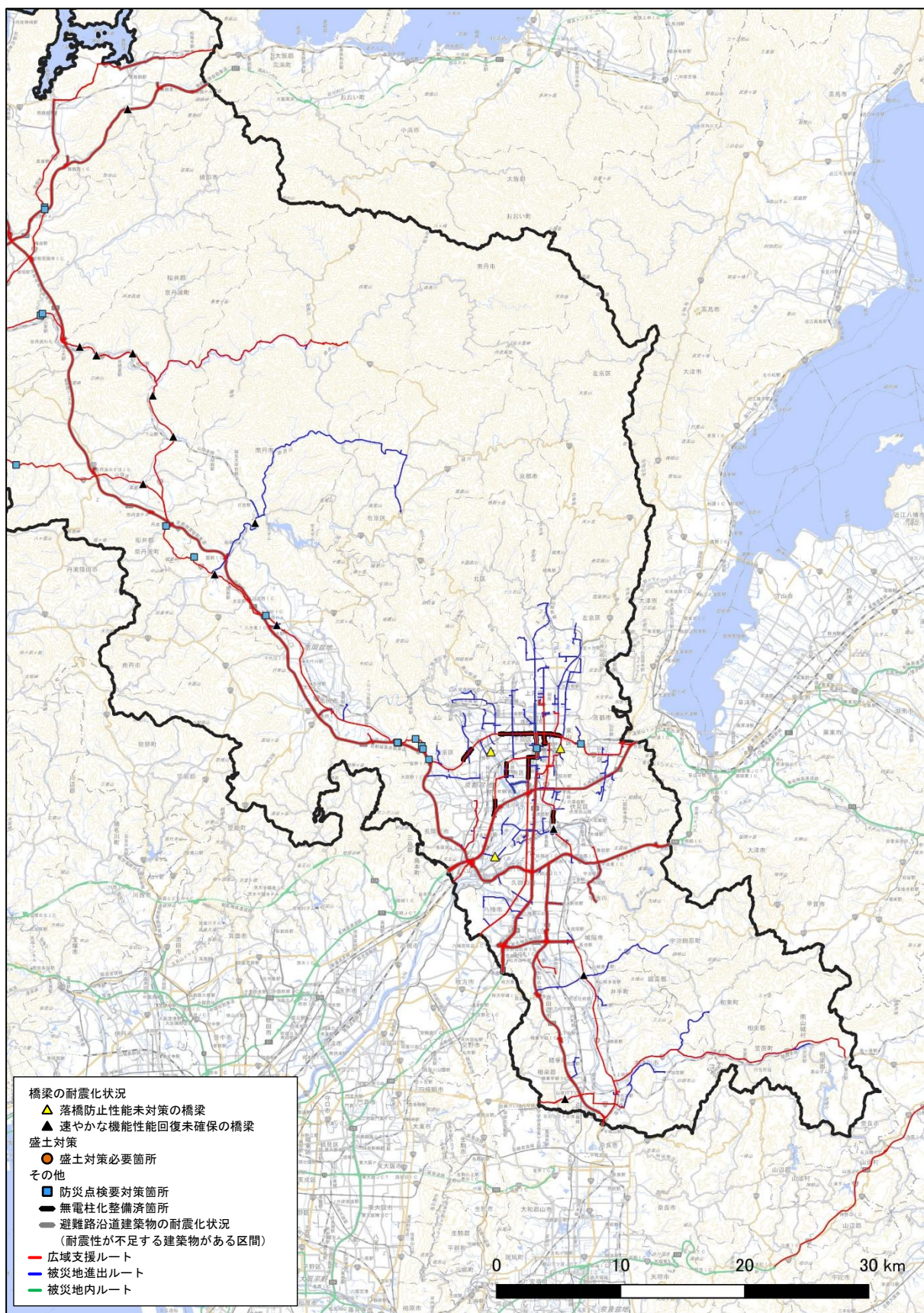
※情報が更新されれば、随時更新を実施していく。

図 8.4.1 道路啓開ルートの防災上のリスク



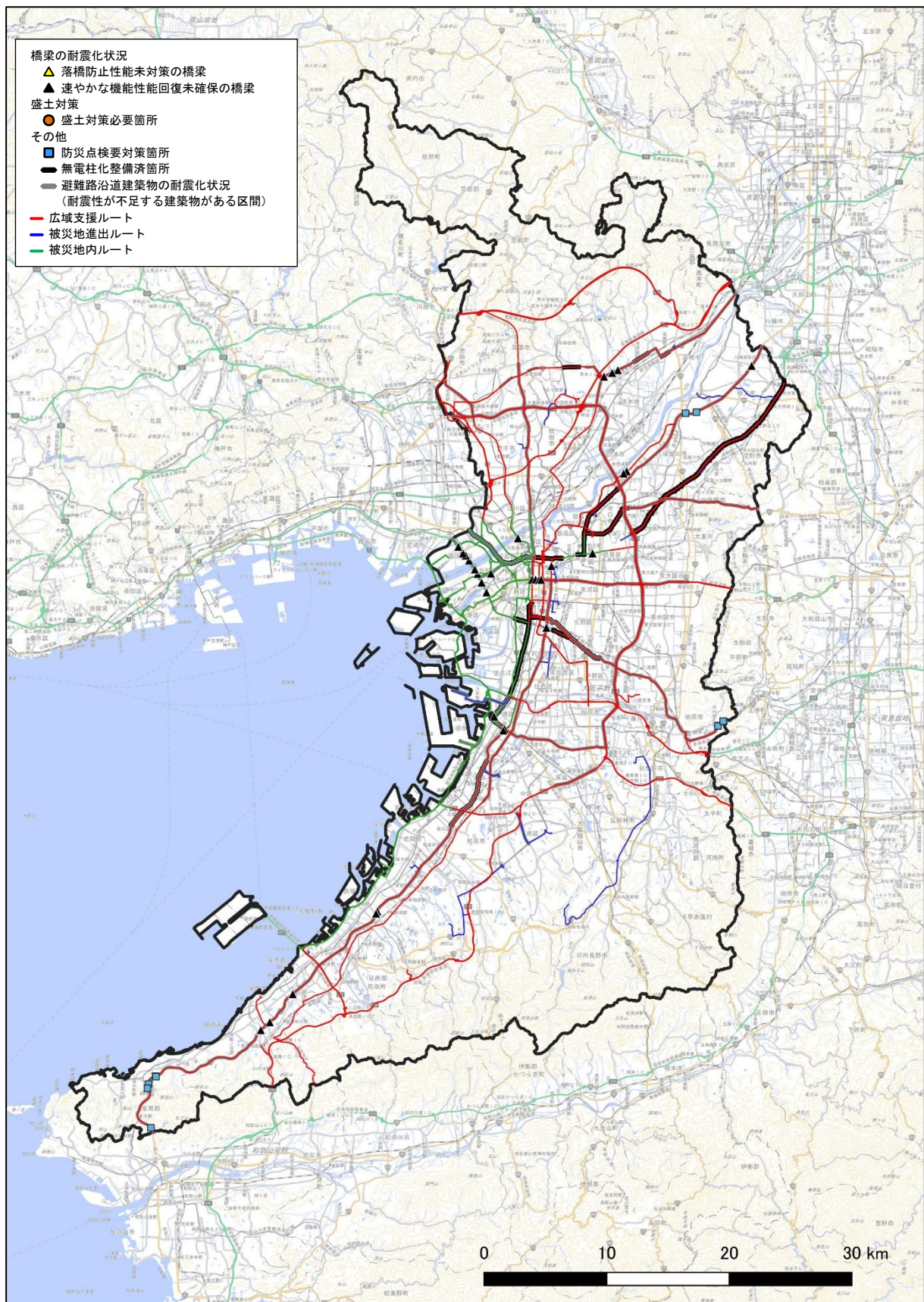
※情報が更新されれば、随時更新を実施していく。

図 8.4.2 滋賀県における道路啓開ルートの防災上のリスク



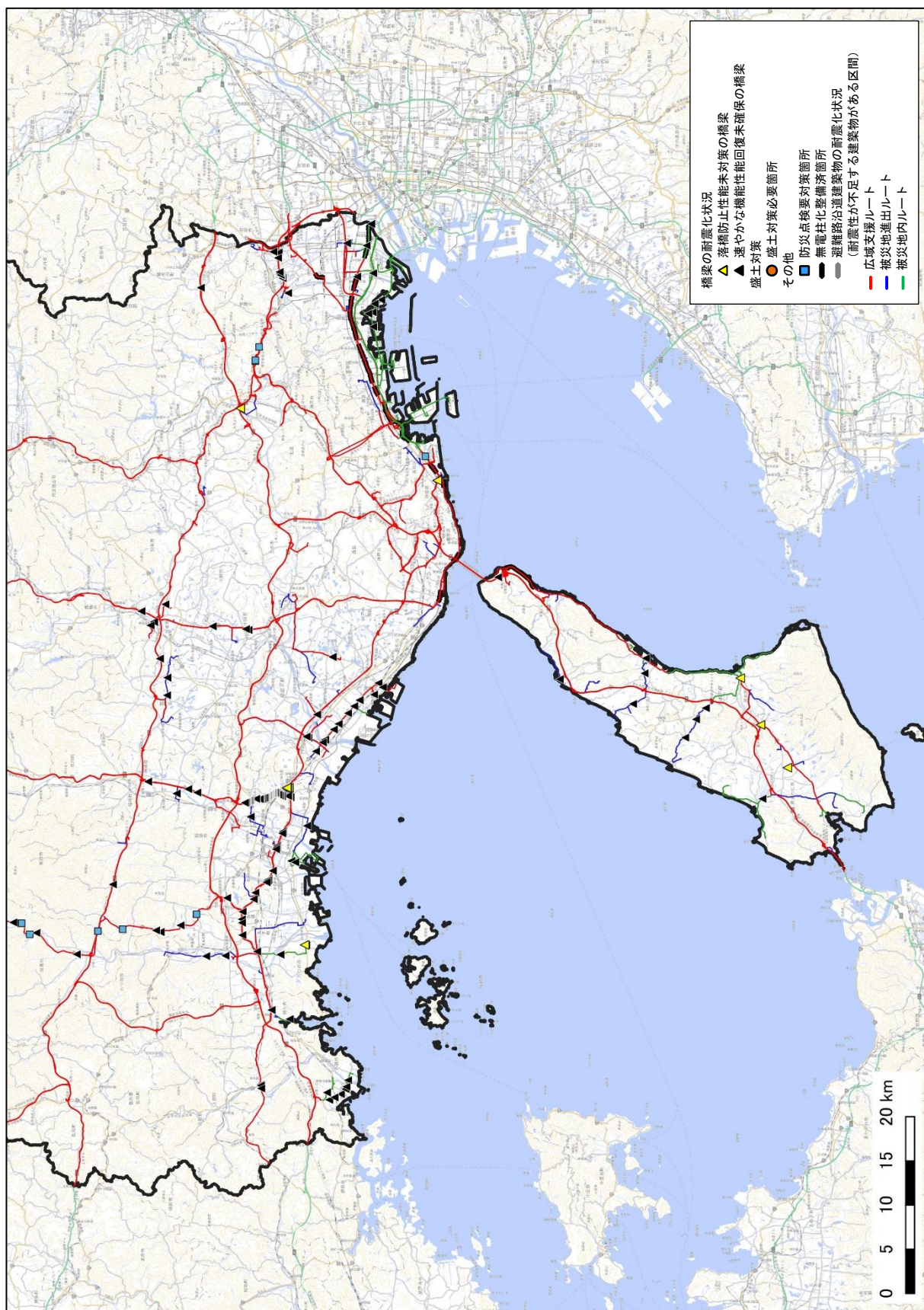
※情報が更新されれば、随時更新を実施していく。

図 8.4.3 京都府における道路啓開ルートの防災上のリスク



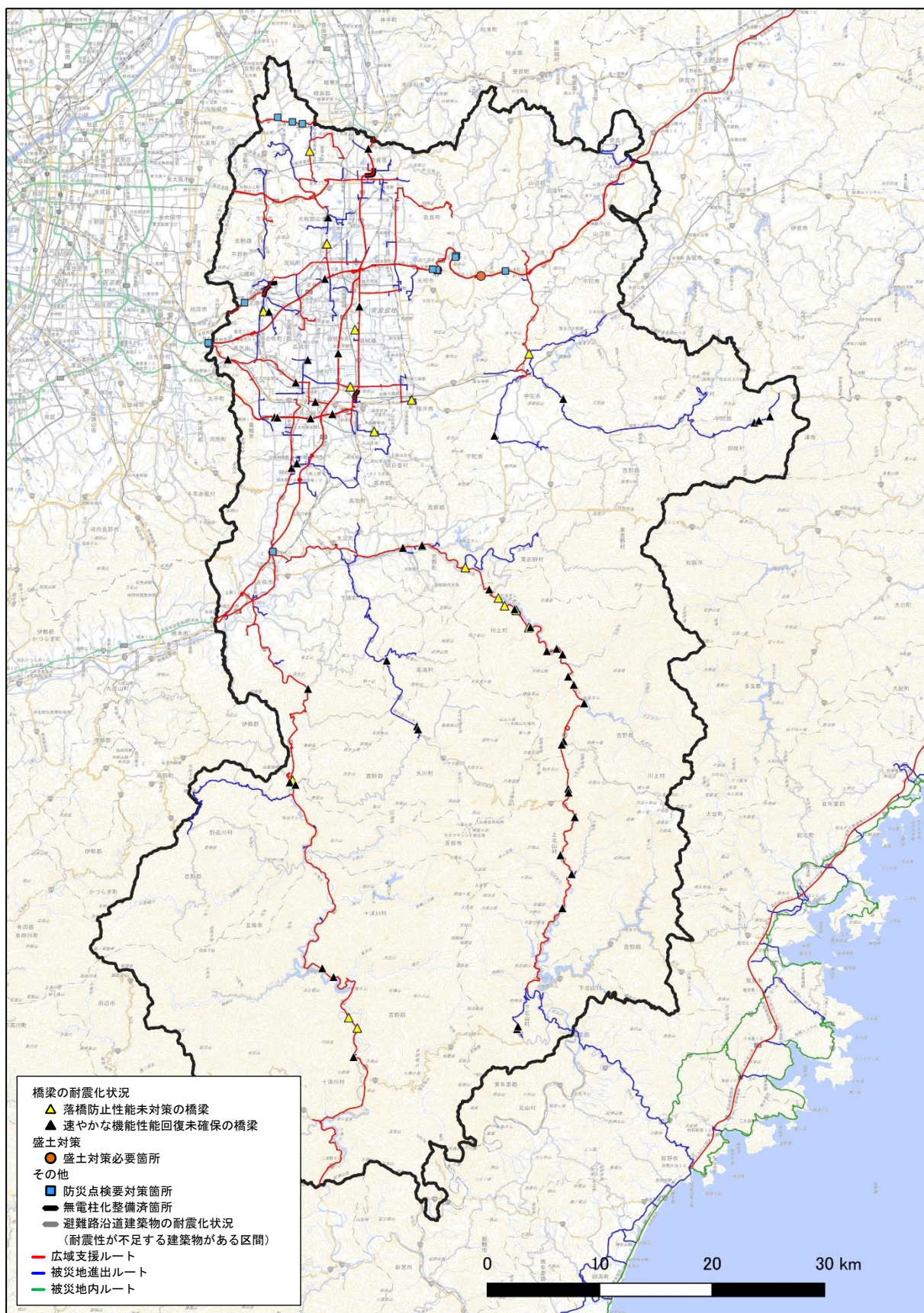
※情報が更新されれば、随時更新を実施していく。

図 8.4.4 大阪府における道路啓開ルートの防災上のリスク



※情報が更新されれば、随時更新を実施していく。

図 8.4.5 兵庫県における道路啓開ルートの防災上のリスク



※情報が更新されれば、随時更新を実施していく。

図 8.4.6 奈良県における道路啓開ルートの防災上のリスク



※情報が更新されれば、随時更新を実施していく。

図 8.4.7 和歌山県における道路啓開ルートの防災上のリスク

道路啓開ルート上のリスクについて地図上で整理し、和歌山県北部地域における広域支援ルートでは、京奈和自動車道に盛土対策必要箇所や防災点検様対策箇所が複数存在しているため、地震による被害が大きい場合は、国道 24 号を迂回ルートとして活用するなど、道路啓開ルート上のリスクに対して、事前に迂回ルートを設定するものとする（図 8.4.8）。



図 8.4.8 迂回ルートの設定（例）

8.5 地域の道路ネットワークの課題等の整理

(1) 近畿の道路ネットワークの課題

近畿の経済社会を支えるとともに、国土の強靱化による安定した国土形成の礎を築くため、事前通行規制区間の解除を図りつつ、海上輸送や航空輸送による緊急輸送を想定した港湾・空港機能等の強化と連携しながら、災害時には「命の道」となる高規格道路ネットワークを構築する必要がある。南海トラフ巨大地震の発災では、紀伊半島南部で地震動による被害に加え、東日本大震災でも顕著となった巨大津波による甚大な被害が想定されており、巨大地震及び巨大津波発生後に紀伊半島沿岸部へのアクセスの確保が重要である。

(2) 南海トラフ巨大地震等への備え（図 8.5.1 を参照）

1) 都市部では、都市高速道路ネットワークをはじめとして、いまだミッシングリンクが存在しており、多数の渋滞箇所の発生、渋滞の慢性化、交通事故の発生等が問題となっており、都市活動や物流を支える交通インフラが脆弱な状況にある。また、大規模災害発生後についても緊急車両の通行等、復旧・復興活動が円滑に展開できるようにミッシングリンクの解消、交通の円滑化に向けて整備を推進しているところである。

2) 紀伊半島の内陸部においては、高規格道路の過疎地帯となっており、国道 168 号及び国道 169 号は紀伊半島を南北に縦貫する重要な幹線道路である。しかし、斜面崩壊・法面崩壊等のリスクが多数存在し、過去の大規模災害時には山間部の国道 168 号や国道 169 号を含む道路において土砂崩壊や落橋等が発生し、多数の通行止めによる孤立集落が発生している。国道 168 号、国道 169 号とも現在も未改良区間があり、国（直轄権限代行）、奈良県及び和歌山県により高規格道路である国道 168 号五條新宮道路、国道 169 号奈良中部熊野道路として整備を推進しているところである。

3) 紀伊半島南部の沿岸部においては、近畿自動車道紀勢線に未供用区間があり、高規格道路ネットワークのミッシングリンクが存在している。一方、この地域では並行する国道 42 号が唯一の幹線道路であるが、南海トラフ巨大地震に伴う巨大津波浸水（最大津波高 19m）により通行不能となることが予測されている。このため、津波に対して十分な高さを確保した近畿自動車道紀勢線の早期完成に向け、整備を推進しているところである。

（近畿ブロック 新広域道路交通ビジョン（令和 3 年 7 月）、「2011 年紀伊半島大水害 国土交通省近畿地方整備局 災害対応の記録」及び近畿地方整備局事業評価監視委員会資料を参考に加筆）

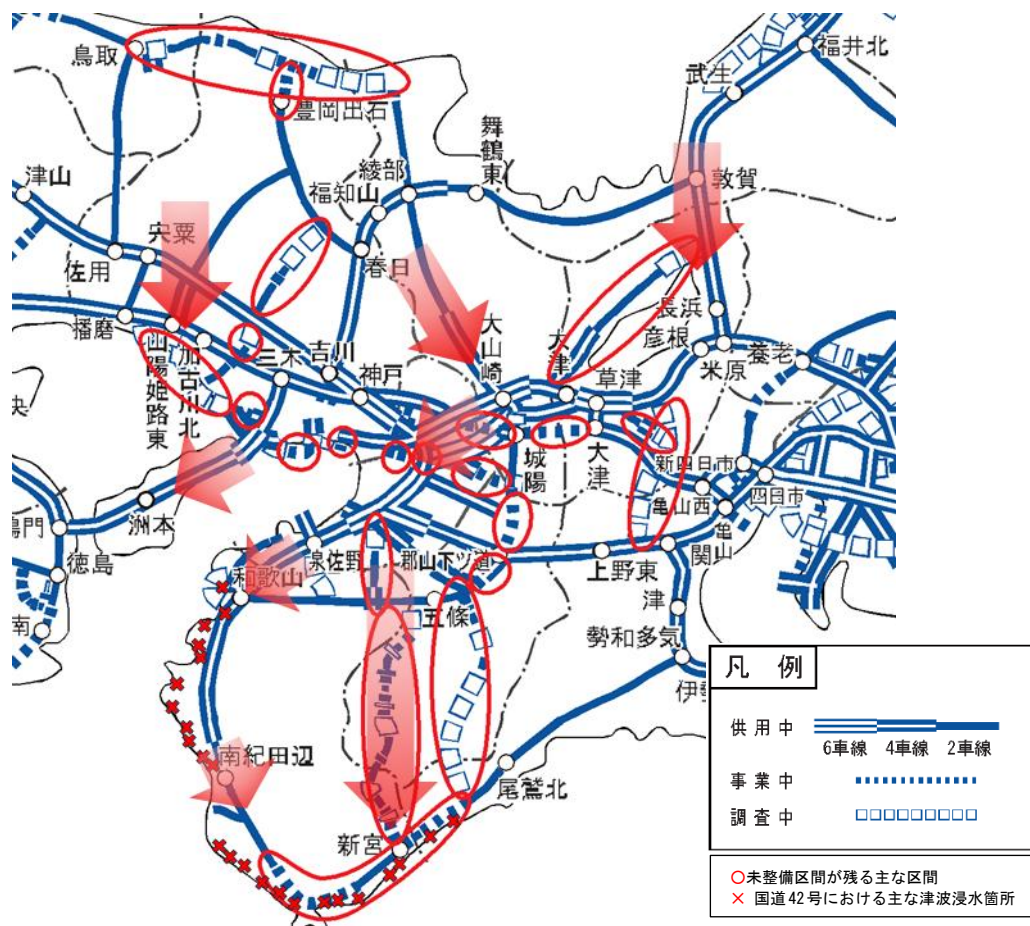


図 8.5.1 関西エリアにおける高規格道路の未整備区間

（関西広域地方計画中間とりまとめ（案）【第 1 部 関西の現状と課題 データ集】（令和 7 年 10 月）に加筆）

8.6 複合災害について

(1) 他の自然災害との複合災害について

能登半島地震後の道路啓開においては、大雨や大雪などの複合災害を経験した。このように、異なる災害が同時または時間差をもって発生する場合、被害が激化、広域化、長期化するおそれがある。

このため、地震・津波発生後に台風等による大雨や大雪が加わる複合災害を想定し、表 8.6.1 および表 8.6.2 に示すとおり、被災シナリオを設定した。

表 8.6.1 複合災害（風水害）による被災シナリオ

先発の自然災害による 地形・施設の変状		後発の自然災害による 被害の発生シナリオ		被害の発生に つながるポイント	後発災害の 発生時期
地震・ 津波	斜面・盛土法面の崩落・不安定化	大雨・ 台風	・不安定化した斜面・法面の崩壊 ・崩壊の拡大の発生 ・河道閉塞の決壊に伴う土石流・洪水が発生	・土砂災害警戒区域（急傾斜地、土石流、地すべり） ・洪水浸水想定区域（浸水深さ） ・河道閉塞の有無	出水期
	段差・亀裂（橋梁段差含む）の発生	大雨・ 台風	・段差・亀裂の拡大 ・河川氾濫や流木による橋梁被害	・洪水浸水想定区域（浸水深さ） ・河道閉塞の有無	
	沿道施設倒壊等による津波堆積物	高潮・ 都市水害	・ゼロメートル地帯で浸水が発生	・高潮浸水想定区域（浸水高さ）	

表 8.6.2 複合災害（雪害）による被災シナリオ

先発の自然災害による 地形・施設の変状		後発の自然災害による 被害の発生シナリオ		被害の発生に つながるポイント	後発災害の 発生時期
地震・ 津波	沿道施設倒壊等による津波堆積物	大雪	・地盤の緩みや雪の重みで沿道施設のさらなる倒壊	・DID 地区（沿道施設の状況）	冬期
	放置車両・事故車両の発生	大雪	・スタックによるさらなる自走不能車両の発生	・道路全線（特に幹線道路）	

上記シナリオに基づき、被害発生の要因となり得るポイントとして、以下の事項が考えられる。このため、図 8.6.1 に各種リスクを図示し、関係者間で情報を共有する。

- ・土砂災害警戒区域 : 斜面の崩落リスク
- ・浸水想定区域 : 盛土法面の崩壊・不安定化、段差・亀裂の発生リスク、ゼロメートル地帯の浸水リスク
- ・DID 地区（人口集中地区） : 沿道施設倒壊のリスク
- ・予防的通行規制区間 : 大雪に伴う啓開作業の停滞等のリスク

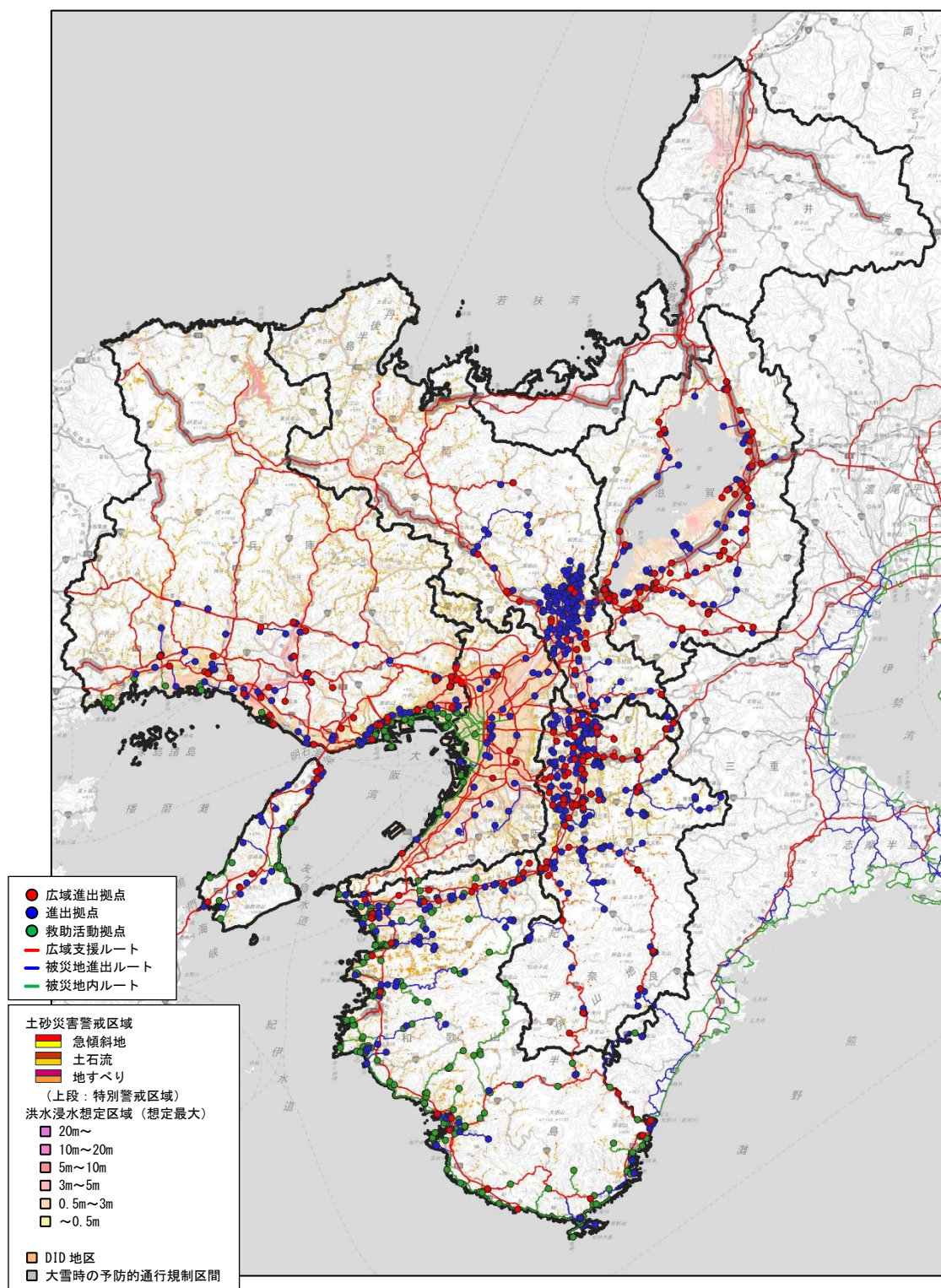


図 8.6.1 紀伊半島の豪雨等の災害リスク

(2) 原子力災害との複合災害について

本計画の啓開作業の対象エリア内には原子力発電所が存在しない。

目的

令和6年1月に発生した能登半島地震では、人命救助、ライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保において道路啓開が極めて重要であることが改めて認識された。こうした教訓を踏まえ、令和7年に道路法等が改正され、道路啓開計画を策定することが法定化された。

近畿道路啓開計画は、近畿圏域(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県の区域)において、道路管理者のほか関係機関も含めて構成される「近畿道路啓開計画協議会」での協議を経て、道路法第22条の3に定める道路啓開計画を策定し、関係機関との連携・協力のもと、大規模災害時における道路啓開の実効性を向上させることを目的とする。

計画の概要

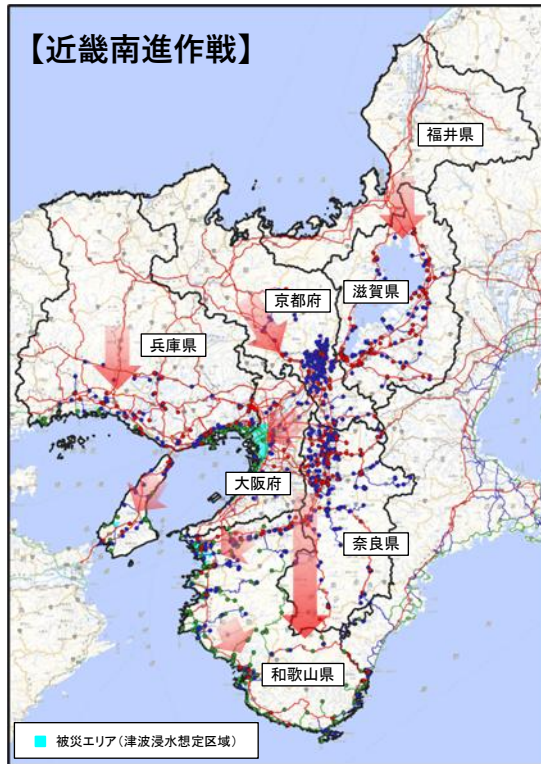
1. 対象とする災害

- 本計画では、「南海トラフ地震」を対象災害、「南海トラフ地震防災対策推進地域」を啓開作業の対象エリア、津波浸水想定区域(和歌山県、大阪府、兵庫県の沿岸部)を被災エリア※として設定
※和歌山県、大阪府、兵庫県が公表する津波浸水想定区域図において浸水が想定される区域(32市18町)

2. 道路啓開の目標、3. 優先的に道路啓開を実施する路線・区間

- 発災から概ね 72 時間以内の道路啓開を目標として、道路ネットワークの整備状況を踏まえ、優先的に啓開すべき路線・区間を設定
- 能登半島地震の教訓を踏まえ、海路・空路を活用したアクセスルートを設定

【近畿南進作戦】



種別	拠点の役割
広域進出拠点 ●	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一次的な目標となる拠点等
進出拠点 ●	広域支援ルートから被災地(活動拠点)に向けた被災地進出を接続する防災拠点
救助活動拠点 ●	被災地(津波浸水域内等)の啓開の拠点となる防災拠点

種別	ルートの役割・機能
広域支援ルート (24h)	・各部隊等の広域的な移動のため、広域進出拠点を連絡するルート ・高速道路、直轄道路、都市高速から設定することを基本とする
被災地進出ルート (48h)	・被災地内の活動に向けて、広域支援ルートと進出拠点を連絡するルート
被災地内ルート (72h)	・甚大な津波被害等が想定される地域内のルート

4. 道路啓開の方法

- 本来道路管理者に代わって国が啓開する路線を設定(直轄啓開予定道路)

路線設定の考え方	紀伊半島における道路ネットワークの実態を踏まえ、広域進出拠点(新宮市民運動競技場)までの主軸となる区間を設定
直轄啓開予定道路	【県管理道路】(合計 約120km) 国道168号(国道24号 五條市 本陣交差点～国道42号 新宮市 橋本交差点)
代替路	【県管理道路】(合計 約50km) 国道311号(国道42号 上富田町 岩崎交差点～国道168号 田辺市 本宮交差点)

- 直轄啓開予定道路の発動条件は、「和歌山県南部で震度6強以上の地震が観測され、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合」または「和歌山県南部で大津波警報が発表され、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合」



図 直轄啓開予定道路

近畿道路啓開計画の概要(案) (2/3)

計画の概要

5. 資機材の備蓄・調達

- 被災想定に基づき算出した必要な資機材量と備蓄量を比較し、必要量を確保できることを確認
- 道路管理者は、災害協定を締結した建設業者等における資機材の備蓄状況について毎年確認を行い、近畿道路啓開計画協議会の関係者間で共有

想定項目	被災量	必要な資機材量		備蓄量 (道路管理者・協定事業者)
津波堆積物	60,000m ³	土砂	2,000m ³	501,081m ³
沿道施設被害	災害廃棄物	土のう袋	65,000袋	706,358袋
	電柱倒壊	敷鉄板	6,000枚	35,386枚
橋梁段差等	橋梁段差	ブルドーザ	400台	430台
		バックホウ	600台	13,244台
	倒壊・落橋 流出	ホイールローダ	400台	2,022台
		ダンプトラック	700台	10,143台
放置車両等	42,000台	ユニック車	600台	1,796台
落石や自然斜面、盛土法面の崩壊	70箇所 110,000m ³			

図 必要資機材量の算定 必要量確保

6. 実践的な訓練

- 道路啓開の実効性を高めるため、道路管理者のほか、協議会に参画する関係機関が参加し、具体的行動の習熟及び連携の確認・強化を図る実践的な訓練を毎年実施

表 訓練年次計画案

訓練メニュー	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
図上訓練	計画・マニュアルに基づく対応訓練(読み合わせ形式、ロールプレイング形式)	●	●	●	●	習熟度に応じて実施形式を設定(最初は読み合わせ、習熟した段階でロールプレイング形式等)
	24条承認の特例の実施に関する連絡調整、権限代行への移行手続き訓練			●		
	災害情報共有システム等を活用した情報共有訓練	●	●	●	●	被災地調査などの実地訓練と組み合わせた訓練も可
実働訓練	衛星画像、ドローン、電動自転車等を活用した被災地調査	●		●		
	関係企業・団体等と連携した啓開作業訓練(土砂・がれき等の撤去、放置車両等の移動、橋梁段差の解消、倒壊電柱の撤去等)		●		●	2~3テーマを決めて実施
	通信手段途絶状態における通信手段確保訓練(スターリンク等)	●			●	

7. 情報収集・伝達

- 道路管理者及び関係機関における情報収集・伝達は、以下の系統図に基づき実施
- 各府県は、道路啓開一元化窓口において道路啓開に関連する各種情報を集約し、近畿地方整備局は、これらの窓口と連携して、近畿管内の道路啓開状況を把握・共有

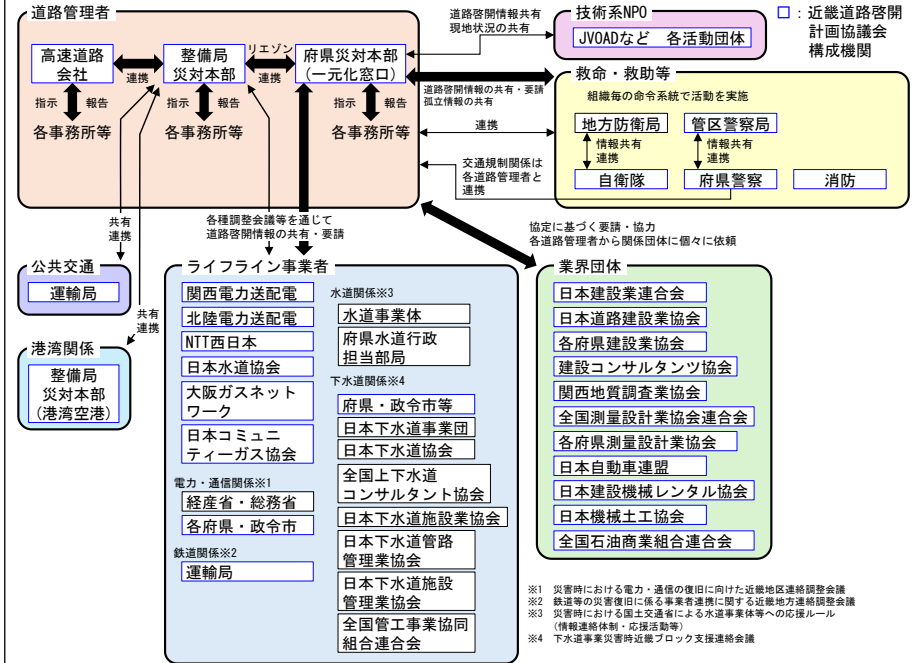


図 関係機関との情報伝達・体制系統図



写真 倒壊電柱の撤去訓練(自衛隊連携)



写真 土砂撤去、放置車両移動訓練

近畿道路啓開計画の概要(案) (3/3)

計画の概要

8. 2道路啓開計画のスパイラルアップ

- 計画策定は、道路管理者および関係機関で議論のうえ作成
- 策定後は、被災想定の見直しや災害対応の教訓等を踏まえ、定期的(5年に1回)に計画を見直す

8. 3道の駅の活用

- 災害時の「道の駅」の迅速な活用と防災機能の強化に向け、各「道の駅」の位置や防災機能の現状を地図上で整理
- 広域支援ルート上の主要な「道の駅」のうち、広域進出拠点として19箇所を位置づけて活用

例) 滋賀県大津市	道の駅「妹子の郷」●▲
京都府亀岡市	道の駅「ガレリアかめおか」
奈良県奈良市	道の駅「クロスウェイなかまち」●▲
和歌山県かつらぎ町	道の駅「かつらぎ西」▲
和歌山県海南市	道の駅「海南サカス」●▲
和歌山県すさみ町	道の駅「すさみ」●▲ 等

- 進出拠点ルート上の主要な「道の駅」のうち、進出拠点として13箇所を位置づけて活用

例) 滋賀県甲良町	道の駅「せせらぎの里こうら」●▲
京都府南丹市	道の駅「京都新光悦村」
奈良県平群町	道の駅「大和路へぐり」▲ 等

●: 防災道の駅 ▲: 防災拠点自動車駐車場

- 直轄啓開予定道路に接続する道の駅「瀬峡街道熊野川」については、道路本線と同様に24条承認の特例を設定
- 道の駅「吉野路 大塔」「十津川郷」については、単独型のため24条承認の特例の設定はしないが、協定締結を行うなどして拠点として機能強化



道の駅「すさみ」



道の駅「海南サカス」

8. 4優先啓開ルート上のリスクの整理

- 優先啓開路線について、浸水想定区域、無電柱化の未整備区間、落橋のおそれ、盛土・法面の崩壊リスク等を地図上に整理し、可視化
- リスクが多い路線を事前に把握し、迂回ルートをあらかじめ設定

8. 5地域の道路ネットワークの課題等の整理

- 都市部では、いまだミッシングリンクが存在しており、多数の渋滞箇所の発生、渋滞の慢性化、交通事故の発生等が課題
- 紀伊半島内陸部においては、過去の大規模災害において、国道168号や国道169号を含めた多くの道路で土砂崩壊や落橋等により通行止めとなり、孤立集落が発生した事例もあることから、強靱な道路ネットワークの確保の課題
- 紀伊半島沿岸部においては、高規格道路ネットワークのミッシングリンクが存在している一方で、並行する国道42号が南海トラフ地震に伴う津波浸水(最大津波高19m)による通行不能のおそれがあることから、津波に対して十分な高さを確保した道路整備の課題

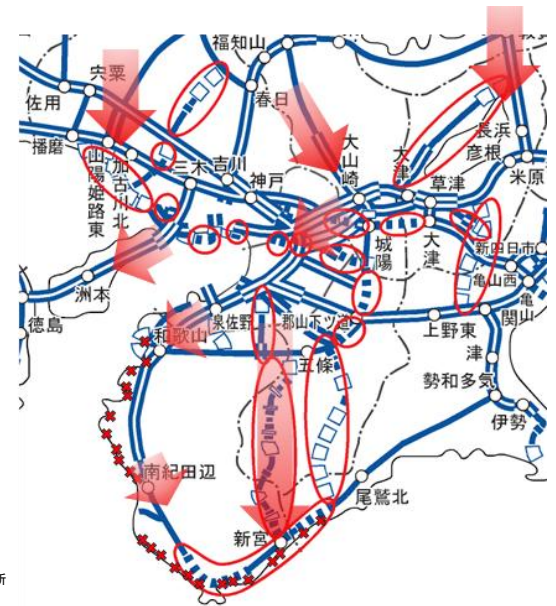
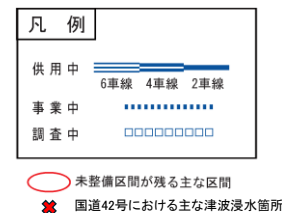


図 関西エリアにおける高規格道路の未整備区間

8. 6複合災害について

- 地震・津波災害に加え、雪害や風水害(大雨・台風・高潮・都市水害)が同時もしくは後発で発生する可能性を踏まえ、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域など、被害発生につながるリスクを図示し、関係者間で情報を共有

今後の進め方

令和8年3月24日

近畿道路啓開計画協議会

第3回協議会

今後の予定

令和7年9月 4日

第1回 近畿道路啓開計画協議会



(第1回～第4回ワーキンググループを実施)



令和8年2月24日

(書面開催)

第2回 近畿道路啓開計画協議会



(第5回ワーキンググループを実施)



令和8年3月24日

(今回)

第3回 近畿道路啓開計画協議会

近畿道路啓開計画(案)について審議

令和8年3月中

(予定)

改正道路法に基づく
近畿道路啓開計画 策定・公表

令和8年度



近畿道路啓開計画
の更新・見直し等

令和8年度内目標

近畿道路啓開計画 更新

必要に応じて

反映

府県単位
道路啓開計画法定協議会 設立



府県単位
道路啓開計画 策定・公表